

令和6年度厚生労働関係部局長会議資料

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目 次

|--|

(1)	令和7年度障害保健福祉部予算案について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(参老	き)令和7年度こども家庭庁(障害児支援関係)予算案について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2	<u>障害者の地域生活における基盤整備の推進について</u>	
(1)	障害福祉分野における運営指導・監査の強化について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(2)	地域生活支援事業等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(3)	読書バリアフリー基本計画(第二期)について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
(4)	障害福祉人材の確保・職場環境改善等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(5)	訪問系サービスについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
(6)	障害福祉サービス事業者等の手続負担の軽減について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
(7)	高齢の障害者に対する支援等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
(8)	事業者指定及び支給決定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
(9)	障害者の就労支援について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
(10)	社会福祉施設等の整備の推進について(社会福祉施設等施設整備費補助金)・・・	78
(11)	障害者支援施設等の災害時情報共有システムの運用について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
(12)	グループホームにおける支援の質の確保について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
(13)	地域生活支援拠点等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
(14)	相談支援の充実等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
(15)	住宅セーフティネット法等改正法について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	106
(16)	障害者虐待の防止及び対応の徹底等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	115
(17)	成年後見制度の利用促進について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122 ชะ. < ธบ. สุริเทตระตะ
(18)	強度行動障害支援を有する者の支援体制強化等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	126
(19)	障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	132 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

3 精神保健医療福祉施策等の推進について

(1)	改正精神保健福祉法の施行について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	138
(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	147
(3)	依存症対策について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	159
(4)	地域医療構想について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	165
(5)	自立支援医療等における利用者負担区分の見直しについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	169
4	障害保健福祉施策に関するDXの推進について	
(1)	公費負担医療におけるオンライン資格確認の導入について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	172
(2)	障害福祉サービスデータベースの第三者提供について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	182
(3)	自治体システム標準化について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	190
(4)	事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化について ・・・	192
(5)	自立支援医療、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳に係る申請手続の	
	オンライン化について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	196
(6)	障害福祉サービス事業者等の経営情報の見える化について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	199



1 令和7年度障害保健福祉部予算案について

(1) 令和7年度障害保健福祉部予算案について

障害保健福祉に関する令和7年度予算案の概要

◆予算額 (令和6年度予算額) 2兆1, 260億円



(令和7年度予算案) 2兆2, 338億円(+1, 078億円、+5. 1%)

【主な施策】※()内は令和6年度予算額

- (1) 良質な障害福祉サービスの確保 1兆6,531億円 (1兆5,651億円) 障害者が身近な地域等で暮らすために必要な障害福祉サービスに必要な経費を確保する。
- (2) 意思疎通支援事業等による地域生活支援の推進 502億円 (501億円) 意思疎通支援など障害者等の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の推進を図る。
- (3) 障害福祉サービス事業所等の整備等の推進 50億円(45億円) 障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進する。
 - ・障害者支援施設等の耐災害性強化等への支援 令和6年度補正予算額:108億円(102億円) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく障害者支援施設等に対する耐震化整備、非常用自家発電設備の設置、 浸水対策等に要する費用の補助を行うとともに、自治体の整備計画に基づく整備を推進する。
- (4)障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援 14億円(13億円)及び地域生活支援事業等の内数 ※一部補正予算に計上

手話通訳者をはじめとする意思疎通支援従事者の養成・派遣などの支援体制の構築を推進するとともに、ICT機器の利用支援の取組、読書環境の整備の促進等を行う。

(5)強度行動障害を有する者に対する地域支援機能の強化 4.3億円(4.3億円) 著しい行動障害が生じているなどの難しい事案に対応する現場の職員を支援するため、高い専門性を有する「広域的支援人材」の 発達障害者支援センター等への配置や、支援者同士での意見交換や情報共有等の取組を進めるため、ネットワーク構築を推進する。

(6)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 8.4億円(8.4億円)

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、住まいの確保支援を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。さらに、市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象とされたことから構築に資する取組について更なる推進を図る。

また、市町村長同意による医療保護入院者等を対象とした実効的な支援のため、都道府県等において、訪問支援員が精神科病院へ 訪問し、患者の話を丁寧に聴きつつ必要な情報提供を行う事業を行うことができる旨が規定され令和6年4月より開始されたため、 体制の更なる構築を図る。

(7) アルコール健康障害対策・薬物依存症対策・ギャンブル等の依存症対策の推進 8.4億円 (8.4億円)

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症患者やその家族等が必要な治療や支援を受けられるよう、全国拠点機関において、 依存症対策に携わる人材の養成等に取り組む。また、都道府県等において、依存症の治療・相談支援等を担う人材を育成するととも に、相談拠点や専門医療機関等の設置を行うことにより、各地域における医療・相談支援体制の整備等を推進する。

さらに、相談支援や普及啓発等に全国規模で取り組む民間団体を支援するとともに、依存症の正しい理解を深めるための普及 啓発を実施する。

・依存症に係る医療の充実等を図るための支援 令和6年度補正予算額:2.2億円

アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症及びゲームに関連する問題など、依存症の実態解明や地域の現状・課題に関する調査研究を実施し、依存症対策を推進する。

(8) 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援 7.7億円(7.7億円)

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に、必要な就労支援を行う。また、事業実施市町村において、JEED(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)との連絡・調整や企業向けの説明会、重度障害者等に対するHPやリーフレット等を活用した周知・広報等に新たに取り組み、さらなる利用人数の増加を図る。

(9) 東日本大震災等の災害からの復旧・復興への支援 被災者支援総合交付金の内数

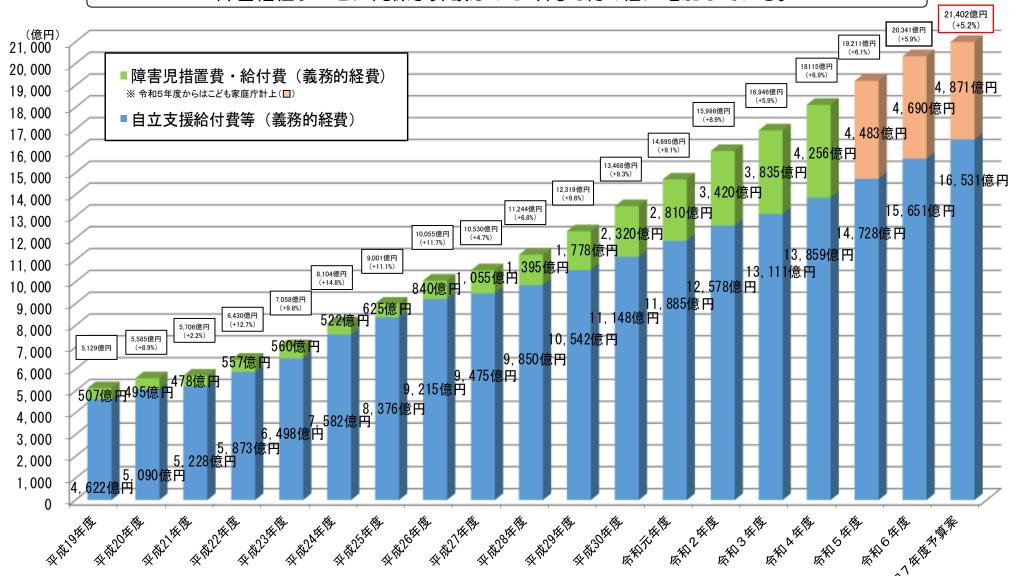
東日本大震災による被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、自主避難者等への支援などを通じて、引き続き専門的な心のケア支援を行う。

・被災者への心のケアの充実を図るための支援 令和6年度補正予算額:1.5億円

令和6年1月の能登半島地震に加え、9月の石川県における大雨による被災者等への心のケアについて、仮設住宅や避難所等への訪問 支援等の充実を図る。

障害福祉サービス等予算の推移





(参考) 令和7年度こども家庭庁(障害児支援関係) 予算案について

令和7年度予算案における主な事項(障害児支援関係)

令和7年度予算案 5,204億円の内数+0.7億円 (デジタルナー括計上)

令和6年度補正予算額 98億円

(1) 良質な障害児支援の確保

4,925億円

• 障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費(児童福祉法に基づく入所や通 所に係る給付等)を確保する。

【令和6年度補正予算】

○ 令和6年人事院勧告を踏まえた障害児施設措置費の人件費の改定

6億円

• 障害児入所施設等に従事する職員の人件費について、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた障害児施設措置費の引上げ等を行う。

(2)地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進 【拡充】

207億円の内数

- 加速化プランに基づき、児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの推進のための取組、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援及び乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を実施する。
- 加速化プランに基づき、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

(3) 専門的支援が必要な障害児への支援の強化【拡充】

207億円の内数【再掲】+0.7億円 (デジタル庁ー括計 F)

- 加速化プランに基づき、医療的ケア児等への支援の充実を図るため、「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の 設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支 援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援、医療的ケア児等を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する。また、 「医療的ケア児等支援システム」について、運用・保守を行う。
- 加速化プランに基づき、聴覚障害児への支援の中核機能の整備を図るため、保健·医療·福祉·教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修の実施などへの支援を行う。

令和7年度予算案における主な事項(障害児支援関係)

(4) 早期発見・早期支援等の強化【新規】

207億円の内数【再掲】

• 加速化プランに基づき、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、 様々な機会を通じたこどもの発達相談や発達支援、家族支援を行い、早期から切れ目なく必要な支援につなげる。

(5) 障害児支援人材確保・職場環境改善等にむけた総合対策

【令和6年度補正予算】

○ 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業

84億円

- 障害児支援現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善等を図ることによる職員の離職の防止・職場定着を推進する。
 - 地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業

5億円

• 障害児支援分野における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害児支援事業所等におけるICTの導入を支援する。

(6) ICTを活用した発達支援の推進

【令和6年度補正予算】

○ 発達障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業

75百万円

• 加速化プランに基づき、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICT を活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を実施する。

(7) その他の施策

【令和6年度補正予算】

○ 熱中症防止対策及び性被害防止対策の実施

2 億円

- 障害児支援事業所等において、こどもの安全を守る観点から、熱中症防止に資する新たな壁掛けエアコン等の導入、こどもの性被害防止に資する設備・備品 の購入等を支援する。
 - 被災地域における障害福祉サービス等の利用者負担減免の特別措置

3百万円

• 令和6年能登半島地震における災害救助法適用地域の児童福祉法における障害福祉サービス等の利用者に対し、市町村等が利用者負担額を減免した場合は、 特例として、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。

2 障害者の地域生活における基盤整備の推進について

(1)障害福祉分野における運営指導・監査の強化について

障害福祉分野における運営指導・監査の強化について

現状

1 都道府県等による障害福祉サービス事業所等に対する運営指導の実施

- 都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)における障害福祉サービス事業所等(障害児通所支援事業者、障害者支援施設及び障害児入所施設を含む。)に対する令和5年度の**運営指導の実施率**(実施件数/全事業所数)は**16.5%(1.0%~48.8%の平均値)**であり、指導指針においておおむね3年に1度の実施を求めている(※)ことと比較して**実施率が低い**。
- 令和2年に指導指針の別紙「主眼事項及び着眼点等」の重点化等について通知し、令和6年にはオンラインでの実施も可とする方針を通知しているが、<u>障害福祉サービ</u> ス事業所等の数が年々増加していること等により、自治体の体制整備が追いついていない状況。
 - (※)介護の運営指導については、原則は少なくとも指定の有効期間(6年)に1回の頻度で行い、施設系サービスや居住系サービスについては、利用者の生活の場であること等を考慮し、3年に1回の頻度で運営指導を行うことが望ましいこととされている。

2 障害福祉分野における運営指導・監査マニュアル、処分基準の考え方の例の作成

- 障害福祉サービス等に係る行政処分の実施及び程度の決定に当たっての基本的な考え方については、障害福祉関係指導監督職員等研修において、介護保険分野と同様に、 ①公益侵害の程度、②故意性の有無、③反復継続性の有無、④組織性・悪質性の有無等を踏まえて総合的に判断するよう示している。
- しかし、障害福祉分野においては、<u>介護保険分野のように運営指導・監査マニュアルや処分基準の考え方の例は作成されていない</u>。
- 自治体より、処分の理由や内容に不合理な差異が生じないよう、全国標準の基本的な考え方を示してほしいとの指摘もある。

3 障害福祉分野における指導監査関係の研修

(都道府県等向け)

- 毎年1月頃に、都道府県等の職員に対する指導監査における留意点等に関する研修を実施している(任意・オンライン形式)。
- 都道府県等の職員に対する研修については、指導監査の実施時期や職員の異動時期を踏まえると年度初期に実施するのが効果的であるが、<u>年度後半の実施</u>となっており、 令和5年度の<u>参加率</u>(参加自治体数/全自治体数)は<u>67.4%</u>である。
- 研修内容が画一的であり、直近の通知改正や他自治体の実践報告など参考となる情報が少ない、との声も聞かれるところ。

(国所管の障害福祉サービス事業者等向け)

- 毎年1月頃に、国所管の事業者等に対する指導監査に関する研修を実施している(任意・オンライン形式)。
- 国所管の事業者等に対する研修については、**年度後半の実施**となっており、令和5年度の参加率(参加法人数/全法人数)は36.4%と低い。
- 研修内容が画一的であり、他事業者の取組などの情報が少ない、との声も聞かれるところ。

現状

4 国所管の障害福祉サービス事業者等に対する業務管理体制の一般検査の実施

- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく事業者の業務管理体制の一般検査について、指定事業所等が2以上の都道府県に所在する障害福祉サービス事業者等(障害児通 所支援事業者、障害者支援施設及び障害児入所施設を含む。)は国(厚生労働省及びこども家庭庁)が所管しており、約920法人が国所管(令和6年12月時点)。
- しかし、全ての国所管の障害福祉サービス事業者等に対して実施が徹底できていない。
- 一般検査の対象となった事業者以外は書面検査等を実施しておらず、一般検査の実施対象となった事業者についても、事前に書面を提出させるのではなく、一般検査時に 一項目ずつ聞き取りで確認を行っている。
- 5 国所管の障害福祉サービス事業者等に対する業務管理体制の一般検査に関する自治体との連携
 - **国所管の障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の一般検査の実施計画及び実施結果**について、当該事業所が所在する**自治体との情報共有がなされていない状況**。
 - 業務管理体制の整備に関する届出について、未届事業者も一定数存在する。

こうした状況を踏まえ、運営指導・監査の在り方について検討を進めており、見直しの方向性について、今後方針を示す予定



行政処分のあった障害福祉サービス等事業所件数 (法人種別内訳)



(2) 地域生活支援事業等について



地域生活支援事業費等補助金

令和7年度当初予算案 502億円 (501億円) *() 内は前年度当初予算額 |

- ○地域生活支援事業 442億円(441億円)
- ~ ○地域生活支援促進事業 60億円(60億円)

注)地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の対応分を含む。

また、令和6年度予算額は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により障害福祉サービス報酬へ移行した分等を除く。

1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

〇 地域生活支援事業

(障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条) (※統合補助金)

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

「補助率]

- ①市町村事業:国1/2以内、都道府県1/4以内で補助
- ②都道府県事業:国1/2以内で補助

「業電な手」

- ①市町村事業:移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意 思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能 強化事業、日中一時支援
- ②都道府県事業:発達障害者支援センター運営事業、専門性 の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福 祉ホーム

O 地域生活支援促進事業 (平成29年度創設)

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業(特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。)

[補助率]国1/2又は定額(10/10相当)

[主な事業]発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

<事業実績>

- 1,730市町村、47都道府県
- ※ 令和4年度実績ベース

地域生活支援事業費等補助金の見直し内容(令和7年度予算案)

地域生活支援促進事業

(1) **発達障害者支援体制整備事業**【拡充】(実施主体:都道府県·指定都市)

市町村・事業所・医療機関との連携や困難ケースへの対応を行う「発達障害者地域支援マネジャー」の配置等を行い、地域支援機能の強化を図る。 **〈拡充内容〉**

中核的人材を含む強度行動障害を有する者に対する支援人材が連携した支援の実施や、支援者同士での意見交換や情報共有等の取組を 進めるためのネットワーク構築。

(2) **工賃向上計画支援等事業**【拡充】(実施主体:都道府県)

就労継続支援事業所等に対する経営改善や商品開発等に対する支援等を実施。

<拡充内容>

事業所等における適切な会計管理の徹底や、就労支援事業会計に基づいた経営改善計画の策定及びその確実な実行に向けた会計士等の就 労支援事業会計に関する専門家の派遣、都道府県における就労支援事業会計に関する相談窓口の設置等の実施。 農業等生産者と障害者就労施設とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援。

(3) 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

【拡充】(実施主体:市区町村)

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

<拡充内容>

事業実施市町村において、JEED(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)との連絡・調整や企業向けの説明会、重度障害者等に対するHPやリーフレット等を活用した周知・広報等に新たに取り組み、さらなる利用人数の増加を図る。

※以下の事業については廃止する。

地域生活支援事業(市町村事業)のうち、

- 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保
- 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
- •複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進事業

地域生活支援事業(都道府県事業)のうち、

- 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業
- •企業CSR連携促進事業

(令和7年度予算案)地域生活支援事業(市町村事業)

必須事業 理解促進研修 - 啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 (1) 基幹相談支援センター機能強化事業 (2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業) 4 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 意思疎诵支援事業 日常生活用具給付等事業 手話奉仕員養成研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター機能強化事業

(参考) 交付税を財源として実施する事業

- ・ 相談支援事業のうち障害者相談支援事業 ・ 地域活動支援センター基礎的事業
- ・障害支援区分認定等事務 ・自動車運転免許取得・改造助成 ・更生訓練費給付

任意事業

- 1 日常生活支援
 - (1) 福祉ホームの運営
 - (2) 訪問入浴サービス
 - (3) 生活訓練等
 - (4) 日中一時支援
 - (5)地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業
 - (6) 市町村と地域生活定着支援センターの連携強化事業
- 2 社会参加支援
 - (1) レクリエーション活動等支援
 - (2) 芸術文化活動振興
 - (3) 点字・声の広報等発行
 - (4) 奉仕員養成研修
 - (5) 家庭·教育·福祉連携推進事業
- 3 就業・就労支援
 - (1) 盲人ホームの運営
 - (2) 知的障害者職親委託

(令和7年度予算案)地域生活支援事業(都道府県事業)

必須事業

- 1 専門性の高い相談支援事業
 - (1) 発達障害者支援センター運営事業
 - (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
- 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
 - (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
 - (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
 - (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業
- 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
 - (1) 手話通訳者·要約筆記者派遣事業
 - (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
 - (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
- 4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
- 5 広域的な支援事業
 - (1) 都道府県相談支援体制整備事業
 - (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業
 - (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

任意事業

- 1 サービス・相談支援者、指導者育成事業
 - (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業
 - (2) 相談支援従事者等研修事業
 - (3) サービス管理責任者研修事業
 - (4) 居宅介護従業者等養成研修事業
 - (5) 障害者ピアサポート研修事業
 - (6) 身体障害者 · 知的障害者相談員活動強化事業
 - (7) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業
 - (8) 精神障害関係従事者養成研修事業
 - (9) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業
 - (10) 成年後見制度法人後見養成研修事業
 - (11) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業

任意事業

- 2 日常生活支援
 - (1) 福祉ホームの運営
 - (2) オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練
 - (3) 音声機能障害者発声訓練
 - (4) 医療型短期入所事業所開設支援
 - (5) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業
- 3 社会参加支援
 - (1) 手話通訳者設置
 - (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供
 - (3) 点字・声の広報等発行
 - (4) 点字による即時情報ネットワーク
 - (5) 都道府県障害者社会参加推進センター運営
 - (6) 奉仕員養成研修
 - (7) レクリエーション活動等支援
 - (8) 芸術文化活動振興
 - (9) サービス提供者情報提供等
 - (10) 障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業
 - (11) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業
- 4 就業・就労支援
 - (1) 盲人ホームの運営
 - (2) 重度障害者在宅就労促進(バーチャル工房支援)
 - (3) 一般就労移行等促進
 - (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等
 - (5) 就労移行等連携調整事業
- 5 重度障害者に係る市町村特別支援

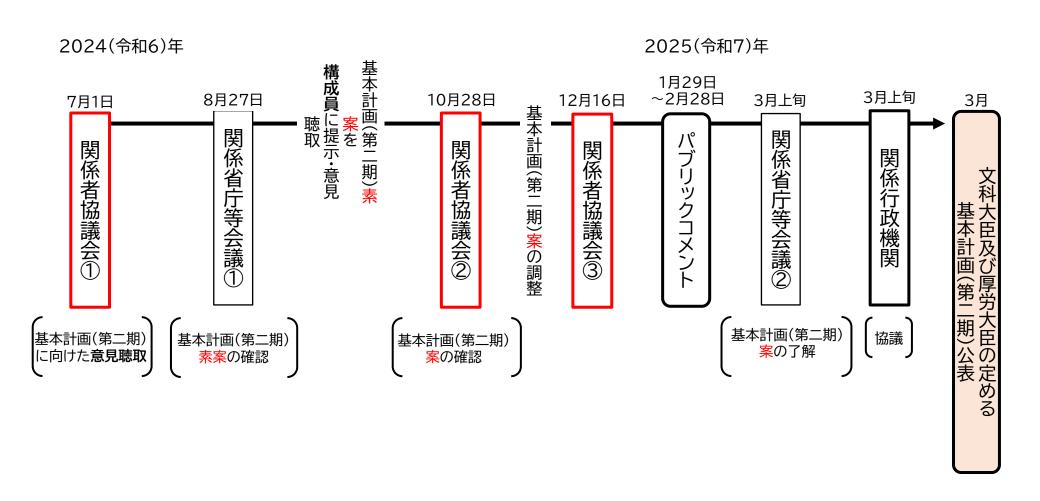
(令和7年度予算案)地域生活支援促進事業

	#	邹道府 归	事業
1	発達障害児者地域生活支援モデル事業	14	「心のバリアフリー」推進事業
2	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	15	身体障害者補助犬育成促進事業
3	発達障害者支援体制整備事業【拡充】	16	発達障害児者及び家族等支援事業
4	障害者虐待防止対策支援事業	17	発達障害診断待機解消事業
5	障害者就業・生活支援センター事業	18	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業
6	工賃向上計画支援等事業【拡充】	19	障害者ICTサポート総合推進事業
7	障害者芸術・文化祭開催事業(※)	20	意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業
8	強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)	22	地域における読書バリアフリー体制強化事業
9	障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業	24	入院者訪問支援事業
10	成年後見制度普及啓発事業	25	高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進 事業
11	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業	26	都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業
12	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業	27	都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業
13	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業		

	市町村事業				
1	発達障害児者地域生活支援モデル事業	20	意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業		
4	障害者虐待防止対策支援事業	21	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業		
10	成年後見制度普及啓発事業	22	地域における読書バリアフリー体制強化事業		
16	発達障害児者及び家族等支援事業	23	雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業【拡充】		

(3)読書バリアフリー基本計画(第二期)について

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る基本的な計画(第二期:令和7~11年度)」策定スケジュール



視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(第二期)案【概要】

(読書バリアフリー基本計画)

※赤字は第一期からの主な変更箇所

本計画の位置付け

- ・視覚障害者等(=視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、
- ・読書バリアフリー法(7条)に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定<mark>(対象期間:令和7~令和11年度の5年間)</mark>。
- ・関係者による「協議の場」(18条)として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等(=音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等)について、市場で流通するものと、著作権法第37条に 基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍(=点字図書、拡大図書等)を提供するための取組を推進する。

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークの充実に努める。
- ・生成AI等の近年急速に進化している技術による課題解決を図ることの重要性に留意する。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等(9条関係)

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
- ・視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・視覚障害等のある教職員への支援
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実のための専門職員の配置や、読書バリ アフリーの普及・啓発の促進

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化(10条関係)

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システム(みなサーチ)に係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの積極的な周知や利活用促進のための研 修会の開催
- ・会員加入の促進などサピエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(11条関係)

- ・サピエ図書館の運営者における製作手順や仕様基準の共有及び製作技術の向上のた めの研修の充実
- 書籍・電子書籍等)の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・特定書籍等製作者が望むデータ形式を相互に変換するための仕組みについての検討
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について、国が主導し実証 調査を実施

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等(12条関係)

- ・技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・電子書籍販売サイトにおける書籍情報の案内等がアクセシブルなものとなるよう環境整備の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供 ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者等との検討の場を
- ・「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン」の図書館への普及に向けた導入支援

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備(13条関係)

・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進、サービスの認知度の向上

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援(14条・15条関係)

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサピエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相 談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による障害の特性に即した端末機器等の給付の実施

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等(16条関係)

・特定書籍・特定電子書籍等(=著作権法第37条により製作されるアクセシブルな ・視覚障害者等が使いやすいシステム及び機器等の研究開発やサービス提供者に対する資金面 の支援及び開発成果の普及

8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等(17条関係)

- ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する社会の変化に対応した研修等の実施
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の確保と養成

基本的施策に関する指標

・「基本的施策に関する指標 | を設け、これらの進捗状況を確認することで、着実な施策の推進を目指す。

(4) 障害福祉人材の確保・職場環境改善等について

障害福祉人材の確保・職場環境改善等について

障害福祉人材確保・職場環境改善等事業

- 他産業との厳しい人材獲得競争にさらされる、障害福祉分野の人材確保の課題に緊急的に対応するため、令和6年度補正予算において、福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所を支援するための経費を計上したところ。
- こうした事業が現場の障害福祉職員の賃上げにつながるように、事務の円滑な執行にご協力いただきたい。

福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進について

- 処遇改善加算の更なる取得促進に向けて、令和7年度においても「職場環境等要件」及び「賃金体系の整備」について要件の緩和を行うとともに、申請事務の簡素化等を行うこととしている。今後詳細をお示ししていくので、事業所への周知等にご協力いただきたい。
- あわせて、処遇改善加算の更なる取得促進のため、令和5年度補正予算に引き続き、令和6年度補正予算においても 「障害福祉サービス事業所等サポート事業」として必要な予算を確保したので、ぜひ活用いただき、各事業所の処遇 改善加算の取得に向けた支援をお願いしたい。
- このほか、令和6年度補正予算において、障害福祉現場における生産性の向上や、業務効率化・職場環境の改善に向けて、具体的なテクノロジーの導入への支援、経営等の協働化への支援の事業についても計上しているので、積極的な活用をご検討いただきたい。

【〇障害福祉分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援】

施策名:障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(障害福祉人材確保・職場環境改善等事業)

令和6年度補正予算

・障害福祉全体(障害児(こども家庭庁分)含む) 343億円

障害者のみ(厚労省分)

258億円

<u>① 施策の目的</u>

- 〇 障害福祉人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、 緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、障害福祉現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。

② 対策の柱との関係



③ 施策の概要

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算(※1)を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。
 - ※1 福祉・介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。
- ・障害福祉サービス事業所において、その福祉・介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費(※2)に充てるほか、福祉・介護職員等(※3)の人件費に充てることを可能とする。
 - ※2 間接業務に従事する者等を募集するための経費や、職場環境改善等(例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施)のための様々な取組を実施するための研修等の経費など
 - ※3 当該事業所における福祉・介護職員以外の職員を含む

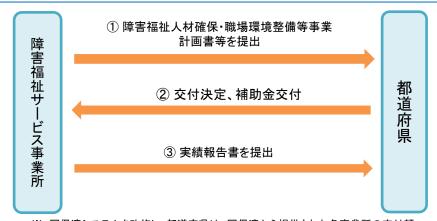
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

■支給対象

- (1)福祉・介護職員等処遇改善加算の取得事業所
- (2)以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所

<取組>

福祉・介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う



※ 国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額 一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に 必要な事務費等を確保

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、障害福祉職員の確保・定着や障害福祉サービスの質の向上につなげる。 26

処遇改善加算の更なる取得促進に向けた方策

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算丨
		・賃金体系等の	整備及び研修の実施等	 等	
		・加算IV相当額の	の2分の1以上を月額	領賃金で配分	
職場環境の改善				>	0
昇給の仕組み		2		\circ	0
改善後賃金年額440万円			3		0
経験・技能のある介護職員					O

- ①: 令和7年度から新たに適用される「職場環境等要件(職場環境改善)」への対応。 ※ ○: 6区分からそれぞれ1つ以上、◎: 6区分からそれぞれ2つ以上の取組を行う。
- → 令和7年度中に要件整備を行う誓約をすることで、職場環境等要件を満たしたものとする。(通知改正) さらに、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金」を申請している事業所においては、職場環境等要件を 満たしたものとする。(通知改正)
- ②:「昇給の仕組み」への対応
- → 令和6年度は誓約により満たすこととしている「資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備」の要件について、 経過措置の延長により、令和7年度以降も誓約により満たしたものとする。(通知改正)
 - ※「賃金体系等の整備及び研修の実施等」も同様の扱いとする。
- ③:「改善後賃金年額440万円」への対応
 - ※「経験及び技能を有する介護職員と認められる者のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上」とする。
- → 現行規定において「加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合」は 、当該要件の適用除外となっている点について、当該規定の周知や明確化を行う。(通知改正、QAの発出)

加えて、申請の事務負担への対応として、以下の措置を講じる。

- ・ 要件を満たしてるどうかの確認を可能な限りチェックリスト方式とするなど申請様式の簡素化。
- ①処遇改善加算、②障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の申請様式を一体化。

障害保健福祉部

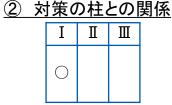
施策名:障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(障害福祉サービス事業所等サポート事業)

令和6年度補正予算額 4.5億円

障害福祉課 (内線3036)

① 施策の目的

処遇改善加算の取得促進を行う等、障害福祉分野における人材の確保を推進する。



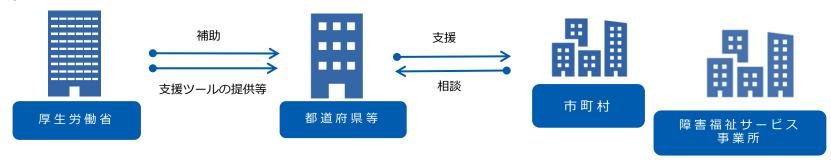
③ 施策の概要

障害福祉サービス等事業所の事務体制等のサポート等を行うため、処遇改善加算の取得促進のための事業所への助言や、障害福祉分野のしごとの魅力発信等の人材確保対策を行う場合に必要な事務費等を補助し、都道府県等における障害福祉サービス等事業所や市町村に対する支援体制の確保を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体:都道府県、指定都市、中核市

補助率:10/10



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

都道府県等レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等に寄与する。

令和6年度補正予算額 9.4億円

障害保健福祉部 障害福祉課

施策名:障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業)

(内線3091、3092)

施策の目的

利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業 務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、障害福祉現場の生産性向上を一層推進する。

対策の柱との関係



施策の概要

「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」、「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、利用者の安心安全な生 活の確保を図りつつ、職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICT を複数組み合わせて導入する際の経 費等を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【補助対象等】

○介護ロボット

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支 援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援のいずれかの場面において利用する介護ロボット

※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象

OICT

- (①情報端末(タブレット端末など)、②ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)、
- ③通信環境機器等(Wi-Fi、ルーターなど)、④保守経費等(クラウドサービスなど)、
- ⑤AIカメラ等(防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するカメラ)
- ※③、④については、①、②の導入に必要なものに限り対象。
- ※②は記録業務から請求業務までを一気通貫で実施する製品に限り対象。

○介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

- ・介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入する場合に必要な経費
- ・見守り機器の導入に必要な通信環境を整備するための経費
- ○導入マニュアル・効果測定の実施
- ・介護ロボット、ICTの導入促進を図るためのマニュアル作成及び効果測定の実施

【導入支援の対象施設・事業所】

- •障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包 括支援、障害児入所施設(介護ロボット)
- ・障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所(ICT)

【補助率】

- 1. 施設等に対する導入支援:国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/4 事業者1/4
- 2. 都道府県等による導入促進(体験会・研修会): 国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/2
- 3. 導入マニュアル作成及び効果測定: 定額補助(上限:1.500万円)

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、民間団体

【事業スキーム】



施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進することで、安心・安全な障害 福祉サービスの提供に寄与する。

令和6年度補正予算額 2.0億円

障害保健福祉部 障害福祉課 (内線3035)

施策の目的

障害福祉サービス事業所等による、人材の確保・経営の安定化に向けた協働化等の職場環境改善への取組につい て、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組な どを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

<u>2</u>	ᅔ	対策(<u>の柱</u>	<u>との</u>	関	3
		т	π	πт	ĺ	

I	II	Ш
0		

施策の概要

障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野 である介護分野等との協働化(共生型)の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を 把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組 を推進する。

施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 都道府県・指定都市 補助率 定額(10/10相当)







報告書等の作成

企画・検討会の実施補助

施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業の実施により、障害福祉分野における小規模事業所の協働化等の取組が普及することで、障害福祉サービス事業所の環境の改善、人手不 足の解消、生産性の向上が期待できる。

(5) 訪問系サービスについて

訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードの 修正に伴う支払い額の調整について

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)を改正し、令和6年4月1日より、報酬算定に用いる単位数を見直したところ。
- 今般、訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムの介護給付費等単位数サービスコード(令和6年4月施行版)(以下「サービスコード」という。)が、報酬告示の単位数とは一部異なる設定となっており、報酬の請求・支払額について告示の単位数より過不足が生じていることが判明(都道府県及び市町村宛てに、令和6年11月29日に事務連絡、12月26日にQ&Aを発出)。
 - ・該当サービス:居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援
 - ・主な内容:提供時間が長時間の場合に、サービスコード上、報酬の基礎単位に1~11単位の差が生じている。

(参考) 全国事業所への影響額 (概算)

	影響事業所数	1事業所あたり・1月分(平均)
居宅介護	4,310事業所	支払いが50円不足
/LI 0/1102	(全事業所の18%)	(1月分平均収入額100万円)
重度訪問介護	4,150事業所	支払いが5,500円不足
主汉则凹川陵	(全事業所の48%)	(1月分平均収入額170万円)
同行援護	2,560事業所	支払いが80円過大
1971]]及吱	(全事業所の38%)	(1月分平均収入額30万円)
重度障害者等	6事業所	支払いが5,500円過大
包括支援	(全事業所の50%)	(1月分平均収入額410万円)

○ 新たなサービスコードでの報酬請求には、公益社団法人国民健康保険中央会、市町村、事業所のシステム等の改修が必要となる。このため、令和7年6月サービス提供分からを目途に、新たなサービスコードを用いた報酬請求が可能となるように作業を進めている。

また、報酬の過去分調整額(令和6年4月から令和7年5月サービス提供分まで)については、令和7年6月 サービス提供分の報酬支払いと同時に調整を行う予定(令和7年8月に支払い予定)。

訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードの 修正に伴う支払い額の調整について

○ 令和7年6月サービス提供分を受付する7月(7月請求)からは、事業所から新サービスコードを用いて報酬が請求され、市町村の二次審査のために都道府県の国民健康保険団体連合会から市町村に送付される一次審査結果資料においても新サービスコードの情報が含まれるため、市町村においてシステム対応ができていない場合は、市町村システムにデータを取り込めないことになる。

このため、各市町村においては、令和7年6月末までにシステム改修を終えられるよう、早めに、必ず、契約している事業者(ベンダ)に、システム改修のスケジュール等について確認いただきたい。

また、各市町村が所有するシステムの改修については、国において支援する予定であり、令和6年度補正予算の「障害者自立支援給付審査支払等システム事業費(自治体分)」において、就労選択支援の創設に伴う改修等に係る経費への補助と併せて必要な予算を計上しているところであり、ご活用いただきたい(別添の「令和6年度補正予算資料」参照)。

【〇障害者の社会参加の推進等、共生社会の実現に向けた取組】

施策名:障害者自立支援給付審査支払等システム事業(自治体分)

令和6年度補正予算 40億円

(別添)

① 施策の目的

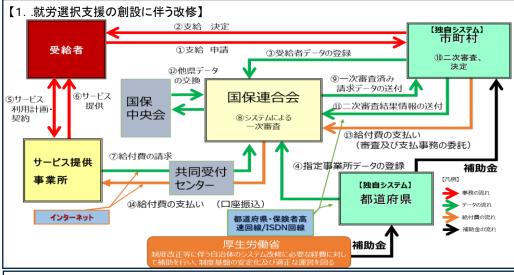
本事業は、制度改正等に伴う自治体のシステム改修に必要な経費に対して補助を行うことにより、制度基盤の安定化及び適正な運営を図るもの。

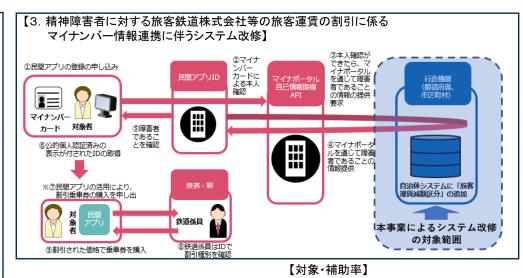
② 対策の柱との関係 I II III □ □

③ 施策の概要

就労選択支援の創設や報酬請求システムのサービスコード修正に伴う所要の改修及び精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報 連携に伴うシステム改修が必要となり、これらに係る経費を要求するもの。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等





【2. 報酬請求システムのサービスコード修正に伴う改修】

- 〇令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードが、報酬告示の単位数とは異なる設定(※)となっており、請求・支払額が告示の単位数より過不足が生じているため、市町村の審査システムの改修を行う。
- (※)居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援のサービス 提供時間が長時間の場合の報酬単位に1~11単位の差あり
- 〇令和7年6月目途に新サービスコードによる請求を開始し、同月分の報酬支払い と同時に過去分を調整予定。

(令和6年4月以降の調整額を国保連が計算し、対象事業所に事前通知)

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

(参考)全国事業所への影響額の推計(概算)

(多方/至日子朱//) "00彩音识071年时(城井/				
	影響事業所数	1事業所あたり・1月分(平均)		
居宅介護	4 , 310事業 (全事業所の18%)	支払いが50円不足 (1月分平均収入額100万円)		
重度訪問介護	4 , 150事業所 (全事業所の48%)	支払いが5,500円不足 (1月分平均収入額170万円)		
同行援護	2,560事業所 (全事業所の38%)	支払いが80円過大 (1月分平均収入額30万円)		
重度障害者等 包括支援	6事業所 (全事業所の50%)	支払いが5,500円過大 (1月分平均収入額410万円)		

- 1..就労選択支援の創設
 - 対象:都道府県及び市町村
 - •補助率:1/2
- 2. 報酬請求システムのサービスコード 修正に伴う改修
 - •対象:市町村
 - "刈水: 巾叫剂
 - •補助率:1/2
- 3. 精神障害者に対する旅客鉄道株式 会社等の旅客運賃の割引に係る マイナンバー情報連携に伴うシステ ム改修
 - 対象:都道府県及び市町村
 - •補助率:2/3

本システムの改修を行うことで、職員の負荷軽減だけでなく、住民サービスへの時間に割り当てることが可能となるほか、精神障害者の移動及び社会参加をさらに促進する環境整備の役割を果たすことにつながる。 34 (6)障害福祉サービス事業者等の手続負担の軽減について

障害福祉サービス事業者等の手続負担の軽減について

標準様式等の活用及び基本原則化について

- 指定申請関連文書等について、地方公共団体において現在使用されている様式を参考としつつ、簡素化の観点から検討を行った上で、標準様式及び標準添付書類(以下「標準様式等」という。)を作成し、令和6年4月にこども家庭 庁及び厚生労働省のホームページに掲載するとともに、事務連絡において周知したところ。
- 障害福祉サービス等事業者の手続負担軽減の観点から、各都道府県等におかれては、標準様式等の積極的な活用をお願いする。
- また、今後、標準様式等に必要な見直しを加えたうえで、令和6年度内に、標準様式等の使用を基本原則化するための関係府省令等の改正を予定している。当該改正の施行については、一定の準備期間を設けることを検討している。 今後、詳細をお示ししていくので、ご承知おきいただきたい。

手続の簡素化について

 上記事務連絡においては、標準様式等の活用と併せて、押印・署名の見直しや書類の提出方法の見直し等、手続きの 簡素化の方策についてもお示ししているところ。障害福祉サービス等事業者の負担軽減の観点から、各種手続きの簡素化についても、積極的に御検討いただきたい。

標準様式等の使用の基本原則化を巡るこれまでの経緯

令和5年6月16日 「規制改革実施計画」(閣議決定)

- こども家庭庁及び厚生労働省は、(略)指定申請関連文書、報酬請求関連文書及び指導監査関連文書について、<u>標準様式及び標準</u> 添付書類(以下「標準様式等」という。)を作成する。(令和5年度措置)
- 障害福祉サービス等事業者が、**当該標準様式等を用いて手続等を行う**こととするための<u>所要の法令上の措置</u>を講ずる方向で検討する。(令和5年度検討・結論)

令和6年2月6日 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

・ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、 令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。

令和6年11月22日

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」閣議決定

- 障害福祉サービス事業者等の手続き負担を軽減するため、<u>2024年度内に</u>、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う手続き※について、標準様式及び標準添付書類を用いることとするために必要な法令上の措置を講ずる。
 - ※ 指定申請及び報酬請求

令和6年12月25日

「規制改革に関する中間答申」規制改革推進会議

• こども家庭庁及び厚生労働省は、(略)障害福祉サービス等事業者が(略)地方公共団体に対して行う指定申請及び報酬請求(加 算届出を含む。以下同じ。)の手続について、こども家庭庁及び厚生労働省が定めた標準様式及び標準添付書類(以下「標準様式 等」という。)を用いることとするために必要な法令上の措置を講ずる。(令和6年度措置)

障害福祉分野における手続負担の軽減について(概要)

(令和6年4月12日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課/企画課監査指導室 ・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)

障害福祉サービス等事業者の手続負担の軽減に向けて、各都道府県等に対して、標準様式等の積極的な活用を促すとともに、各 種手続きの簡素化の取組について検討を依頼。

1. 標準様式等の活用について

- 指定申請・報酬請求等関連文書に係る標準様式及び標準添書類(以 下「標準様式等」という。)について、こども家庭庁及び厚生労働 省のホームページへの掲載を周知。
- 標準様式等の活用は、障害福祉サービス等事業者の手続負担を軽減 し、牛産性の向上に資するものであることから、各都道府県等に対 し、標準様式等の活用について積極的に検討いただくよう依頼。

2. 手続の簡素化について

- 指定申請等の様式について押印・署名を求めることがないよう、標 進様式等の活用を依頼。
- 新規指定申請については、事前説明や面談の機会等を含めて一度は 対面の機会を設けることを基本としつつ、書類の提出は電子メール・ 等による提出も可能とすること等、場合分けを行った上での対応を 依頼。
- 更新の申請及び変更の届出については、原則、電子メール等による 提出とするよう依頼。
- 各種加算の届出をはじめ、指定申請以外の手続においても電子メー 3.今後の標準様式等の使用の法令上の措置・システム整備について ル等による提出を原則とするなど、手続の簡素化に資するよう、柔 軟な対応を依頼。
- 人員配置に関する添付資料は、人員配置基準に該当する資格に関す る資格証等の写し及び管理者等の経歴書のみとし、雇用契約書等そ

の他の人員に関連する添付資料は求めないよう依頼。

- 運営規程等を定めるに当たっては、指定基準において置くべきとさ れている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載すること も差し支えないことを改めて周知。
- 実人数を記載する場合であっても、運営規程の「従業者の員数」に 変更が生じたものとして届出が必要になる場合は、変更が生じた都 度ではなく、1年のうち一定の時期を比較して変更があった場合で 足りることを周知。
- 指定に当たっての施設・設備等の写真の提供は地方公共団体が現地 を訪問できない場合に限るよう依頼。
- 更新申請時に求める文書の簡素化を依頼。
- 同一事業所で複数のサービスの指定等の有効期限が異なる場合に、 それらの指定等の有効期間をあわせて更新することが可能であるこ とを周知。
- 運営指導において重複した資料の提出を求めないことや、ICTで管理 している書類についてはPC画面上で確認することを依頼。
- (略)
- 4. 障害福祉分野における事業者要望専用窓口について(略)
- 5. 障害福祉分野における手続負担の軽減のための調査について (略)

(7) 高齢の障害者に対する支援等について

高齢の障害者に対する支援等について

介護保険制度と障害福祉制度の適用関係について

• 介護保険制度と障害福祉制度の適用関係については、令和5年6月30日に、市町村が留意すべき具体例等を事務連絡においてお示ししたところであり、本事務連絡も参考に、各市町村において適切な運用がなされるよう、引き続き周知徹底をお願いしたい。

共生型サービスについて

• 障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となるよう、平成30年度に「共生型サービス」を設けたところ。各自治体において、制度の利用促進に向けた管内事業所への周知を引き続き お願いしたい。

新高額障害福祉サービス等給付費について

新高額障害福祉サービス等給付費については、希望する対象者が本制度を利用できるようにすることが重要であり、 各自治体においては、申請対象者へ個別に勧奨通知を送付するとともに、問合せがあった際に対象者に対し丁寧に制度を説明することなどを含め、引き続き利用促進に向けた取組をお願いしたい。

介護保険制度と障害福祉制度の適用関係

社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになる。



ー律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、<u>申請者の個別の状況に応じ、申</u> 請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断

(2)介護給付費等と介護保険制度との適用関係

市町村は、介護保険の被保険者(受給者)である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を受け、又は利用することが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について(平成19年通知)」

市町村が適当と認める支給量が<u>介護保険サービスのみによって確保することができないと</u> 認められる場合等には、<u>障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能</u>

③ 具体的な運用

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について<u>介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合</u>には、その限りにおいて、<u>介護給付費等を支給することが可能</u>である。

- ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに 相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上 において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。
- イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合(当該事情が解消するまでの間に限る。)。
- ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合(介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。)

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について(平成19年通知)」

障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合については、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの(同行援護、 行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等)については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を 支給する。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について(平成19年通知)」

(参考)事務連絡・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」(抜粋)(令和5年6月30日発出)

1. 介護給付費等と介護保険制度との適用関係

(2) 具体的な運用の例について

適用関係通知を踏まえた高齢障害者に対する支給決定について、以下のとおり具体的な運用の例として考えられるものを挙げるので、参考にされたい。各市町村においては、本事務連絡も参考として、自らの運用を確認する等、必要な対応をお願いする。

【具体的な運用例】

- ・居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給限度額では必要な支給量が不足する場合に、当該不足分について居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。
- ・居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給対象とならない支援内容や時間(例えば、家事援助として認められる範囲の違いや、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りなど)が必要と認められる場合に、介護保険の訪問介護の支給とは別に居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。
- ・自立訓練(機能訓練)を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の通所介護等では提供できない支援内容(例えば、白杖を用いた歩行訓練や意思疎通に困難を生じた場合の訓練等)が必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き、自立訓練(機能訓練)の利用を認める。
- ・共同生活援助を利用する障害者について、個々の障害者の状況等から見て必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き共同生活援助の利用を認める。なお、当該障害者の要介護度等に応じて、認知症グループホームや特別養護老人ホーム等への入居・入所を検討することが望ましい場合も想定される。

※本事務連絡の全文は下記ご参照

https://www.mhlw.go.jp/content/001117896.pdf

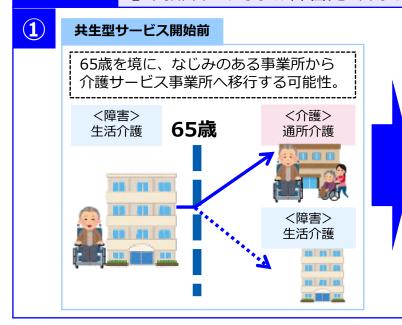
共生型サービスの概要

○ 介護保険法の訪問介護・通所介護・(介護予防)短期入所生活介護については、<u>障害者総合支援法若しくは児童</u> 福祉法の指定を受けている事業所からの申請があった場合、「**共生型サービス」として指定**が可能。

共生型サービスを活用することのメリット

利用者

- ① 障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。
- ② 高齢者だけでなく、障害児・者など多様な利用者が共に暮らし支え合うことで、お互いの暮らしが豊かになる。







事業所

<u>障害福祉事業所、介護保険事業所それぞ</u> れの基準を満たす必要なし。

※ 障害福祉事業所の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定を受けることができるよう、特例基準を設定。

地域

地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を 有効に活用することが可能。

介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者と障害児・者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意をしつつ、共生型サービスの指定を推進

(共生型指定あり)

共生型サービスの対象となるサービス

- 共生型サービス創設の目的に照らし、以下のサービスを対象としている。
 - ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と 障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
 - ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプ サービス	○ 訪問介護	\Leftrightarrow	○ 居宅介護○ 重度訪問介護
デイサービス	通所介護地域密着型通所介護	(+)	○ 生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く)○ 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)○ 児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く)○ 放課後等デイサービス (同上)
デイケア	○ 通所リハビリテーション		○ 自立訓練(機能訓練)
ショートステイ	○ 短期入所生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護	\	○ 短期入所
「通い・訪問・泊まり」 といったサービスの組 合せを一体的に提供 するサービス※	○ 小規模多機能型居宅介護○ 介護予防小規模多機能型居宅介護○ 看護小規模多機能型居宅介護□ 通い		○ 生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く)○ 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)○ 児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く)○ 放課後等デイサービス (同上)
	□ 泊まり		○ 短期入所

[※] 障害福祉サービスには介護保険の(看護)小規模多機能型居宅介護と同様のサービスはないが、障害福祉制度における基準該当の仕組みにより、障害児・者が(看護)小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

共生型サービス はじめの一歩 ~立ち上げと運営のポイント~

○ 共生型サービスの普及が進まない理由として、以下のような意見が寄せられたことから、令和2年度老健事業に

おいて、事業所・自治体向けに「共生型サービス はじめの一歩 ~立ち上げと運営のポイント」を作成。

・事業所から:共生型サービスをよく知らない。始めるにあたってどのような準備や手続きが必要がわからない。

・自治体から:共生型サービスの実施により、どのような地域課題が解決されるのかわからない。

共生型サービスを始めたいと考える事業所をどのように支援してよいかわからない。

共生型サービス はじめの一歩 ~立ち上げと運営のポイント~ 概要

共生型サービスの立ち上げ・立ち上げ支援にあたり、事業所・自治 体が知っておくべき事項について、体系的に整理。

共生型サービスについて知る

- 共生型サービスとは
- ⇒ 共生型サービス創設の経緯、対象となるサービス、サービスを開始することで「変わること」を提示。
- 共生型サービスの取組事例

共生型サービスを継続する

○ 共生型サービス継続のポイント

⇒ 提供開始後に課題が生じた場合、既に共生型サービスを開始している事業所ではどのようにその課題を解決したか具体例を提示。



共生型サービスを立ち上げる

- 共生型サービスを開始するまでのポイント
- ⇒ 開始に必要な準備を整理、手順として提示。
- ① 事業所の職員と話し合おう
- ② 共生型介護保険サービス、共生型障害福祉サービスを知ろう
- ③ 利用者確保の見込みを立てよう
- ④ 運営計画を作成しよう
- ⑤ 自治体の所管課等に相談しよう
- ⑥ 事業所の利用者・家族と話し合おう
- ⑦ 事業所の周辺地域の住民にサービスの開始を知ってもらおう
- ⑧ 必要な設備・備品を揃えよう
- ⑨ 必要な場合は、応援人員を確保しよう
- ⑩ 共生型サービスの提供を開始しよう

共生型サービスを普及する・事業者の支援を行う

) 共生型サービス普及のポイント

⇒ 自治体において、どのように共生型サービスの普及を考えるべきか、どのように事業所の支援を行えばよいのか、実際の事例を 普及・支援に取り組む自治体の事例を交えながら提示。

令和2年度老人保健健康増進等事業「共生型サービスの実態把握及び普及啓発に関する調査研究事業」報告書(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)より作成

新高額障害福祉サービス等給付費について

- 〇平成30年4月より、高齢障害者の介護保険サービスの利用を促進するため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり <u>障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し</u>、介護保険サービス利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により<u>利用者負担を軽減(償還)する仕組み(新高額障害福祉サービス等給付費)</u>を設けたところ。
- ○当該給付費については、対象者からの申請が必要であり、いくつかの自治体では、申請対象者に対して個別に勧奨 通知を送付している事例もあり、**高齢障害者への制度の周知について丁寧に説明いただきたい**。
- 〇また、65歳に達する障害者が当該給付費の要件となる「相当介護保険サービス」を利用しているか否かについては、 介護保険担当部局とも連携して、その把握に努めていただきたい。

対象者の具体的要件①(「65歳に達する前に長期間にわたり」)

65歳に達する日前5年間にわたり、相当する障害福祉サービス(相当障害福祉サービス)に係る支給決定を受けていたことを要件とする。

※ただし、65歳に達する日前5年間において、入院その他やむを得ない事由により相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けなかった期間がある場合において、その期間以外の期間において、相当障害 福祉サービスに係る支給決定を受けていたときは、当該要件を満たすものとする。

対象者の具体的要件②(「相当障害福祉サービス、相当介護保険サービス」)

今回の利用者負担軽減の対象となるサービス(「相当障害福祉サービス」及び「相当介護保険サービス」)は以下のとおり。

相当障害福祉サービス

【居宅介護】 【重度訪問介護】

【生活介護】

【短期入所】

(離島等で行われる、これらに係る基準該当サービスを含む。)

相当介護保険サービス

【訪問介護】 【地域密着型通所介護】

【短期入所生 活介護】

【小規模多機能型居宅介護】

(離島等で行われる、これらに相当するサービスを含む。) (介護予防サービスは含まない。)

※65歳までの5年間にわたり「相当障害福祉サービス」を利用して(=支給決定を受けて)いた者が、65歳以降にこれに対応する「相当介護保険サービス」以外の「相当介護福祉サービス」を利用した場合にも利用者負担を軽減。

対象者の具体的要件③(「所得の状況」)

65歳に達する日の前日において「低所得」又は「生活保護」に該当し、65歳以降に利用者負担の軽減の申請をする際にも「低所得」又は「生活保護」に該当することを要件とする。

対象者の具体的要件④(「障害の程度」)

65歳に達する日の前日において**障害支援区分2以上**であったことを要件とする。

対象者の具体的要件⑤(「その他の事情」)

65歳まで介護保険サービスを利用してこなかったことを要件とする。

※今般の法改正の趣旨は、いわゆる「65歳問題」、つまり①長年(5年以上)にわたり、障害福祉サービスを利用してきた障害者が、②"65歳"という年齢に達したことのみで、利用者負担(1割)が発生することに対応することであるため、65歳になる前から介護保険サービスを利用していた方は対象としない。

(8) 事業者指定及び支給決定について

事業者指定及び支給決定について

地域のニーズを踏まえた事業者指定について

- 都道府県が行う事業者指定に対し、市町村が関与できる仕組みが創設され、令和6年4月1日に施行。
- 都道府県においては、管内市町村に対して、本制度の周知を図っていただくとともに、各市町村に通知を求めるかの 照会を行い、制度の運用を図っていただきたい。
- 指定都市及び中核市においても、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができることとしたため、制度の活用を検討いただきたい。

吸収合併等に伴う事務の簡素化について

- 事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の簡素化等を目的として、令和6年6月21日に、障害福祉サービ ス事業者等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について(事務連絡)を発出。
- 各都道府県におかれては、本事務連絡の趣旨にご配慮いただき、柔軟な取扱いをご検討いただきたい。

支給決定基準の作成について

- 支給決定基準については、従前より、事務処理要領において、「あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当」である旨をお示ししているところ。
- 公平かつ適正な支給決定のため、各都道府県におかれては、管内市町村に支給決定基準の作成を働きかけていただく とともに、未作成の市町村におかれては、事務処理要領の「支給決定基準の定め方」等を参考に、支給決定基準の作 成を検討いただきたい。

49

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組み

制度概要

- 〇 市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は 都道府県が行うため、地域の ニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘があった。
- この指摘を踏まえ、市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図れるよう、**令和6年4月から、**
 - ・市町村は、都道府県の事業所指定について、障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ること
- ・<u>都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行うこと</u>をできることとした。

スキーム

市町村 (計画策定・支給決定)

予め通知の求め

都道府県 (指定)

①指定・更新申請

事業者 (新規・既存)

想定される条件(例)

- (1) 市町村が計画に記載した障害福祉サービスのニーズを踏まえ、**事業者のサービス提供地域や定員の変更** (制限や追加)を求めること
- (2) 市町村の計画に中重度の障害児者や、ある障害種別の受入体制が不足している旨の記載がある場合に、事業者職員の研修参加や人材確保等、その障害者の受入に向けた準備を進めること
- (3) サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること
 -) 計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、<u>事業者のネットワークや協議会に、事</u> 業者が連携・協力又は参加すること

※このほか、今年度中に、市町村が申し出る意見や都道府県が付する条件について具体例等をお示しする予定。

50

制度の活用について

- <u>都道府県においては、管内市町村に対して、本制度の周知を図り、通知の求めを行うかの検討を促すとともに、</u> 各市町村に通知を求めるかの照会を行い、制度の運用を図っていただきたい。
- <u>指定都市及び中核市においても、</u>市町村障害福祉計画との調整を図る見地から、<u>事業所の指定にあたって、当該</u> 事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができることとしたため、制度の活用を検討い ただきたい。
- なお、この仕組みの運用に当たっては、以下の点に留意いただきたい。
 - ・ 制度の目的が、地域における障害福祉サービス等のニーズを踏まえた必要なサービス提供体制の確保であること
 - ・ 市町村の意見や都道府県が付することのできる条件の内容は、障害福祉計画又は障害児福祉計画に記載された ニーズに基づき検討されるべきものであること

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの具体的内容

改正後の障害者総合支援法の条文

※ 第6項から第8項までを新設

第三十六条 (略)

- 6 関係市町村長は、①主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、 当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府 県知事は、その求めに応じなければならない。
- 7 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、②主務省令で定めるところにより、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。
- 8 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
 - ※ 指定一般相談支援事業者の指定を行う場合にもこれらの規定が準用される

①通知の求めの具体的内容

(1)市町村長は通知を求める際は、以下の事項を都道府県知事に伝達するものとする。

- ・ 通知の対象となる障害福祉サービスの種類(※指定一般相談支援事業者を対象とする場合はその旨)
- ・ 通知の対象となる区域及び期間
- ・ その他当該通知を行うために必要な事項
- (2)市町村長は(1)の伝達をしたときは、公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとする。
- (3)都道府県知事は以下の事項について市町村長に通知を行うものとする。
 - ・ 事業所の名称及び所在地
 - 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - ・ 当該申請に係る事業の開始の予定年月日(更新の場合には更新の予定年月日)
 - 利用者の推定数
 - (※利用者の推定数が、指定に係る申請書・提出書類の記載事項になっている障害福祉サービス等に限る。)
 - ・ 運営規程(事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業 時間、利用時間並びに通常の事業の実施地域に係る部分に限る。)

②意見の申出の具体的内容

市町村長は、指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、以下の事項を記載した書類を都道府県知事に提出するものとする。

- (1) 意見の対象となる障害福祉サービスの 種類(※指定一般相談支援事業者を対象とする場合はその旨)
- (2) 都道府県知事が指定又はその更新を行うに当たって条件を付することを求める 旨及びその理由
- (3) 条件の内容
- (4) その他必要な事項

※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の 指定についても同様。 51

障害福祉サービス事業所等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について

概要

- 規制改革実施計画(令和6年6月21日閣議決定)において、介護・保育・障害福祉分野の事業者の経営力強化等を目的として、円滑な吸 収合併等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の手続に要する負担を軽減するため、**事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必** 要な手続の簡素化等の措置を講ずることとされた。
- 当該計画を踏まえ、**障害福祉サービス事業者等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について**(令和6年6月21日付厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課及びこども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡)**を発出**。

吸収合併等に伴う指定の取扱いについて



吸収合併等







指定権者

- A法人がB法人に吸収合併等され、A法人の事業所をB法人が引き継ぐ 場合は、B法人の事業所として**新規に申請・指定を行う必要**がある。
- 吸収合併等の前後で事業所が実質的に継続して運営されると指定権者が 認める場合は、**指定申請における手続の簡素化や障害福祉サービス等報酬上** の実績の通算など、柔軟な取扱いを行う。

手続の簡素化

- 次に掲げる**手続の簡素化**を行う。
- 1) 事業所が指定権者へ行う手続
- ・指定申請時に提出すべき書類については、吸収合併等前の旧法人 が運営する事業所が指定を受けた際に提出している内容から変更が **あった部分についてのみ届け出ることで足りる**ものとする。
- 2) 事業所と利用者が行う手続
- ·サービス等利用計画の変更を不要とする
- ・会社法に基づき、旧法人の権利義務を承継する場合は、障害福祉 サービス事業所等の利用契約の再締結を不要とする
- 吸収合併等が行われるより前の旧法人が運営する事業所の利用者 に対するサービスが継続的に提供されるよう、**可能な限り迅速・簡** 便な対応を行うなど、十分な配慮をお願いする。

報酬上の取扱い

障害福祉サービス等報酬上、**吸収合併等前の旧法人が運営して** いた事業所の実績を通算する。

(例)

- ・就労移行支援の基本報酬における就職後6ヶ月以上定着率
- ・福祉専門職員配置等加算における職員の勤続年数
- ・居宅介護の特定事業所加算における重度障害者の受入割合
- ・定員超過利用減算における過去3ヶ月の平均利用人員

支給決定基準の作成について

支給決定基準作成に向けた検討のお願い

- 事務処理要領において、「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である」旨をお示ししているところ。
- 公平かつ適正な支給決定のため、各都道府県におかれては、管内市町村に支給決定基準の作成を働きかけていただくとともに、未作成の市町村におかれては、下記や他市の例を参考に、支給決定基準の作成を検討いただきたい。
 なお、令和6年10月1日時点の各市町村の策定状況は現在集計中だが、今後も、各市町村における支給決定基準の策定状況のフォローアップを行っていく予定。

【支給決定基準の定め方】(事務処理要領 P 74~参照)

- 支給決定基準は、障害支援区分のほか、介護を行う者の状況(介護者の有無やその程度)、日中活動の状況、他の サービスの利用状況(介護保険サービスの利用の有無等)等の勘案事項を基礎に設定することが想定される。
- なお、置かれている環境(居住の状況等)等、あらかじめ数値化するのが困難事項については、個々に勘案するようにすることが適当である。
- また、国庫負担基準は、あくまで国が市町村の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準額が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意いただきたい。
- ※ 支給決定事務における留意事項については、障害保健福祉関係主管課長会議(令和6年3月25日)資料5においてもお示ししているため、あわせて参考にしていただきたい。
 - ・ 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費と介護保険法との適用関係(P69~) 画一的な基準(一定の要介護度や障害支援区分以上であること、特定の障害があることなど)のみに基づき判断することは適当でないこと 等
 - ・ 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について (P121~) 利用者一人ひとりの障害の状態、その他の心身の状況及び利用意向等を踏まえて適切な運用及び支給量の設定を行うこと 等

(9) 障害者の就労支援について

障害者の就労支援について

① 重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について

重度障害者等に対する通勤や職場等における支援

- 重度障害者等に対する就労支援として、令和2年10月から、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤や職場等における支援を実施する「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を開始し、令和3年度においては、自治体における当該事業の実施をさらに促進する観点から、地域生活支援促進事業のメニューとして当該事業を新たに位置付けた。
- 令和6年7月31日時点では、102市区町村において実施の協議を受けており、226名の重度障害者等が利用している。利用者数は令和2年度は2自治体8名、令和3年度は14自治体46名、令和4年度は31自治体114名、令和5年度は55自治体183名と着実に増加している。
- 令和7年度予算案においても、令和6年度と同額の予 算を計上している。

- 本事業の活用による重度障害者等に対する職場や通勤等に おける支援の推進に資するよう、令和6年度からの障害福 祉計画の策定の際に、市町村において重度障害者の支援の ニーズを把握することとしたほか、重度障害者の就労中の 支援の推進方策の検討を行うために、重度障害者の働き方 の実態調査に取り組んでいるところ。
- 各都道府県においては、管内市区町村が重度障害者の就労 やその希望に関する状況、職場や通勤における支援ニーズ を把握することなどを通じて、本事業の実施に係る検討を 行っていただくよう、ご協力いただきたい。

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業(地域生活支援促進事業)

令和7年度当初予算案 7.7億円 (7.7億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

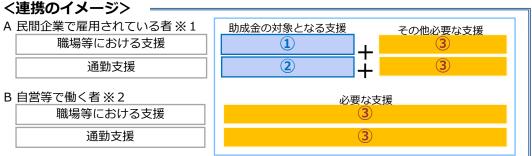
重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業の概要

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業 者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。 また、事業実施市町村において、JEED(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)との連 絡・調整や企業向けの説明会、重度障害者等に対するHPやリーフレット等を活用した周知・広報等に新たに取り組み、さらなる利用人数の増加を図る。【拡充】

- これらを通じて、これから新たに就労を希望する方を含めて、重度障害者等に対する職場や通勤等における支援の推進を強化する。 ※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。
- 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

3 スキーム



- ※1 ①文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場介助や②通勤支援(3ヶ月まで)に加えて、③これら ①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、4ヶ月目以降の通勤支援に ついて、雇用施策と福祉施策を組み合わせて一体的に支援。
- ※2 自営業者等(Aの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者)で あって、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、③通勤や職場等 における支援について、地域生活支援促進事業により支援。
- ①:重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金(障害者雇用納付金制度に基づく助成金)、②:重度訪問介護ザービス利用者等通勤援助助成金(障害者雇用納付金制度に基づく助成金)
- ③:雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業(地域生活支援促進事業)

〈事業スキーム〉 民間企業で雇用されている場合 JEED (**) 連絡 (※) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 - 調整 助成金 申請 助成金の支給(①、②) 支援に係る費用 企業 説明会 屋田関係 支援 サービス提供事業者 対象者 周知•広 支援に係る費用 報·手続 利用 申請 き支援 地域生活支援促進事業(③) 自治体 自営業者等の場合

4 実施主体等

◆ 実施主体:市区町村 ◆ 補助率:国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

拡充

① 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金

(障害者雇用納付金制度に基づく助成金)

支援計画書確認 30自治体、85件(支援計画書確認件数)

(令和6年7月31日時点)

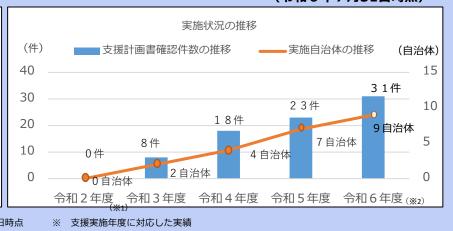
② 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金

(障害者雇用納付金制度に基づく助成金)

支援計画書確認 9自治体、31件(支援計画書確認件数)

(令和6年7月31日時点)



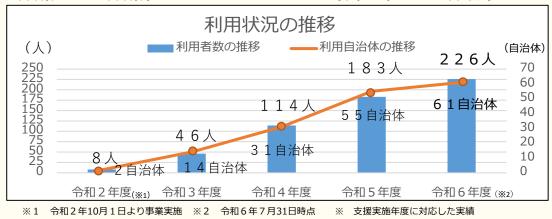


③ 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 (地域生活支援促進事業)

実施自治体 61自治体、利用者数 226人(雇用114人、自営等112人)

(※実施予定自治体 102自治体)

(令和6年7月31日時点)



雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業内示自治体(令和6年度)

都道府県	自治体数	市区町村名	都道府県	自治体数	市区町村名
北海道	3	札幌市 函館市 北見市	滋賀県	3	草津市 野洲市 彦根市
青森県	0	_	京都府	4	京都市 亀岡市 長岡京市 南丹市
岩手県	0	_	大阪府	1 2	大阪市 堺市 豊中市 吹田市 箕面市 高槻市 枚方市 東大阪市 泉大津市 池田市 和泉市 富田林市
宮城県	1	仙台市	兵庫県	6	神戸市 姫路市 伊丹市 加古川市 淡路市 播磨町
秋田県	0	_	奈良県	1	奈良市
山形県	3	鶴岡市 長井市 西川町	和歌山県	1	和歌山市
福島県	1	郡山市	鳥取県	1	境港市
茨城県	2	つくば市 水戸市	島根県	1	松江市
栃木県	1	宇都宮市	岡山県	2	岡山市 備前市
群馬県	0	_	広島県	1	広島市
埼玉県	3	さいたま市 桶川市 鶴ヶ島市	山口県	2	下関市 宇部市
千葉県	4	千葉市 船橋市 浦安市 佐倉市	徳島県	1	徳島市
東京都	1 7	港区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 世田谷区 中野区 杉並区 北区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区 国分寺市 稲城市	香川県	3	観音寺市 坂出市 三木町
神奈川県	3	横浜市 川崎市 藤沢市	愛媛県	0	_
新潟県	1	新潟市	高知県	1	高知市
富山県	0	_	福岡県	4	北九州市 福岡市 筑前町 岡垣町
石川県	0	_	佐賀県	0	_
福井県	1	鯖江市	長崎県	0	_
山梨県	0	_	熊本県	1	熊本市
長野県	2	長野市 上田市	大分県	3	大分市 別府市 由布市
岐阜県	4	<mark>岐阜市 高山市</mark> 岐南市 大垣市	宮崎県	1	宮崎市
静岡県	3	静岡市 浜松市 伊豆市	鹿児島県	0	-
愛知県	3	名古屋市 安城市 小牧市	沖縄県	1	南風原町
三重県	1	四日市市	合計	102	実施要綱作成済:89自治体 実施準備中:13自治体

【凡例】**太字**:実施要綱作成済 細字:要綱等整備中 <mark>赤字</mark>:指定都市・東京23区 青字:中核市 (令和6年7月31日時<mark>祭</mark>)

障害者の就労支援について

② 就労継続支援事業所における賃金・工賃向上、経営支援について

就労継続支援事業所における賃金・工賃等の状況

- 令和5年度就労継続支援B型事業所の全国の平均工賃月額は23,053円となった。なお、本平均工賃月額については、令和6年度報酬改定において、障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた算定方式を導入している。
- ・ また、就労継続支援A型事業所の全国の平均賃金月額(令和年5度)は86,752円となっているが、障害者が安心して働き続けられるよう、生産活動収支から賃金を支払うという原則の下、一層の賃金の向上を目指すべきである。
- ・ 就労継続支援A型における生産活動の経営状況(令和6年3 月末時点)は、生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回っている事業所は3,880事業所のうち1,453事業所(37.4%)であった。昨年度(50.7%)と比較して改善はしたものの、依然として、経営改善が必要な事業所が全国に多数ある。また、そもそも実態把握が十分に実施できていない自治体もあり、引き続き、管内事業所の経営状況を注視いただきたい。

工賃向上計画支援等事業について

- 就労継続支援事業所で働く利用者の賃金・工賃の向上を図る ため、各都道府県におかれては「工賃向上計画支援等事業」 に取り組んでいただいているところである。
- また、令和6年度補正予算において、就労系障害福祉サービスにおけるICT機器等導入支援事業等を引き続き盛り込んでいるため、各都道府県におかれては、こうしたメニューも積極的にご活用いただき、障害者の賃金・工賃の向上に向けた取組を促進していただきたい。

障害者就労施設の生産活動の経営改善等の支援について

- 令和6年10月に、都道府県等に対して、A型事業所を廃止する際の留意点について改めて周知徹底を依頼するとともに、支給決定権者や都道府県労働局・ハローワークとの連携、A型事業所の経営に係る引き続きの支援をお願いしたところであり、引き続き御対応をお願いしたい。
- 加えて、障害者就労施設の生産活動の経営改善等の支援に向けて、令和6年度補正予算では、就労系サービスの経営改善に向けたノウハウの習得や専門家による助言等の支援を盛り込んでおり、有効に活用いただきたい。

令和6年10月28日付け事務連絡「A型事業所廃止等に係る対応の留意事項等について」

1. 事業者責務の更なる徹底

・平成29年7月28日付け事務連絡「指定障害福祉サービス事業者の事業廃止(休止)に係る留意事項等について」に示した、利用者の<u>利</u> 用調整、指定障害福祉サービス事業者の義務、障害者総合支援法に基づく勧告・命令・指定の取消しといった措置について、再周知。

2. 利用者の受入先調整に係る指定権者と支給決定権者による連携した支援

- ・指定障害福祉サービス事業者等の関係者相互間の連絡調整、助言、その他の援助規定が、障害者総合支援法で規定されていることも踏まえ、指定権者に対して、勧告や命令といった措置を講じつつ、関係機関等と協力して利用者の受入先の調整に努めるよう依頼。
- ・<u>サービス利用者の居住地の市町村(支給決定権者)に対して、指定権者や相談支援事業者、障害者就業・生活支援センター等と連携</u> して、利用者が希望に応じたサービスが受けられるよう、支援するよう依頼。

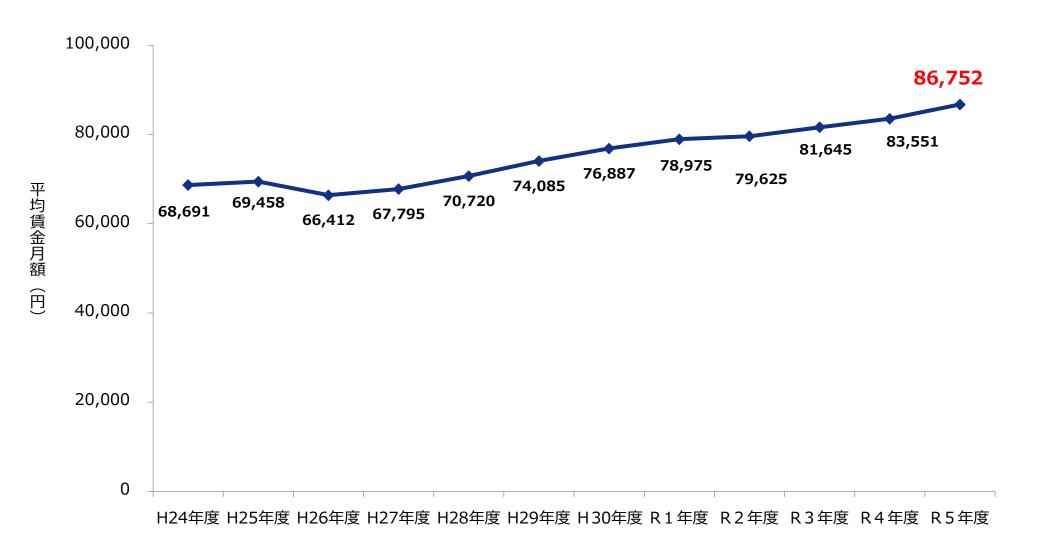
3. 都道府県労働局及び公共職業安定所との連携

・公共職業安定所が、A型事業所の廃止に伴い離職を余儀なくされた障害者を把握し、適切な再就職支援を迅速かつ漏れなく実施できるよう、指定権者に対して、廃止届を受理し次第、都道府県労働局や公共職業安定所に情報提供するよう依頼。

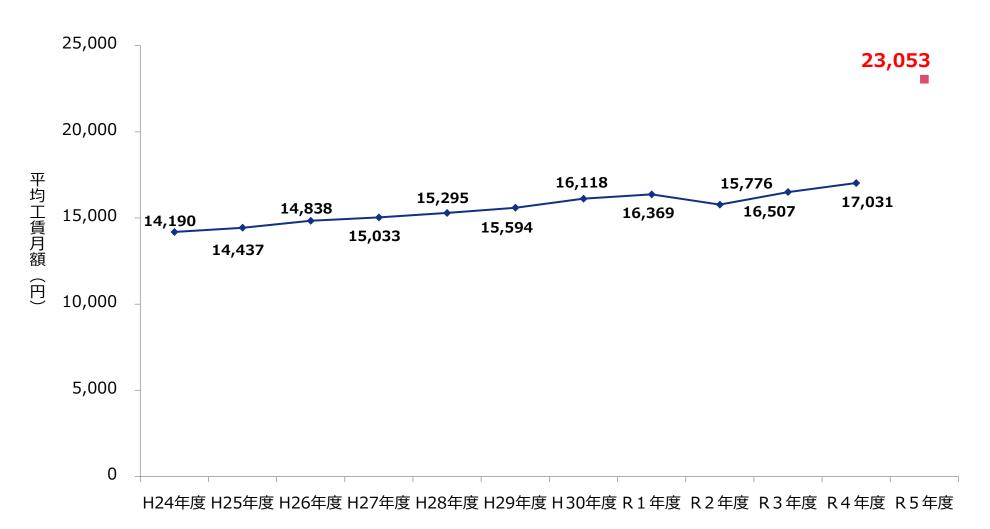
4. A型事業所の経営に係る引き続きの支援

- ・<u>指定権者に対して、事業所から提出された「経営改善計画書」の内容やその後の経営状況等の確認を徹底</u>するとともに、一定期間経過後にも、計画の実行状況と経営改善状況の把握や、必要な指導や支援を実施するよう依頼。
- ・指定権者に対して、工賃向上計画支援等事業の活用、障害者優先調達推進法の更なる推進、よろず支援拠点の活用などの周知を依頼。

就労継続支援A型事業所における平均賃金月額の推移



就労継続支援B型事業所における平均工賃月額の推移



※平均工賃月額に応じた報酬体系を採用する就労継続支援B型事業所については、令和4年度までは前年度の「工賃支払対象者数」を分母に用いた計算 方式により算出していたところ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、 前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式を導入することとした(令和5年度からは、新しい計算方式による平均工賃月額 が反映されている。)。

就労継続支援A型 都道府県別平均賃金月額

(単位:円)

都道府県	令和4年度	令和5年度
北海道	81,779	87,766
青森県	74,085	76,407
岩手県	87,351	88,630
宮城県	79,450	81,276
秋田県	71,627	76,997
山形県	83,023	88,005
福島県	78,892	81,220
茨城県	82,528	85,056
栃木県	75,841	78,788
群馬県	77,311	79,546
埼玉県	80,440	85,331
千葉県	78,090	78,197
東京都	103,286	106,498
神奈川県	92,140	94,395
新潟県	78,241	80,963
富山県	76,263	80,054
石川県	79,271	82,036
福井県	92,936	95,522
山梨県	77,387	81,021
長野県	87,055	89,781
岐阜県	81,581	87,120
静岡県	81,776	85,647
愛知県	84,031	85,738
三重県	80,238	83,539

都道府県	令和4年度	令和5年度
滋賀県	85,993	88,765
京都府	91,972	93,031
大阪府	85,064	89,367
兵庫県	87,110	89,142
奈良県	80,340	84,547
和歌山県	96,162	99,352
鳥取県	86,712	87,917
島根県	100,019	103,724
岡山県	86,789	90,284
広島県	98,059	102,410
山口県	84,193	85,179
徳島県	77,311	79,381
香川県	78,019	78,611
愛媛県	76,853	80,860
高知県	92,696	99,123
福岡県	82,305	85,333
佐賀県	89,286	91,708
長崎県	94,909	96,744
熊本県	79,220	83,220
大分県	92,843	95,511
宮崎県	68,407	74,967
鹿児島県	77,153	80,117
沖縄県	75,101	78,438
全国平均	83,551	86,752

就労継続支援B型都道府県別平均工賃月額

(単位:円)

都道府県	令和4年度	令和5年度
北海道	19,932	26,675
青森県	15,686	20,979
岩手県	19,949	25,388
宮城県	18,169	22,973
秋田県	16,433	20,150
山形県	14,037	18,094
福島県	15,993	20,675
茨城県	15,726	19,882
栃木県	18,292	22,574
群馬県	18,079	22,934
埼玉県	15,024	20,287
千葉県	15,371	20,932
東京都	16,320	23,534
神奈川県	15,795	21,661
新潟県	15,882	20,715
富山県	17,735	22,589
石川県	16,419	23,060
福井県	22,211	28,206
山梨県	19,181	25,847
長野県	16,930	23,301
岐阜県	17,496	22,309
静岡県	16,866	21,713
愛知県	18,174	24,766
三重県	17,696	22,722

都道府県	令和4年度	令和5年度
滋賀県	18,373	24,903
京都府	17,235	23,353
大阪府	13,681	18,176
兵庫県	14,914	19,140
奈良県	18,056	24,696
和歌山県	17,935	23,320
鳥取県	20,378	27,345
島根県	20,141	27,704
岡山県	15,264	20,066
広島県	18,005	24,489
山口県	19,779	26,558
徳島県	22,361	29,312
香川県	17,371	22,688
愛媛県	17,112	22,583
高知県	20,969	27,869
福岡県	15,607	21,393
佐賀県	19,855	24,675
長崎県	19,341	25,144
熊本県	16,296	21,108
大分県	20,145	25,475
宮崎県	20,459	27,065
鹿児島県	18,003	26,352
沖縄県	16,372	20,873
全国平均	17,031	23,053

工賃向上計画支援等事業(地域生活支援促進事業)

令和7年度当初予算案 5.8 億円 (5.8 億円) *() 內は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労継続支援事業は、利用者の経済的自立を促す観点から、指定基準において、賃金(工賃)の水準を高めることとされており、令和6年度報酬改定において、A型事業所は生産活動収支が賃金総額を上回る場合には加点、下回る場合は減点とし、B型事業所については、平均工賃月額が高い区分について報酬単価の引き上げを行うといった見直しを行った。
- 賃金(工賃)向上に向けた経営改善を図るためには、正しい就労支援事業会計の理解に基づいた目標設定(黒字化するための生産高の 把握)や事業計画の立案、生産活動内容及び原価等の見直し、作業工程の改善等を行うことが重要となる。
- 都道府県において、事業所に対して就労支援事業会計に関する専門家派遣や相談窓口設置等にかかる費用について補助を行う。

2 事業の概要

(1)基本事業(補助率:1/2)

①工賃等向上事業

- 1.経営力育成支援
- □ 事業所等の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施
 - 2.品質向上支援
 - 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に 係る助言等の支援を実施
 - 3.事業所職員の人材育成支援
 - 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入及びICT機器の活用や知識 向上のための研修等の実施
 - 4.販路開拓·広報支援
- 商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施
- 事業所の製品を販売するオンラインショップや地域の事業所・共同受注窓口に関する情報提供機能等を盛り 込んだポータルサイトの開設・運営等、事業所の製品等に係る広報・情報提供事業をオンラインにて実施
- 5.就労支援事業会計の管理・経営改善支援事業
- 事業所等における適切な会計管理の徹底や、就労支援事業会計に基づいた経営改善計画の策定及びその確 実な実行に向けた会計士等の就労支援事業会計に関する専門家の派遣、都道府県における就労支援事業会 計に関する相談窓口の設置等の実施

②在宅就業マッチング支援等事業

○ 在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援

③共同受注窓口の機能強化事業

○ 関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、都道府県域を越えた受発注も含めた、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うことを支援する。

(2)特別事業(補助率: 1/2)

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業・林業・水産業等に係る技術指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援
- 障害福祉分野と農業分野の関係者の相互理解促進
- 農業等生産者と障害者就労施設とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援

3 実施主体等

◆ 実施主体:都道府県 ◆ 補 助 率 : 国 1 / 2、都道府県 1 / 2

障害保健福祉部 障害福祉課

(内線3044、3389)

施策名:障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策

(障害者就労施設における生産活動の効率化に資するICT機器等の導入事業)

① 施策の目的

就労継続支援サービスについて、ICT機器等の就労作業の効率化を図る機器の導入助成により事業所の経営改善 を支援する。

I	П	Ш
0		

② 対策の柱との関係

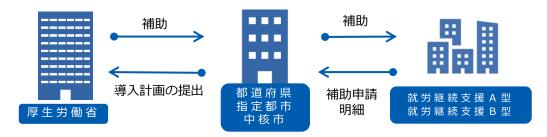
施策の概要

- ・障害者就労施設における経営改善を図るため、以下の取組に対して支援を行う。
 - ・ 障害者就労施設における、障害者が従事することができる業務範囲の拡大や、従事する作業の効率化を図るため、 ICT機器や工作機械・治具、その他効率化するために必要となる機械の導入。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 :都道府県・指定都市・中核市 補助事業者:社会福祉法人等の民間団体

負担割合 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、事業者 1 / 4



施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者就労施設において、ICT機器等の作業の効率化を図る機器の導入を支援することにより、事業所の経営改善を推進する。

障害保健福祉部 障害福祉課 (内線3044、3389)

施策名:障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策 (就労継続支援A型事業所の経営改善モデル事業)

① 施策の目的

就労継続支援A型サービスについて、生産活動収支を黒字化するためのノウハウを収集し、周知することで、A型事 業所の生産活動の経営改善を支援する。

Π Ш

② 対策の柱との関係

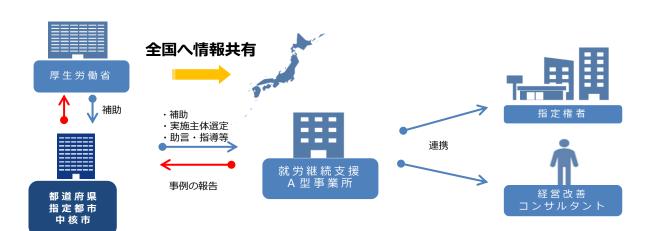
③ 施策の概要

直近の生産活動収支が赤字であるA型事業所に対して、生産設備の導入に加え、指定権者である自治体との連携や経営改善コンサルタントによる 各種分析・業務開拓等を併せて実施することにより、赤字から黒字へ転換するノウハウを収集し、横展開するモデル事業を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市 補助事業者:社会福祉法人等の民間団体

負担割合 : 国10/10



施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

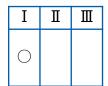
生産活動収支を黒字化するためのノウハウを収集し、周知することで、A型事業所の生産活動の経営改善を支援する。

施策名:障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策 (障害者就労施設における就労支援事業会計の管理・経営改善支援等事業) 障害保健福祉部 障害福祉課 (内線3044、3389)

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

就労継続支援サービスについて、経営改善に関する専門家の活用等により事業所における生産活動の経営改善を 支援する。



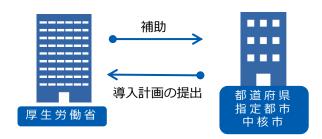
③ 施策の概要

- 障害者就労施設の経営改善を図るため、以下の取組に対して支援を行う。 障害者就労施設に実効性のある経営改善計画の策定等に向けて、都道府県等において、
 - 事業所に対する就労支援事業会計に関する専門家派遣や相談窓口の設置
 - ・事業所から提出される指定申請や事業計画書について経営面から精査・助言する専門家の活用を実施。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体:都道府県・指定都市・中核市

負担割合 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者就労施設において、経営改善に向けた相談窓口の設置等を支援することにより、事業所の経営改善を推進する。

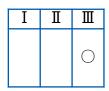
施策名:農福連携プラス推進モデル事業

障害保健福祉部 障害福祉課 (内線3044)

① 施策の目的

・農業以外の林業や水産業、伝統工業等の分野を中心に、マッチングや立ち上げ支援等を一括的に 支援を行い、事例の全国展開を図ることで、農業以外の分野についても取組を広げる。

② 対策の柱との関係



③ 施策の概要

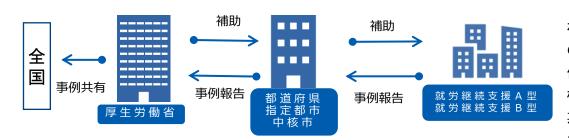
- 農業以外の林業や水産業、伝統工業等の分野を中心に、農福連携等に取り組む障害者就労施設に対して、マッチング、立ち上げ支援(機器等導入・初期運用支援)に係る費用を一括的に支援するとともに、コーディネーターが伴走することで、より効果的な事業実施・検証・事例報告までを一気通貫したモデル事業を行う。
- モデル事例の報告を受け、全国へ事例の共有を行い、農業以外の分野も含めた障害者の就労支援の取組を推進する。
- ・※ この事業の実施に限り、農林水産省の補助金は活用できないスキームとする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体:都道府県・指定都市・中核市

補助事業者:社会福祉法人等の民間団体

負担割合 : 国10/10



【補助内容】

林業、漁業等とのマッチングに係る費用機器等導入や初期運用支援など立ち上げ支援に係る費用

(5) 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

農業以外の林業や水産業、伝統工業等の分野を中心に、マッチングや立ち上げ支援等の一括的な支援を行い、事例の全国展開を図ることで、農業以外の分野においても農福連携の取組を広げる。

障害者の就労支援について

③ 障害者優先調達推進法に基づく調達の推進

市町村における調達方針の作成状況について

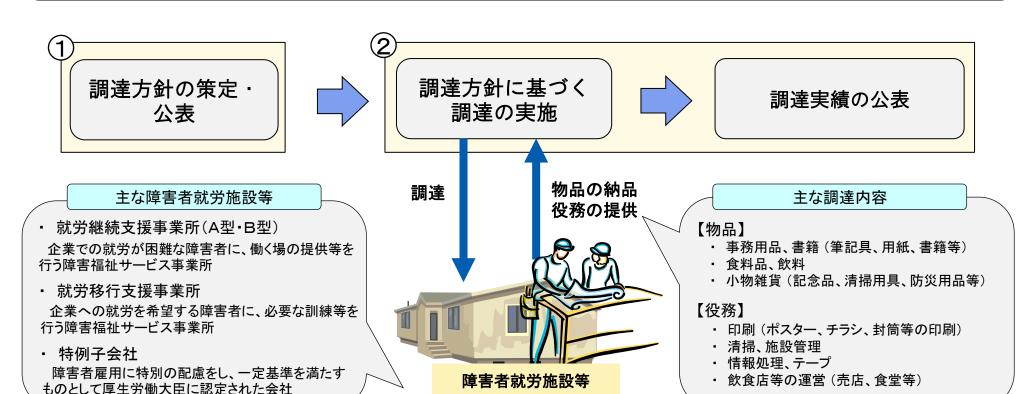
- 障害者優先調達推進法において、国、独立行政法人等、都道 府県、市町村及び地方独立行政法人(以下「国等」という) は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を 図るための方針(以下「調達方針」という)を作成すること とされている。
- 調達方針の作成率は、都道府県が100%である一方、市町村では95.2%(令和5年度末時点)であり、未だに作成していない市町村もある。調達方針の作成は法律上の義務であることから、例えば、地域に障害者就労施設等がない市町村でも作成しなければならない。改めて調達方針の作成について徹底願いたい。

障害者就労施設等からの調達実績について

- 調達額の合計は約235億円で前年度比6.1%増(13.53億円 増)となった。
- 国、都道府県、市町村、地方独立行政法人において前年度の実績額を上回った。
- 国の基本方針において、国等は、調達実績額が前年度を上回ることを目標とするなど、障害者就労施設等からの物品等の調達が着実に推進されるよう設定するものとしているところ。都道府県におかれては、調達実績をとりまとめる際に、実績が芳しくない市町村や地方独立行政法人に対して、改善を図るよう働きかけていただきたい。
- 都道府県等におかれては、障害者就労支援施設等からの役務の 提供や物品等の調達について、予定価格にかかわらず随意契約 を行うことが可能となっていることも活用いただき、調達方針 で定める目標の達成に向けて、取り組んでいただきたい。

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組

- 国等は、障害者優先調達推進法(注)に基づき、毎年度、次の取組により、障害者就労支援
 施設等からの物品等の調達を推進。
 注:平成25年4月1日施行(平成24年6月20日成立(議員立法))
 - ① **調達目標を含む毎年度の調達方針を策定**し、公表
 - ② 調達方針に基づき、物品等の調達を行い、年度終了後、調達実績を公表



※ 国のほか、**地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人においても同様**の取組を実施

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組状況

- 調達実績のうち調達額は、約235億円で前年度比6.1%増(13.53億円増)となった。
-) 国、都道府県、市町村、地方独立行政法人において前年度の実績額を上回った。

令和5年度調達機関別調達実績

	令和5年度		令	和4年度 ※	前年度比較		
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額	
国	6,825	13.54 億円	5,953	11.43 億円	872	2.11 億円	
独立行政法人等	8,402	19.31 億円	7,890	19.77 億円	512	-0.46 億円	
都道府県	28,691	36.29 億円	28,308	32.09 億円	383	4.20 億円	
市町村	99,768	162.08 億円	90,872	154.78 億円	8,896	7.30 億円	
地方独立行政法人	2,202	3.96 億円	2,219	3.58 億円	-17	0.38 億円	
合計	145,888	235.18 億円	135,242	221.65 億円	10,646	13.53 億円	

国による障害者就労施設等からの調達実績(令和5年度)

	f .	3和5年度	前年	F度比較	
府省庁名		合計	合計		
	件数	調達額	件数	調達額	
内閣府	26 (48)	4,554 (6,623)	▲ 22	▲2,069	
内閣官房•内閣法制局	20 (25)	4,565 (3,928)	4 5	638	
人事院	90 (87)	6,428 (4,171)	3	2,256	
宮内庁	23 (25)	9,952 (7,102)	A 2	2,849	
公正取引委員会	17 (14)	784 (668)	3	116	
警察庁	75 (80)	12,320 (11,741)	4 5	578	
金融庁	16 (13)	1,950 (3,199)	3	▲1,249	
消費者庁	18 (26)	649 (1,355)	▲ 8	▲ 706	
個人情報保護委員会	5 (3)	506 (478)	2	28	
カジノ管理委員会	5 (4)	485 (110)	1	375	
こども家庭庁	20	4,403 (-)	-	-	
デジタル庁	3 (4)	364 (150)	1	214	
復興庁	22 (17)	779 (183)	5	597	
総務省	60 (69)	12,778 (18,371)	▲ 9	▲ 5,593	
法務省	584 (352)	54,701 (50,715)	232	3,985	

	f	和5年度		度比較	
府省庁名		合計	合計		
	件数	調達額	件数	調達額	
外務省	41 (32)	7,397 (8,574)	9	▲1,178	
財務省	347 (326)	113,814 (60,272)	21	53,541	
文部科学省	45 (47)	128,862 (131,342)	A 2	▲2,480	
厚生労働省	2,694 (2,451)	523,637 (434,391)	243	89,246	
農林水産省	230 (218)	52,109 (27,362)	12	24,747	
経済産業省	149 (135)	31,452 (17,495)	14	13,957	
国土交通省	917 (861)	98,869 (97,989)	56	880	
環境省	51 (57)	4,001 (3,822)	4 6	179	
防衛省	1241 (965)	247,492 (222,456)	276	25,036	
会計検査院	31 (11)	2,248 (553)	20	1,695	
衆議院	21 (17)	3,376 (2,675)	4	701	
参議院	18 (12)	1,962 (2,453)	6	▲ 491	
国立国会図書館	23 (23)	13,696 (18,430)	0	▲ 4,734	
最高裁判所	33 (31)	9,827 (6,582)	2	3,245	
合計	6,825	1,353,957	852	206,363	

注1 四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。

注2 括弧内に令和4年度実績を記載している。

都道府県による障害者就労施設等からの調達実績(令和5年度)

(単位:件(件数)、千円(調達額))

							(+	<u>-</u> 17 . 1—	(1十致)、	ש) רוו	沙里的//		
	令和	05年度	令和]4年度	前年	度比較		令和5年度		令和4年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額		件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
北海道	343	110,700	348	105,834	▲ 5	4,866	滋賀県	547	30,298	555	32,067	▲ 8	▲ 1,769
青森県	82	30,562	119	24,989	▲ 37	5,573	京都府	191	66,584	182	70,234	9	▲3,650
岩手県	390	22,338	346	22,386	44	▲ 48	大阪府	677	231,429	627	202,801	50	28,628
宮城県	965	50,413	977	45,140	▲ 12	5,273	兵庫県	653	41,187	686	49,085	▲ 33	▲ 7,899
秋田県	39	17,608	32	15,065	7	2,543	奈良県	107	38,034	99	37,176	8	858
山形県	595	29,510	492	19,128	103	10,382	和歌山県	102	46,100	119	43,921	▲ 17	2,179
福島県	160	28,502	185	28,882	▲ 25	▲381	鳥取県	841	23,368	841	21,769	0	1,598
茨城県	466	41,638	413	39,376	53	2,262	島根県	578	39,435	584	40,673	A 6	▲ 1,237
栃木県	357	40,065	406	42,723	▲ 49	▲2,658	岡山県	291	19,531	283	25,647	8	▲6,116
群馬県	1,087	36,702	1,020	33,755	67	2,947	広島県	1,240	33,346	1,209	37,342	31	▲3,996
埼玉県	488	108,535	500	108,648	▲ 12	▲113	山口県	171	26,340	188	24,529	▲ 17	1,811
千葉県	232	27,075	237	22,781	A 5	4,294	徳島県	785	177,505	770	122,375	15	55,130
東京都	840	925,376	878	575,913	▲ 38	349,463	香川県	804	27,802	703	25,646	101	2,156
神奈川県	973	175,614	958	160,296	15	15,319	愛媛県	434	33,942	381	22,172	53	56,114
新潟県	574	31,693	860	116,181	▲ 286	▲84,488	高知県	878	33,681	912	30,377	▲ 34	3,304
富山県	843	16,844	862	15,200	▲ 19	1,644	福岡県	1,584	290,055	1,328	259,494	256	30,561
石川県	115	10,010	128	11,206	▲ 13	▲1,195	佐賀県	1,476	55,068	1,340	46,846	136	8,222
福井県	92	15,675	114	16,432	▲ 22	▲ 757	長崎県	175	26,944	167	28,850	8	▲ 1,906
山梨県	239	22,114	230	20,173	9	1,940	熊本県	276	37,915	304	31,532	▲ 28	6,383
長野県	890	59,512	814	59,147	76	365	大分県	431	87,566	441	76,186	1 0	11,380
岐阜県	515	96,312	520	91,021	A 5	5,292	宮崎県	84	127,895	111	162,156	▲ 27	▲34,261
静岡県	1,269	74,213	1,195	74,397	74	▲183	鹿児島県	4,146	51,716	4,126	43,393	20	8,323
愛知県	182	17,512	205	16,588	▲ 23	924	沖縄県	76	52,693	87	69,363	▲ 11	▲16,670
三重県	408	42,070	426	39,634	▲ 18	2,437	合計	28,691	3,629,027	28,308	3,208,530	383	420,497

市町村による障害者就労施設等からの調達実績(令和5年度)

(単位:件(件数)、千円(調達額))

	令和	115年度	令和	14年度	前年	度比較		令和	15年度	令和	04年度	前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額		件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
北海道	12,609	1,421,616	13,693	1,436,671	▲ 1,084	▲15,055	滋賀県	898	103,684	1,263	101,839	▲ 365	1,845
青森県	825	143,854	488	120,785	337	23,069	京都府	1,685	541,510	1,508	526,511	177	14,999
岩手県	1,109	90,198	1,121	84,297	▲ 12	5,901	大阪府	3,033	795,578	2,991	732,024	42	63,554
宮城県	9,482	222,174	12,031	200,022	▲ 2,549	22,152	兵庫県	2,026	1,213,931	2,137	1,178,847	▲ 111	35,085
秋田県	10,973	95,282	662	78,614	10,311	16,668	奈良県	1,653	131,465	1,527	119,257	126	12,208
山形県	813	67,650	796	58,373	17	9,277	和歌山県	596	139,488	514	136,209	82	3,279
福島県	1,011	88,635	732	89,640	279	▲1,005	鳥取県	1,573	134,962	1,613	124,607	▲ 40	10,355
茨城県	538	116,740	434	80,926	104	35,814	島根県	1,641	94,941	1,436	89,758	205	5,184
栃木県	572	78,079	463	76,796	109	1,283	岡山県	2,451	245,730	2,779	238,533	▲ 328	7,198
群馬県	1,986	154,085	2,151	217,467	▲ 165	▲63,381	広島県	784	306,603	747	260,323	37	46,280
埼玉県	1,355	554,082	1,271	544,886	84	9,196	山口県	866	255,745	833	232,322	33	23,423
千葉県	1,042	204,724	903	198,502	139	6,222	徳島県	842	59,145	798	52,499	44	6,646
東京都	5,834	2,909,802	5,905	2,827,060	▲ 71	82,742	香川県	864	57,691	855	55,590	9	2,101
神奈川県	2,484	621,441	2,349	565,977	135	55,464	愛媛県	580	88,347	700	81,859	▲ 120	170,206
新潟県	3,772	509,506	3,805	492,416	▲ 33	17,090	高知県	1,213	123,408	964	136,256	249	▲ 12,848
富山県	374	50,012	283	48,269	91	1,743	福岡県	4,418	870,821	3,962	844,436	456	26,384
石川県	516	98,308	505	106,210	11	▲ 7,903	佐賀県	731	132,343	604	124,382	127	7,961
福井県	808	143,736	811	146,029	▲ 3	▲2,293	長崎県	762	299,068	717	274,105	45	24,964
山梨県	774	38,838	670	37,174	104	1,664	熊本県	994	283,873	1,338	256,639	▲ 344	27,234
長野県	4,412	180,616	3,504	162,456	908	18,160	大分県	1,141	307,691	1,378	284,804	▲ 237	22,888
岐阜県	2,077	169,973	2,059	164,145	18	5,828	宮崎県	709	72,371	467	67,323	242	5,048
静岡県	2,714	304,522	2,455	251,064	259	53,458	鹿児島県	566	149,754	555	175,114	11	▲25,360
愛知県	2,659	1,165,921	2,882	1,026,455	▲ 223	139,466	沖縄県	578	295,206	729	294,475	▲ 151	731
三重県	425	74,407	484	76,077	▲ 59	▲1,670	合計	99,768	16,207,560	90,872	15,478,024	8,896	729,536

注1 四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。 注2 各市町村の調達実績は厚生労働省ホームページで公表

障害者の就労支援について

④ 就労選択支援の円滑な実施

就労選択支援の実施について

- 令和4年の障害者総合支援法改正により、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスとして「就労選択支援」が創設され、令和7年10月より施行される。
- 令和7年10月より、就労継続支援B型の利用前に、原則として就労選択支援を利用することとなるとともに、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用することとなる。
- 今後、順次、障害者部会や通知等で詳しい運用等をお示しするので、都道府県等におかれては、円滑な施行にむけてご理解・御協力をお願いしたい。

就労選択支援

○対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
 - ※ 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として 就労選択支援を利用する。
 - ※ 新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

○ サービス内容

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する
- 具体的には、以下のプロセスを実施する。
 - 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
 - アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携 会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
 - アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
 - 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。
- 支給決定期間は原則1ヶ月とする。

○ 主な人員配置

- 就労選択支援員 15:1以上
- ※ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
- ※ 経過措置として、就労選択支援員養成研修 開始から2年間は基礎的研修又は基礎的 研修と同等以上の研修の修了者を就労選 択支援員とみなす。
- ※ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、 サービス管理責任者の配置は求めない。

〇 報酬単価

主な加算

福祉専門職員配置等加算(I)、(II)、(II) 15、10、6単位

- ⇒ I:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
- ⇒ II:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合 ※ H30~資格保有者に公認心理師を追加
- ⇒ Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

基本報酬

就労選択支援サービス費 1,210単位/日



主な減算

食事提供体制加算、送迎加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

特定事業所集中減算

200単位/日 (※所定単位数から減算)

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

(10) 社会福祉施設等の整備の推進について(社会福祉施設等施設整備費補助金)

社会福祉施設等の整備の推進について(社会福祉施設等施設整備費補助金)

現状と課題

○ 令和2年度末までは、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)を進めてきたが、令和3年度から7年度までの5か年は、重点的かつ集中的に対策を講ずることとして、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、社会福祉施設等の耐災害性強化対策(耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策)を推進しているところ。

なお、<u>非常用自家発電設備等の設置に当たっては、</u>会計検査院から令和3年度決算結果報告で設備の耐震性の確保について指摘(※)を受けたことを踏まえ、地震時に転倒することなどが無いよう**耐震性の確保を確認できる資料を事業主体が整備しておくようご指導願いたい**。

- 令和6年度当初予算においては、**自治体からの協議額が予算額を大幅に超過**するなど、厳しい財政状況の中、**各自治体における整備の<u>優先順位及び人口規模を勘案</u> した採択**を行った。
- 令和6年度補正予算においては約108億円、令和7年度当初予算案においては約50億円の予算を確保している。現在、令和6年度補正予算における協議の審査を 行っているところだが、協議額が予算を超過した場合には、各自治体から申請のあった優先順位などを参考に、予算の範囲内において採択を行うこととなるのでご 承知おき願いたい。
- 近年、整備事業が予定の期間内に終了しない等により、<u>交付決定後に事業を辞退する事例が発生</u>している。協議額が予算額を上回る本補助金において、予算が活用 されない事態を避けるためにも、各都道府県市におかれては、協議対象施設の選定に当たり、整備に関する資金計画、工期等について厳格に審査するとともに、交付決定後の事業の進捗状況を適宜確認し、必要に応じて事業主体にご指導いただくようお願いする。
- 地域移行をさらに推進するため、今後の整備事業については、施設の在り方に関する議論も踏まえつつ、施設入所者数の目標を定めた基本指針に整合した障害福祉 計画に基づく整備を更に推進することを予定している。

令和7年度においては、障害福祉計画との整合性の審査や、関係書類の提出の厳格化等を予定しているが、詳細は追ってお示しするのでご承知おき願いたい。

(※) 別紙、会計検査院のホームページを参照

(参 考) ※令和7年度は予算案

単位(億円)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度※
当初予算	71	72	195	174	48	48	45	45	50
協議額 (当初予算)	152	132	203	184	144	182	185	147	_
補正予算	80	50	83	92	85	99	102	108	_
協議額 (補正予算)	96	95	92	70	71	103	86	協議中	— ₇₉

厚生労働本省

10.社会福祉施設等に整備する非常用設備等の耐震性(処置要求)

3億8426万円(背景金額)

施設整備補助金の概要

- ・厚生労働省は、事業主体が行う社会福祉施設 等への非常用設備等の整備に対し、都道府県 等が補助する事業に、施設整備補助金を交付
- ・非常用設備等の目的は、**地震等の災害による 停電・断水時にも**、社会福祉施設等の機能を 維持し、医療的配慮や日常生活上の支援が 必要な**入所者等の安全を確保するためのもの**



- ・厚生労働省は、事業目的に照らし、**整備する** 非常用設備等について耐震性の確保等に係る 必要な措置がなされていることを前提に、 都道府県等が施設整備補助金を交付するなど としている
- ・厚生労働省が定めた交付要綱等には、施設整備補助金により整備する非常用設備等について耐震性を確保する必要性等は示されていない

検査の結果

・厚生労働省は、地方厚生(支)局において**耐震性が確保されているか確認することとはしておらず、**15都道府県及び69市区町は、**耐震性が確保されているか確認していなかった**



・上記の都道府県等から施設整備補助金の交付を受けた45事業主体 (55事業所)は、請負会社から非常用設備等の整備時に耐震性が 確保されていることが分かる資料の提出を受けていなかった





耐震設計指針によれば、設備機器は、原則、アンカーボルト等により 鉄筋コンクリートの基礎等に固定することなどとされているため、 上記55事業所の非常用設備等について検証

- ・非常用設備等がアンカーボルト等により鉄筋コンクリートの基礎に固定されて おらず、耐震設計指針に照らすと、耐震対策が行われていない状態となって いた(7事業所)
- ・非常用設備等を固定するアンカーボルトについて、耐震設計指針を用いて耐震 設計計算を行ったところ、安全とされる範囲に収まっていなかった(2事業所)
- ・非常用設備等がアンカーボルトにより固定されているが、使用されたアンカーボルトの強度が不明であるなどのため、耐震性が確保されているか確認できなかった(46事業所)
- ⇒ 必要な耐震性が実際に確保されていない場合は、 地震の際に有効に機能しないおそれ

要求する処置

- ・都道府県等に対して、**耐震性を確保する必要があることなどを周知する**こと
- ・地方厚生(支)局において**都道府県等が確認した内容を基に審査できるようにする**こと

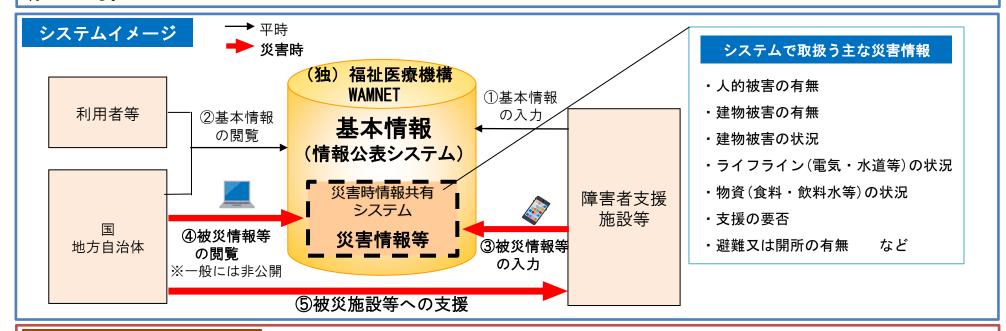


(11) 障害者支援施設等の災害時情報共有システムの運用について

障害者支援施設等の災害時情報共有システムの運用について

事業概要

災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援(停電施設への電源車の手配等)につなげることを目的として、令和3年度から「災害時情報共有システム」の運用行っている。



システム化によるメリット

- ▶ 被災施設等への<u>支援の迅速化</u>
 - ※関係機関において施設のリアルタイムの災害情報が把握出来るため、迅速な支援が可能
- ▶ 自治体の<u>事務負担軽減</u>及び<u>災害対応業務の重点化・効率化</u>
 - ※従来自治体職員が行っていた被災施設の状況確認や国等への報告業務が省略され、優先度の高い業務への従事が可能

今後の課題

令和6年12月時点の災害時情報共有システムの登録率は、地方公共団体においては99.9%、障害者支援施設等においては85.6%に留まっている。全ての自治体、施設が本システムに登録することで、初めて本システムの適切な活用が可能となるので、引き続きご協力をお願いしたい。

災害発生時における被害状況等の把握については、被害が発生していないことも重要な情報となるため、全ての施設が本システムに登録の上、被害が発生していない旨の報告をしていただくよう、働きかけを行っていただきたい。

(12) グループホームにおける支援の質の確保について

グループホームにおける支援の質の確保について

- 昨年6月に指定取消処分及び連座制の適用を受けた株式会社恵の運営する障害福祉サービス事業所等については、11月に株式会社ビオネストが承継についての独占交渉権を獲得。その後、両社の協議により、承継に関しては株式会社ビオネストの関連会社である株式会社INNOVEL HEALTHCAREが一括して承継する予定である。指定権限を有する都道府県等においては、利用者への適切かつ継続的な障害福祉サービス確保の観点から、円滑な事業承継に向け、引き続きの御協力をお願いする。
- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、共同生活援助等の居住系サービスにおいて、地域の関係者を含む外部の目(又は第三者による評価)を定期的に入れる取組として地域連携推進会議が導入された。今年度の開催は努力義務であるが、令和7年度より事業者の義務となる。障害者支援施設及び共同生活援助におけるサービスの質の確保のために必要な取組についての調査研究(令和5年度障害者総合福祉推進事業)により作成された「地域連携推進会議の手引き」も参照いただき、円滑な制度実施に向けた御協力をお願いする。
 - (参考) 令和5年度障害者総合福祉推進事業 地域連携推進会議の手引き https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html
- 現在、共同生活援助(グループホーム)における具体的な支援内容の明確化及びサービスの質の評価についての調査研究を行なっており、共同生活援助における支援に関するガイドライン(案)や、共同生活援助の開設者や管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について検討を進めているところ。今後、共同生活援助の支援の質の向上に資する成果物についてお示しする予定である。

株式会社恵のこれまでの経緯について

○処分までの経緯

・ 令和5年4月、愛知県より、株式会社恵の運営する複数のグループホームにおいて、食材料費の過大徴収が行われている との報告があり、同年6月以降、厚生労働省では、同社に対して業務管理体制に係る検査を実施するとともに、指定権者と して同社の運営する障害者グループホームへの検査等の実施を求める等、関係自治体と連携を図ってきた。

○処分

- ・ 令和6年6月26日、愛知県及び名古屋市により、同社の5事業所に対して指定取消の処分(処分理由:食材料費の過大徴収及び障害福祉サービス等報酬に係る不正請求等)を実施。
- 令和5年6月以降に厚生労働省で行ってきた同社への業務管理体制への検査の結果として、本社等の組織的な関与が認められたため、愛知県及び名古屋市の指定取消処分に伴い、障害者総合支援法によるいわゆる連座制が適用され、同社の運営する障害福祉サービス事業所の指定又は更新が受けられなくなる。
- ・ 同日に、厚生労働省から、利用者に対する継続的なサービスの確保等について、同社に対する行政指導を実施。

○処分後の対応

- ・ 令和6年6月28日、同社の事業所がある29自治体の指定権者と厚生労働省を構成員とした、第1回株式会社恵の運営する 障害福祉サービス事業所所管自治体等連絡会議を開催。
- ・ 令和6年7月31日、同社より、全事業所を一括承継する方針として譲渡先を選定する等の報告があり、希望する利用者が 転居することなく継続的に障害福祉サービスを利用できるよう、速やかに調整を行うこと等について再度、行政指導。
- ・ 令和6年9月12日、同社から、一括譲渡については、年内を念頭に調整している旨報告があり、この譲渡先の選定に当たり、福祉の専門家の意見を求めるべき旨厚生労働省より指導。同社は厚生労働省推薦の3名をアドバイザーとして迎えた。
- ・ 令和6年10月16日、第2回株式会社恵の運営する障害福祉サービス事業所所管自治体等連絡会議を開催し、円滑な指定手 - 続きについて依頼。
- ・ 令和6年11月8日、同社より、一括承継先として株式会社ビオネスト(本社:兵庫県神戸市)と基本合意書を締結し、同 社の運営する障害者グループホームのほか全ての障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所等を承継予定である旨 報告があった。また、同日に第3回株式会社恵の運営する障害福祉サービス事業所所管自治体等連絡会議を開催。
- これら対応以降も厚生労働省では、アドバイザーの助言も頂きながら、累次に渡り、両社との協議を実施。

共同生活援助における支援の質の確保

概要

- 共同生活援助における支援の質を確保するため、運営基準において、<u>新たに、</u>各事業所に<u>地域連携推進会議を</u> <u>設置</u>して、地域の関係者を含む外部の目(又は第三者による評価)を定期的に入れる取組を義務づける。(施設 入所支援も同様)
- 共同生活援助事業者において整備が義務付けられている<u>会計に関する諸記録</u>として、利用者から徴収した<u>食材</u> 料費等にかかる記録が含まれることや、<u>食材料費等として徴収した額については適切に管理</u>すべき旨を改めて明 示する。
- これらに加え、共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、<u>支援に関するガイドラインの策定</u>や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について<u>検討するため、今年度調査研究事業を実施している</u>。

地域との連携等【新設】

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
- ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
 - ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。

共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価等に係る研究

(令和6年度障害者総合支援事業費補助金(障害者総合福祉推進事業)事業概要)

○ 共同生活援助(グループホーム)における具体的な支援内容の明確化及びサービスの質の評価について調査・ 検討を行い、共同生活援助における支援に関するガイドライン(案)を作成する。また、共同生活援助の開設者 や管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等についても検討を行う。 (13) 地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点等について

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。
- 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、以下の 取組を評価する加算を新設したところ。
 - ・地域生活支援拠点等における情報連携等を担う拠点コーディネーターの配置
 - ・ 平時からの情報連携を整えた通所系サービス事業所における緊急時の受入れ 等
- 上記の加算を含め、地域生活支援拠点等に関する報酬算定に当たっては、市町村が当該事業所を地域 生活支援拠点等に位置付けることを要件としていることから、市町村は地域の実情に応じ、事業所間の 有機的な連携による支援のネットワークが構築されるよう、主体的に整備を進められたい。
- 令和6年4月時点で地域生活支援拠点等の整備済み市町村は7割強となったが、半数を超える地域生活支援拠点等においてコーディネーターが未配置の状況にあることから、各都道府県におかれては、未整備市町村(とりわけ人口規模の小さい市町村)への整備の働きかけと合わせ、拠点コーディネーターの配置促進に向けた取組をお願いする。

地域生活支援拠点等の整備について

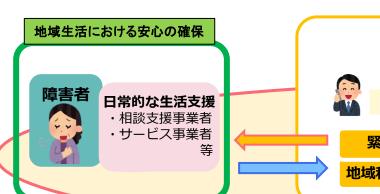
障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

【地域生活支援拠点等が担うべき機能(改正後の障害者総合支援法第77条第3項)】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、 その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等
- ○<u>市町村は、</u>特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も 含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- ○<u>都道府県は、</u>管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) *複数の市町村で共同設置可



〇 地域生活支援拠点等

(地域生活の緊急時対応や地域移行を 推進する機能を地域で整備)

拠点コーディネーター

緊急時に備えた相談・緊急時の対応

地域移行の推進(体験の機会・場の確保等)



○ 基幹相談支援センター(地域の相談支援の中核機関)

○ 協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)

地域生活支援拠点等の機能の充実

○ 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活 支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、 機能の充実を図る。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

○ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を 創設する。(別紙参照)

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位/月** *拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限 (地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因 して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。 【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位/日**
- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。 【現行】短期入所(加算) 100単位/日 *拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所(加算) 200単位/日 *連携調整者配置
- ※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。(訪問系サービス等)

③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

○ 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け 支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。 (1月に3回を限度) 【新設】施設入所支援 地域移行促進加算(Ⅱ) **60単位/日**





地域生活支援拠点等の整備状況について(令和6年4月1日時点)

※ 障害福祉課調べ ※ 小数点第二位以下四捨五入

地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、令和6年4月1日時点で、1270市町村において整備されている。(全国の自治体数:1741市町村) ※令和5年4月1日時点整備状況 1117市町村

① 市町村における地域生活支援拠点等の整備状況

整備済の市町村数 (割合)	未整備の市町村数 (割合)
1270市町村 (72.9%)	471市町村(27.1%)

単独整備の市町村数 (割合)	共同整備の市町村数 (割合)	単独・共同両方整備の市町村数 (割合)
626 市町村 (49.2%)	643市町村(50.6%)	1市町村(0.1%)

② 地域生活支援拠点等の箇所数

整備済の拠点数(のべ数)					
812箇所					
単独整備の箇所数 (割合)	共同整備の箇所数 (割合)				
657箇所(80.9%)	155箇所(19.0%)				

コーディネーターを配置している 拠点の数				
296箇所				
単独整備の箇所数(割合)	共同整備の箇所数 (割合)			
224箇所(75.6%)	72箇所(24.3%)			

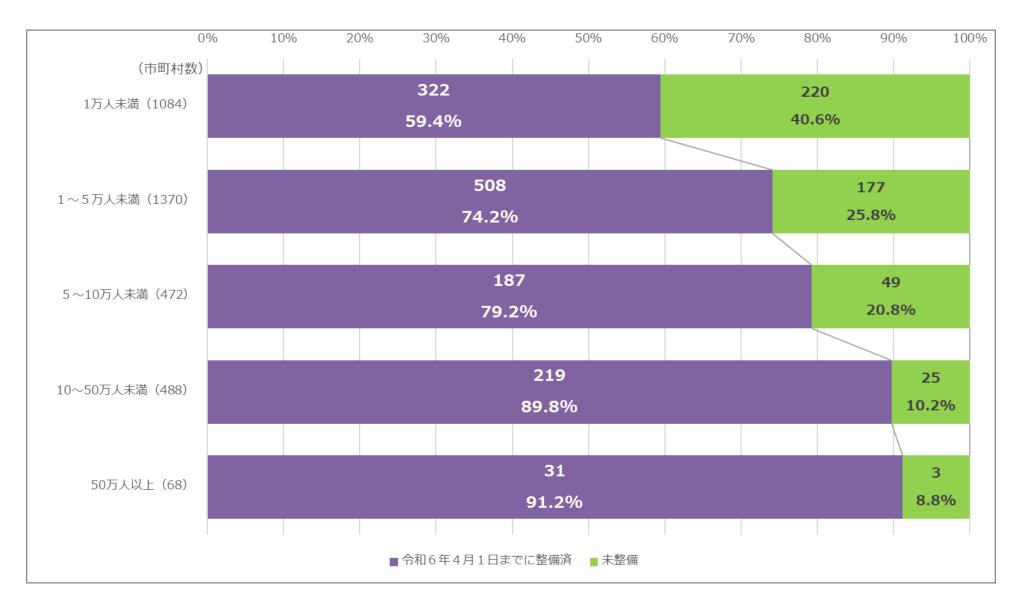
③ 拠点コーディネーターの人数

コーディネーターの人数(実数)						
851人						
うち、地域生活支援拠点等機能強化加算における 拠点コーディネーターの人数 (割合)	うち、「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業 (地活事業)」における拠点コーディネーターの 人数 (割合)	うち、その他の事業や自治体職員等によって配置される地域生活支援拠点等のコーディネーターの人数(割合)				
47人(5.5%)	91人(10.7%)	713人(83.8%)				

地域生活支援拠点等の都道府県ごとの整備状況(市町村数及び割合)



地域生活支援拠点等の人口規模ごとの整備状況(市町村数及び割合)



(14) 相談支援の充実等について

相談支援の充実等について

1. 障害者総合支援法改正を踏まえた相談支援体制の充実強化等について

- 相談支援体制の充実・強化を図るため、令和4年の障害者総合支援法改正により、令和6年4月から以下の改正事項が施行したところ。
 - 基幹相談支援センターについて、市町村における設置の努力義務化
 - ・ (自立支援)協議会について、障害者の個々の事例について情報共有することを法律上明記するとともに、協議 会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務化
 - ※ これを踏まえ、第7期障害福祉計画(令和6~8年度)の国の基本指針において、基幹相談支援センターについて、令和8年度末までにすべての市町村に設置することを目標として掲げているが、令和5年度末時点において、全市町村のうち、約6割の設置状況。
- 厚生労働省においては、令和6年度において、以下の2つの取組を新たに実施。令和7年度においても同様に実施する予定であり、各都道府県・市町村におかれては、基幹相談支援センター等の整備・機能の充実に向けて、これらの事業に積極的にご参画いただくようお願いする。
 - ① <u>基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、(自立支援)協議会の効果的な運営を推進するため、国と自治体間で意見交換</u>を実施。(厚生労働省と都道府県とのブロック会議、市町村とのオンライン会議)
 - ② 基幹相談支援センターの設置促進・機能強化のためのアドバイザー事業を実施。 (地域生活支援促進事業(国庫補助率1/2)「都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備促進事業」)
 - ※ ②は、年10カ所程度の実施を想定(令和6年度は、東京都、埼玉県、新潟県、福井県、高知県、大分県、沖縄県が実施。)
- 上記を踏まえ、<u>基幹相談支援センターの未設置市町村においては、複数市町村による共同設置を含め、基幹相談支援センターの設置に向けた検討</u>をお願いするとともに、<u>設置市町村においても、地域の相談支援体制の強化の取組を</u>はじめ基幹相談支援センターの機能の充実強化に取り組んでいただくようお願いする。
 - また、<u>都道府県においては、</u>アドバイザー事業の活用等により、<u>広域的な観点から基幹相談支援センターの設置促</u>進や運営に関する助言等についてお願いする。
- (注) なお、基幹相談支援センター機能強化事業は、事業名称及び補助対象について見直しを行った。一部自治体においては、令和6年度に限り、経過措置として従前の補助対象を認めることとしていたが、令和7年度から対象外となるため、令和6年度中に基幹相談支援センターの設置や事業内容及び人員体制の見直し等の機能の強化に向けた適切な対応を行っていただくよう改めてお願いする。

相談支援の充実等について

2. 相談支援体制の充実強化等のための各種研修等の実施について

【相談支援従事者の計画的な養成】

- 相談支援の利用者数、事業所数、相談支援専門員数ともに増加傾向にあるものの、相談支援専門員について、 その人員の不足や更なる資質の向上を求める声があり、相談支援専門員及びサービス管理責任者等の人材確保は 喫緊の課題である。また、相談支援事業者以外の者が作成するセルフプランの割合は地域ごとに大きくばらつき があり、本人や障害児の保護者が希望しない場合もセルフプランとなっている場合がある。
 - ※ 国において、市町村毎のセルフプラン率等について、年度内に公表する予定。
- そのため、相談支援専門員、サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)養成研修を通じて、より質の高い人材育成を目的とした事業を令和6年度補正予算で措置したところであり、<u>都道府県及び市町村におかれては、</u>地域のニーズを踏まえた各研修の充実を図り、地域における人材確保や希望しないセルフプランの解消に資するよう、相談支援専門員(特に主任相談支援専門員)等の計画的な養成・確保に努めていただくようお願いしたい。

【相談支援従事者指導者養成研修及びサービス管理責任者等指導者養成研修の実施時期について】

- 各都道府県で実施している相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修を中心的に実施する者を養成するため、国において各研修の指導者養成研修を実施している。
- 令和7年度における指導者養成研修については、以下の時期に開催を予定している。
 - 相談支援従事者指導者養成研修6月中旬(3日間)、3月上旬(1日)
 - ・ サービス管理責任者指導者養成研修 9月中旬(4日間)
- 受講者の増枠や会場について見直しを検討しているところ。詳細は、障害保健福祉関係主管課長会議等でおってお知らせする予定であり、各都道府県におかれては、受講者の選定及び派遣等についてご留意いただきたい。

相談支援の充実等について

3. 障害者相談支援事業等の交付税措置等について

【障害者相談支援事業(いわゆる委託相談)、基幹相談支援センターの交付税措置について】

○ 障害者相談支援事業について、相談件数の増加や、基幹相談支援センターの令和4年度障害者総合支援法改正による市町村の努力義務化を踏まえ、令和7年度から地方交付税措置が拡充される見込みである。具体的な内容については、今後おって連絡していく予定。

【障害者相談支援事業の消費税にかかる取扱いについて】

- 市町村が実施する障害者相談支援事業については、社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象となるが、この間、以下の対応を行ってきたところ、各自治体におかれては、引き続き、委託先の民間事業者に過度な負担が生じることがないよう、適切にご対応いただくよう改めてお願いする。
 - ・ 自治体説明会(令和6年4月26日)の開催
 - 厚生労働省と国税庁に相談窓口の設置
 - 相談窓口に多く寄せられたご照会を基にしたQ&Aの発出(令和6年10月10日)

(障害者相談支援事業に係る社会福祉法上の取扱い等について(厚生労働省HP))

URL: 障害者相談支援事業に係る社会福祉法上の取扱い等について | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

各市町村におかれては、上記2つのような状況を踏まえ、必要な事業費の確保に努めていただくとともに、より充実している市町村におかれては支援が後退することのないよう、地域における相談支援体制の充実にご配慮いただきたい。

個別支援(特にその対応に

豊富な経験や高度な技術・

知識を要するもの)

基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

○ 市町村は、基幹相談支援センターを<mark>設置するよう努める</mark>ものとする。(法第77条の2第2項) (一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))



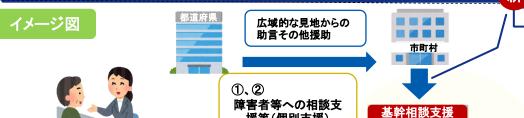
「中核的な役割」

- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設。※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② <u>他法</u>において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務 「^{小職を要するもの)} (身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
- 新 ③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する 運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務) 「「「「「「」」」 (3)④が主要な

新 4 (自立支援) 協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務 (89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)

※ また、<mark>都道府県</mark>は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、<u>広域的な見地からの助言</u> その<u>他援助を行うよう努める</u>ものとされている。(同条第7項)<mark>新</mark>



①、② 障害者等への相談支援等(個別支援) 基幹相談支援センター

医療的ケア児コーディネーターの配置



その他地域の実情に 応じてさらに機能を 追加することも想定 主任相談支援専門員等 地域の中核的な役割を 担う人材を配置 ③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の 支援者支援

設置の努力義務(相談支援事業者への委託可

主要な中核的役割

④ (自立支援)協議会の 運営への関与を通じた 「地域づくり」の業務









※ 基幹相談支援センター等機能強化 事業(地域生活支援事業費等補助金) が活用可能

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた(自立支援)協議会の機能と構成

(自立支援)協議会の役割・機能(障害者総合支援法89条の3関係)

令和6年4月1日施行

○ 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)

地域の状況を反映した、現に住民が直面している 課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への<mark>適切な支援に関する情報</mark>及び支援体制に関する課題についての<mark>情報</mark>を共有し、関係機関 等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

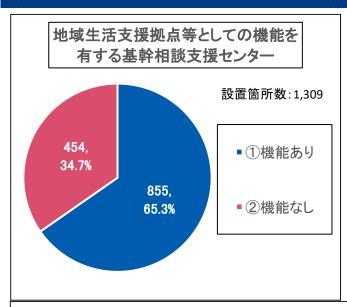
- 新② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じるこ とについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)
- **新**③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。 (第5項新設)
 - * 今回改正により、社会福祉法(重層的支援会議等)・生活困窮者自立支援法(支援会議)・介護保険法(地域ケア会議)と同旨の規定をもつものとなった。(第3項~第6項)

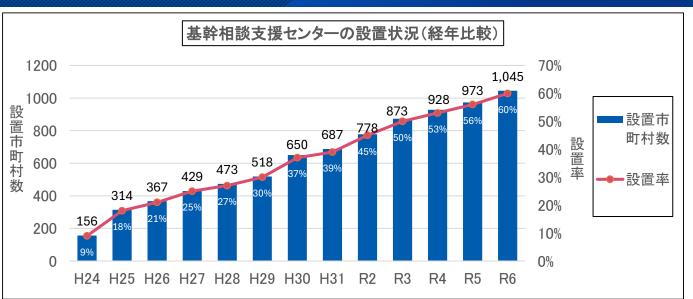
(※)協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

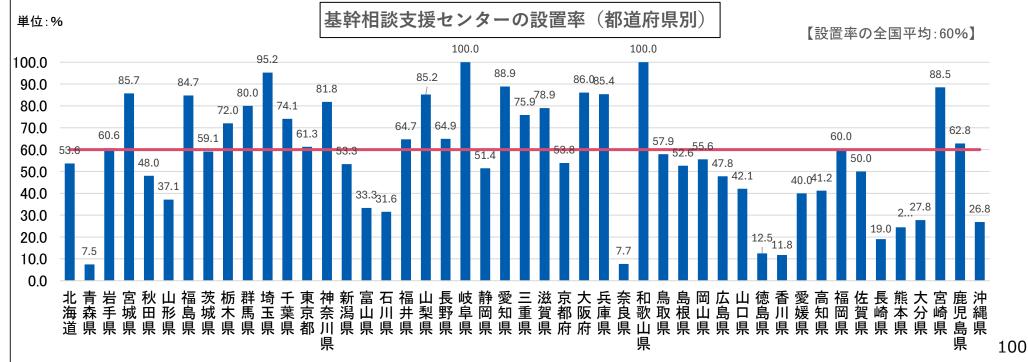
(自立支援) 協議会は、地域の関係者が 障害福祉計画・障害児福祉計画 協議会の機能 集まり、個別の相談支援の事例を通じてⅠ 関係機関は例示 明らかになった本人・家族・地域の課題 連携強化 を共有し、その課題を踏まえて地域の 相談支援や 行政機関 地域課題の抽出 サービス基盤の整備を着実に進めていく -ビス等の評価 社会資源の改善・開発 役割を担っている。 障害保健福祉圏域等 都道府県協議会 市町村協議会 複数自治体での共同設置可 本人 参画 域 保 (家族) 連絡会議 連絡会議 事業 地域移行部会 就労支援部会 権利擁護部会 事務局会議 こども部会 事務局会議 情報提供や 材育成部会 意見の表明 事例の報告等 就労支援 サービス 担当者会議 福祉サービス 専門部会(例) 専門部会(例) 事務局機能 事業者 99 市町村+基幹相談支援センター

基幹相談支援センターの設置状況等について(令和6年4月1日時点)

出典:令和6年度障害者相談支援事業の実施状況等について







障害者地域生活支援体制整備事業費(都道府県とのブロック会議等の開催)

令和 7 年度当初予算案 $11_{\text{ББР}}$ $(11_{\text{ББР}})_{\text{ж ()}}$ ¬ktin ¬ktin

1 事業の目的

障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、<u>基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義</u>務となり、(自立支援)協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われた。

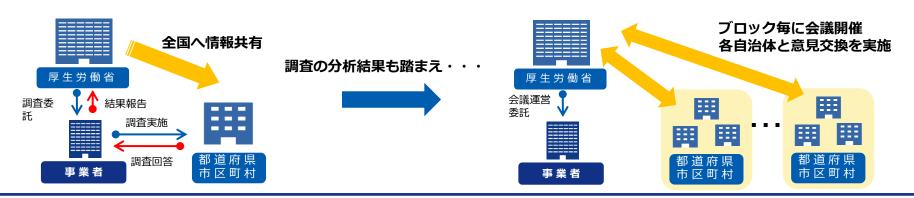
当該法改正を踏まえ、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれたところであり、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営に向けて、国が主導的な立場で各自治体に対して支援を図るもの。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 国において、各自治体における相談支援の体制整備等の状況(基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の設置・整備 状況、(自立支援)協議会の運営状況等)について調査を実施し、現状及び課題について詳細に分析・把握。
- ・ 当該調査結果により把握した地域の体制整備の状況も踏まえ、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等をはじめとする地域の相談支援体制等の強化や(自立支援)協議会の効果的な運営のため、

国と自治体の間で意見交換等を実施するためのブロック会議や市町村との意見交換会等を開催する。

※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

◆ 実施主体:国(民間事業者への委託可)

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業 (アドバイザーによる基幹センター等の設置・機能強化促進モデル事業)

令和7年度当初予算案 地域生活支援費等事業費補助金(地域生活支援促進事業) 32_{TDP} (32_{TDP}) \times () Politine BP = $\text{Political Political Politi$

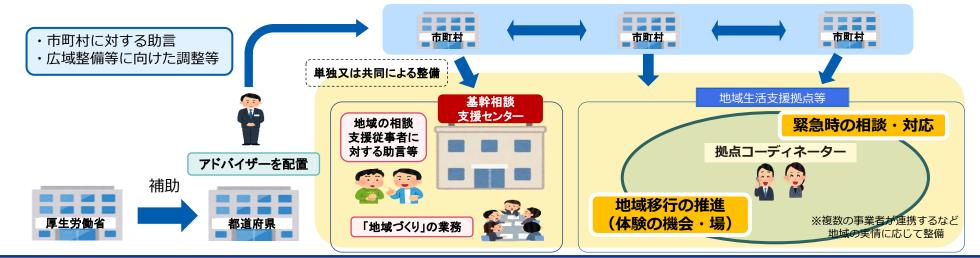
1 事業の目的

※令和6年度は、東京都、新潟県、福井県、高知県、大分県、沖縄県が本事業を活用

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務 となるが、整備市町村は約半数にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。
- 同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備の 促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに 運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。
 - ※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定(各年とも、基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県10件程度)



3 実施主体等

◆ 実施主体:都道府県 ◆ 補助率:国1/2、都道府県1/2

基幹相談支援センター機能強化事業(地域生活支援事業)

1 事業の目的

- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する 専門的な指導・助言等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としている。
 - 令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、
 - ・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化
 - ・基幹相談支援センターの役割として、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」が法律上明記される
 - とともに、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針(告示)により令和8年度末までに基幹相談支援センターの全市町村での設置について成果目標として掲げたところである。
- 上記を踏まえ、本事業について、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

2 事業の概要・スキーム

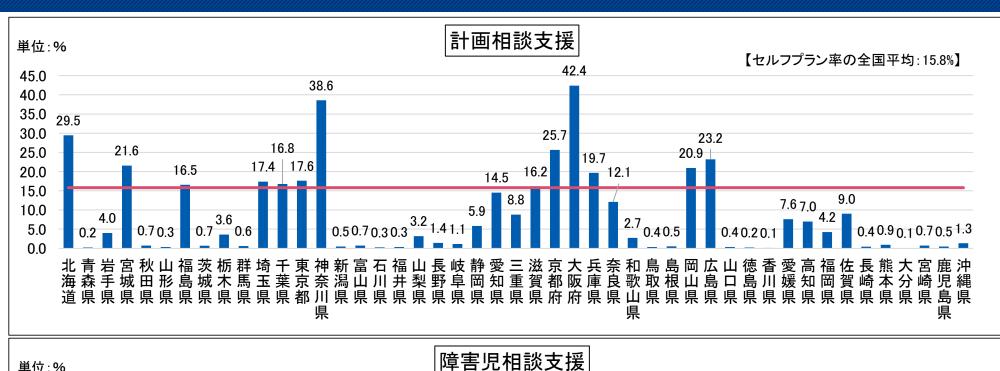
- 〇 本事業について、原則として、基幹相談支援センターに対する補助に見直すとともに、法律上明記される「地域の相談 支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助に重点化を図る。
 - ※ただし、令和6年度に限り、経過措置として、令和5年度に本事業を実施していた市町村については従前の補助対象も認めることとする。

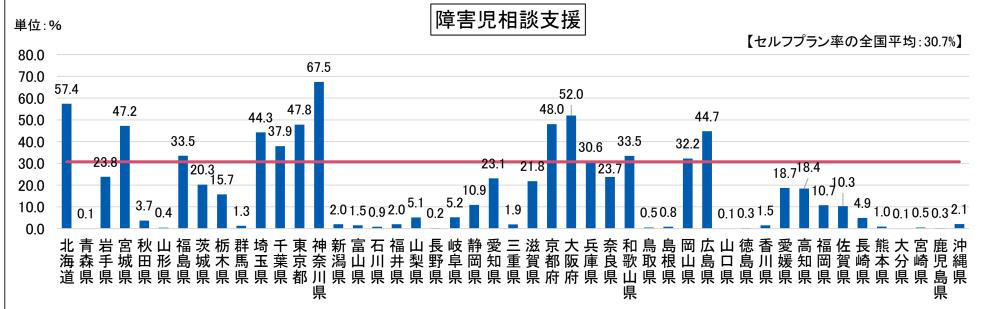
従 前	現 行
①基幹相談支援センター <u>等</u> に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 (注)社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者	① <u>基幹相談支援センター</u> に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 <u>※新たに②③の事業実施を補助要件とする</u> (注) <u>主任相談支援専門員</u> 又は <u>相談支援専門員である</u> 社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者
②基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組	② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
③基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組	③基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

3 実施主体等

◆ 実施主体:市町村 ◆ 補助率:国1/2以内、都道府県1/4以内、市町村1/4

セルフプラン率について(令和6年4月1日時点) 出典:令和6年度障害者相談支援事業の実施状況等について



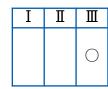


令和6年度補正予算額 5.9億円

① 施策の目的

障害福祉分野における相談支援専門員、サービス管理責任者(または児童発達支援管理責任者)の 人材不足は喫緊の課題であり、国及び各都道府県における人材養成の強化等の取組を緊急に実施す るなど人材確保を図ることにより、障害児者やその家族等に対する相談支援体制の整備を図る。

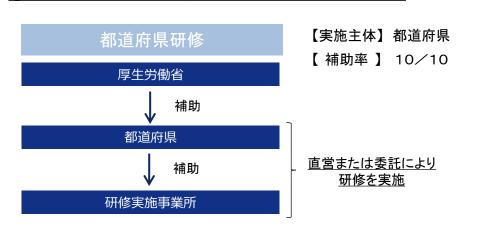
② 対策の柱との関係

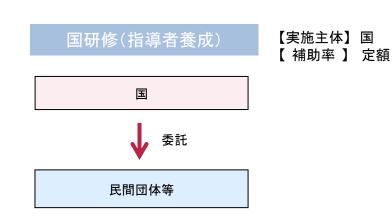


③ 施策の概要

都道府県が実施主体である相談支援従事者養成研修及びサービス管理責任者養成研修等について、緊急に研修体制を強化するための費用を補助するとともに、国が実施する指導者養成研修(都道府県における研修の企画立案・運営の中心的な役割を担う指導者を対象)の拡充を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等





⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国と都道府県が一体となって質の高い人材を養成することにより、地域における専門人材の 確保と事業所の質の向上を図り、障害児者(またはその家族)の安心した地域生活、自立や社会参加の促進につながる。また、のぞまないセルフプランの解消に資するものである。 (15) 住宅セーフティネット法等改正法について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)等の一部を改正する 法律(令和6年法律第43号)

令和6年6月5日公布

大家が賃貸住宅を提供しやすく、 要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

- 〇 終身建物賃貸借(※)の利用促進
 - ※ 賃借人の死亡時まで更新がなく、 死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借
 - ・終身建物賃貸借の認可手続を簡素化 (住宅ごとの認可から事業者の認可へ)
- 〇 居住支援法人による残置物処理の推進
 - 入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、 居住支援法人の業務に、入居者からの委託に基づく 残置物処理を追加
- 家賃債務保証業者の認定制度の創設
 - 要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者(認定保証業者) を国土交通大臣が認定
 - ⇒ (独)住宅金融支援機構の家賃債務保証保険による 要配慮者への保証リスクの低減
- 居住サポート住宅による大家の不安軽減(2.参照)

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う 賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

- 居住サポート住宅(※)の認定制度の創設
 - ※法律上は「居住安定援助賃貸住宅」
 - 居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、 安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う住宅 (居住サポート住宅)の供給を促進 (市区町村長(福祉事務所設置)等が認定)
 - ⇒ 生活保護受給者が入居する場合、 住宅扶助費(家賃)について代理納付(※)を原則化
 - ※生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、 特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う
 - ⇒ 入居する要配慮者は認定保証業者(1.参照)が家賃債務保証 を原則引受け

<居住サポート住宅のイメージ>



3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定

市区町村による居住支援協議会(※)設置を促進(努力義務化)し、住まいに関する 相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した 地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進

※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

不動産関係団体 (宅建業者、賃貸住宅 管理業者、家主等)

居住支援法人 福祉関係団体 (社会福祉法人等)

【住宅セーフティネット法】

都道府県・市区町村 (住宅部局、福祉部局)

107

住宅セーフティネット法改正を受けた自治体障害福祉部局への依頼事項

(1) 居住サポート住宅の認定事務等に係る担当と窓口の検討

○ 住宅セーフティネット法等改正法の施行に向け、居住サポートの認定申請・審査の担当・窓口が決定していない場合は、住宅部局と福祉部局で連携しながら、速やかに検討・調整いただくようお願いしたい。

(2)賃貸住宅供給促進計画と障害福祉計画との調和

○ 賃貸住宅供給促進計画を作成する際、障害福祉計画の内容を把握した上で作成することを想定しているため、 住宅部局との連携・協働をお願いしたい。

(3)居住支援協議会への参画・連携

- ① 福祉部局は住宅部局と連携して、居住支援協議会の設置準備や運営に参画するとともに、必要に応じ(自立支援)協議会のその他の構成員にも居住支援協議会に参画頂くことを検討いただきたい。
- ② (自立支援)協議会等において、住宅確保要配慮者からの障害福祉サービスの利用に関する相談体制の整備や、 住宅施策との連携推進について協議することを検討いただきたい。
- ③ (自立支援)協議会と居住支援協議会の連携を図っていただきたい。

(4) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

○ 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)について、未実施の場合はまずは事業実施をご検討頂くとともに、 事業実施自治体含め、今後は居住支援法人との連携についてもご検討いただきたい。

(1)居住サポート住宅の認定事務等に係る担当と窓口の検討について

福祉部局に対応いただきたい事項

- ・現在、居住サポート住宅の認定事務等の担当や窓口が決まっていない福祉事務所設置自治体においては、令和6年度 中に担当・窓口を遅滞なく決定できるよう、住宅部局と連携しながら、速やかに検討・調整を進めるようお願いしたい。
- ・また、各都道府県においては、全国説明会に参加していないなど対応が遅れている自治体に対して、必要に応じて優 先的に個別の働きかけ・支援をお願いしたい。

1. 住宅セーフティネット法等改正法全国説明会のアーカイブ動画の視聴について

現在までに、**全国説明会への参加やアーカイブ動画の視聴を行っていない福祉事務所設置自治体の住宅部局及び福祉部局**においては、居住サポート住宅の認定に関する基本的な内容を知る機会として、**説明会のアーカイブ動画を視聴いただきたい。**

(アーカイブ動画掲載先URL)https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/m/r6 safetynet

2.居住サポート住宅の認定事務等の窓口の調整経緯や決定理由の事例について

居住サポート住宅の認定事務等に係る担当と窓口の検討について(令和7年1月8日事務連絡)の別紙において、**居住サポート住宅の認定** 事務等の窓口の調整経緯や決定理由の事例をまとめたところ、担当・窓口の検討・調整にあたって、参考にしていただきたい。

3. 今後の予定

令和7年3月に、居住サポート住宅の認定システムのアカウント登録を依頼する予定。なお、アカウント登録依頼に先立ち、国からその時点の認定基準(素案)等も提供する予定(令和7年2月頃を予定)。

(2)賃貸住宅供給促進計画と障害福祉計画との調和について

福祉部局に対応いただきたい事項

・賃貸住宅供給促進計画を作成する際、障害福祉計画の内容を把握した上で作成することを想定しているため、住宅部 局との連携・協働をお願いしたい。

賃貸住宅供給促進計画※任意

記載内容

- ・都道府県/市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する
- 賃貸住宅の供給の目標
- ・住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
- ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に 関する事項
- ・住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
- ・賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を 営むために必要な援助その他の福祉サービスの提供体制の 確保に関する事項

障害福祉計画

記載内容

〈必須事項〉

- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域 相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要 な量の見込み
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

〈任意事項〉

- ・必要な見込量の確保のための方策
- ・関係機関との連携に関する事項

(3)居住支援協議会への参画・連携について

福祉部局に対応いただきたい事項

- ① 福祉部局は住宅部局と連携して、居住支援協議会の設置準備や運営に参画するとともに、必要に応じ(自立支援)協議会のその他の構成員にも居住支援協議会に参画頂くことを検討いただきたい。
- ② (自立支援)協議会等において、住宅確保要配慮者からの障害福祉サービスの利用に関する相談体制の整備や、住宅施策との連携推進 について協議することを検討いただきたい。
- ③ (自立支援)協議会と居住支援協議会の連携を図っていただきたい。

居住支援協議会

構成員

- ·地方公共団体、居住支援法人、宅地建物取引業者 等
- ・社会福祉協議会その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者

協議事項

- ・住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供
- ・<u>民間賃貸住宅への入居及び日常生活を営むために必要な福祉サービス</u> の利用に関する住宅確保要配慮者からの相談に応じて適切に対応する ための体制の整備
- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する施策と住宅確保要 配慮者の生活の安定及び向上に関する施策との連携の推進 等

(自立支援) 協議会等との連携

・住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅確 保要配慮者の賃貸住宅への入居に関する課題についての情報の共有そ の他相互の連携に努めなければならない。

自立支援協議会

構成員

- 地方公共団体
 - ・関係機関、障害者等の福祉、医療等に関連する職務に従事する者等

協議事項

- ・地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議
- ・住宅確保要配慮者からの障害福祉サービスの利用に関する 相談体制の整備や、住宅施策との連携についても協議

3

・(自立支援)協議会及び居住支援協議会で明らかに なった障害者の住まいの確保に係る課題を互いに共有

(自立支援)協議会について

経緯

- (自立支援)協議会は、<u>地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービ</u> ス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、(自立支援)協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、(自立支援)協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者及びその家族の参画が明確化された。

概要

- (自立支援)協議会の設置は、**地方公共団体(共同設置可)の努力義務**規定。(法89条の3第1項)
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、(自立支援)協議会の 意見を聴くよう努めなければならないとされている。(法88条第9項、89条第7項)
- 設置状況(R6.4月時点) 市町村: 1,718自治体(設置率約98.7%) ※協議会数: 1,212箇所

都道府県: 47自治体(設置率100.0%)

※構成メンバーについては、**設置地方公共団体の地域の実情に応じて選定されるべきもの**である。

(想定される例)

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、**不動産関係** 事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民等

※都道府県協議会については市町村も参画

(4) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)について

福祉部局に対応いただきたい事項

・住宅入居等支援事業(居住サポート事業)について、未実施の場合はまずは事業実施をご検討頂くとともに、事業実施自治体含め、今後は居住支援法人との連携についてもご検討いただきたい。

【事業概要(地域生活支援事業)】

賃貸契約による一般住宅(※)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。

※「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅(アパート、マンション、一戸建て)のことをいう。

【実施主体】

市町村(共同実施も可能)(指定相談支援事業者等へ委託することができる。)

【対象者】

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が 困難な者。ただし、原則として、現に障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害者に係るものは除く。

【事業の具体的内容】

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障害者と家主等との入居契約手続きにかかる支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談 ・助言、入居後の緊急時における対応等を行う。

- (1) 入居支援(不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援。) ※地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じその利用支援を行う。
- (2)居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整(利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な 支援を受けることができるよう調整を行う。)

居住サポート事業実施自治体(令和6年4月時点)

	札幌市
	釧路市
	帯広市
	北見市
	千歳市
	深川市
	富良野市
	登別市
	恵庭市
	伊達市
	乙部町
	積丹町
	由仁町
	新十津川田
	妹背牛町
	秩父別町
北海道	北竜町
(33市町村)	沼田町
	当麻町
	比布町
	愛別町
	変 別 町
	上川町
	上富良野町
	中富良野町
	南富良野町
	占冠村
	苫前町
	白老町
	洞爺湖町
	鹿追町
	本別町
	標茶町
	羅臼町
	弘前市
	八戸市
	黒石市
	五所川原門
	むつ市
青森県	平川市
(13市町村)	田舎館村
	板柳町
	佐井村
	五百町
	五戸町 田子町
	階上町
	新郷村

- / / / /	
	宮古市
	花巻市
	北上市
	陸前高田市
	滝沢市
岩手県	紫波町
(12市町村)	矢巾町
	住田町
	大槌町
	山田町
	岩泉町
	田野畑村
	仙台市
	石巻市
	気仙沼市
	登米市
	東松島市
	富谷市
宮城県	大河原町
(13市町村)	松島町
	大和町
	大郷町
	大衡村
	涌谷町
	女川町
	秋田市
	横手市
秋田県	湯沢市
(5市町村)	小坂町
	大潟村
山形県	実施なし
шллж	会津若松市
福島県	田村市
(4市町村)	
(411) [[1] [1] [1] [1]	三春町
 茨城県	小野町
	水戸市
栃木県	実施なし
伽水木	伊勢崎市
	12 23 3 1
	館林市
	渋川市
	富岡市
	榛東村
群馬県 (12市町村)	吉岡町
(12川川川小川)	中之条町
	長野原町
	嬬恋村
	草津町
	玉村町
	大泉町

ነ (די יין	U++7.
	さいたま市
	川越市
	川口市
	秩父市
	所沢市
	深谷市
	戸田市
	久喜市
埼玉県	富士見市
(18市町村)	蓮田市
(20:10:313)	幸手市
	ふじみ野市
	白岡市
	横瀬町
	皆野町
	長瀞町
	小鹿野町
	杉戸町
	市川市
	松戸市
	成田市
	佐倉市
	東金市
	習志野市
	柏市
千葉県	鎌ケ谷市
(16市町村)	浦安市
	印西市
	山武市
	大網白里市
	九十九里町
	芝山町
	横芝光町
	鋸南町
	新宿区
	文京区
	台東区
	墨田区
	江東区
	世田谷区
++#7	中野区
東京都 (14市町村)	江戸川区
(T-11) H1(1)	八王子市
	三鷹市
	小金井市
	小平市
	清瀬市
	御蔵島村

	鎌倉市
加大 川旧	藤沢市
神奈川県 (5市町村)	逗子市
(2中国利)	寒川町
	大磯町
	新潟市
	長岡市
新潟県	五泉市
(6市町村)	佐渡市
	弥彦村
	出雲崎町
富山県	実施なし
石川県	かほ/士
(1市町村)	かほく市
福井県	実施なし
	甲府市
	富士吉田市
山梨県	山梨市
(6市町村)	笛吹市
	西桂町
	鳴沢村
	塩尻市
	千曲市
	立科町
長野県	大鹿村
(8市町村)	山形村
	朝日村
	筑北村
	坂城町
岐阜県	実施なし
	沼津市
静岡県	藤枝市
(4市町村)	裾野市
	小山町
	名古屋市
	豊橋市
	刈谷市
平和旧	豊田市
愛知県 (9市町村)	犬山市
(Allm147)	大府市
	日進市
	田原市
	豊根村
三重県 (1市町村)	志摩市
光如 用	長浜市
滋賀県 (3市町村)	甲賀市
(2川町小)	湖南市

	京都市
	福知山市
京都府	宮津市
(6市町村)	八幡市
(0.11.313)	京田辺市
	京丹波町
	大阪市
	堺市
	岸和田市
	高槻市
	守口市
	八尾市
	富田林市
大阪府	松原市
(16市町村)	大東市
	箕面市
	羽曳野市
	東大阪市
	四條畷市
	大阪狭山市
	阪南市
	熊取町
	豊岡市
	赤穂市
	西脇市
兵庫県	宝塚市
(8市町村)	加西市
	多可町
	市川町
	神河町
奈良県	三宅町
(2市町村)	黒滝村
	新宮市
	紀美野町
	那智勝浦町
和歌山県	太地町
(7市町村)	
	古座川町
	北山村
	串本町
	鳥取市
	米子市
鳥取県	倉吉市
(6市町村)	岩美町
	琴浦町
	北栄町

		松江市					
	島根県	浜田市					
	(4市町村)	江津市					
		美郷町					
		岡山市					
	☑.1.1目	倉敷市					
	岡山県	玉野市					
1	(5市町村)	和気町					
1		早島町					
1		三原市					
1		尾道市					
1		福山市					
t	広島県	東広島市					
ł	(7市町村)						
-		廿日市市					
		安芸高田市					
		世羅町					
	山口県	実施なし					
		鳴門市					
		小松島市					
	徳島県	勝浦町					
	(6市町村)	上勝町					
		那賀町					
		上板町					
		高松市					
	香川県	さぬき市					
	(4市町村)	東かがわ市					
		三木町					
		宇和島市					
	愛媛県	新居浜市					
	(4市町村)	伊予市					
		鬼北町					
	高知県	実施なし					
		北九州市					
		福岡市					
		久留米市					
	福岡県	直方市					
1	(9市町村)	飯塚市					
t	(Allım]址])	柳川市					
1		嘉麻市					
1		鞍手町					
1		みやこ町					
1	佐賀県						
	(1市町村)	みやき町					
1		長崎市					
-	長崎県	西海市					
	(5市町村)	長与町					
	(分中国小人)	時津町					
		新上五島町					

	上天草市
熊本県	阿蘇市
(4市町村)	天草市
	菊陽町
上八旧	中津市
大分県 (3市町村)	津久見市
(2川川川八)	宇佐市
	宮崎市
	都城市
	日南市
宮崎県	西都市
(7市町村)	綾町
	高鍋町
	, ,,,,,
	新富町
	鹿児島市
	鹿屋市
	垂水市
	霧島市
鹿児島県	さつま町
(11市町村)	東串良町
(1 313)	錦江町
	南大隅町
	肝付町
	天城町
	伊仙町
	那覇市
	石垣市
	浦添市
沖縄県	糸満市
(8市町村)	沖縄市
	豊見城市
	嘉手納町
	北谷町

(16) 障害者虐待の防止及び対応の徹底等について

障害者虐待の防止・対応の徹底等について

障害者虐待の防止・対応の徹底について

(障害者虐待の防止・対応の徹底)

- 令和5年度障害者虐待事例対応状況調査結果(令和6年12月公表)において、養護者及び障害福祉施設従事者等による障害者虐待について、相談・通報件数、虐待判断件数、被虐待者数はいずれも増加。特に、障害福祉施設従事者等による障害者虐待の被虐待者数が大幅に増加している状況が認められた。増加の要因については、
 - ・ 令和4年度から施設・事業所における虐待防止措置(虐待防止委員会の設置、虐待防止責任者の配置、 職員研修の実施)が義務化されたことによる通報の徹底
 - ・ サービス提供事業所数、利用者数の増加
 - ・ 株式会社「恵」が運営するグループホームにおける経済的虐待が複数の事業所において認定されたこと 等が考えられるが、虐待防止や早期発見の取組の徹底を図る必要がある。
- 障害福祉サービス事業所等における虐待防止については、令和6年度報酬改定において、
 - ・ 障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対する減算措置の導入
 - ・ 身体拘束廃止未実施減算について、入所施設・居住系サービスにおける減算額の見直しを行ったところ。
- 都道府県及び市町村におかれては、障害者虐待の通報・相談に対する事実確認調査や対応の徹底を図るととも に、施設・事業所に対する監査等において虐待防止措置の徹底を図ること等により、障害者虐待の防止及び対応 の徹底についてお願いする。

(障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の見直し)

○ 都道府県における「障害者虐待防止・権利擁護に関する研修」の実施状況にばらつきがあることから、令和 6 年度より、国において標準的な研修カリキュラムをお示ししたところ。

都道府県が当該研修カリキュラム以上の内容を実施する場合に障害者虐待防止対策支援事業(地域生活支援促進事業)の国庫補助対象としたところであり、<u>都道府県におかれては、当該見直しを踏まえた研修カリキュラム</u>の見直しについてお願いする。

障害者虐待防止対策関係予算

○ 障害者虐待防止対策支援事業(地域生活支援促進事業)

令和7年度当初予算案:6.2億円(6.2億円)

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 虐待時の対応のための体制整備

例:専門職員の確保、社会福祉士と弁護士による虐待対応専門職チームの活用の促進(専門性の強化)、虐待を受けた 障害者の居宅訪問等、死亡等の重篤事案についての検証

② 連携協力体制の整備

例:地域における関係機関等の協力体制の整備・充実

③ 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施

例:障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修の実施、 ※学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者に対する研修も実施可能

④ 普及啓発

例:障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動の実施

- 3. 実施主体 都道府県及び市町村
- **4. 負 担 率** 市町村実施事業:負担割合 国 1 / 2、都道府県 1 / 4 都道府県実施事業:負担割合 国 1 / 2

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費

令和7年度当初予算案:12百万円(12百万円)

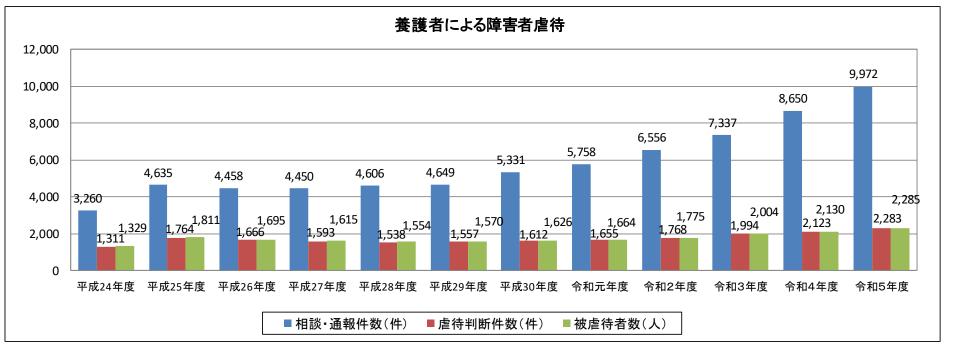
1. 事業内容

- ① 障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施
- ② 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析
- **2. 実施主体** 国(民間団体へ委託予定)

1. 障害者虐待対応状況調査く養護者による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和5年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は9,972件であり、令和4年度から 1,322件(15.3%)増加。
- ・令和5年度の虐待判断件数は2,283件であり、令和4年度から160件(7.5%)増加。
- ・令和5年度の被虐待者数は2,285人であり、令和4年度から155人(7.3%)増加。

*# *		平成						令和				
養護者	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談•通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130	2,285

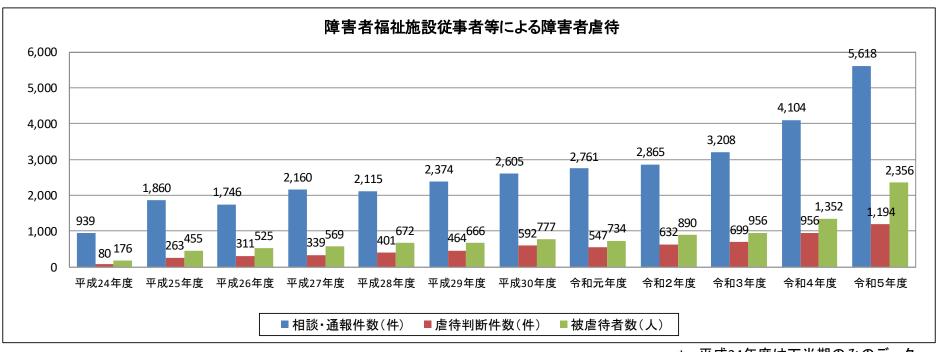


2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

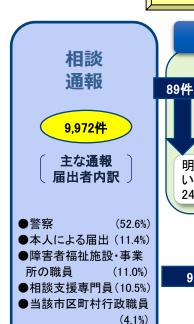
- ・令和5年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,618件であり、 令和4年度から1,514件(36.9%)増加。
- ・令和5年度の虐待判断件数は1,194件であり、令和4年度から238件(24.9%)増加。
- ・令和5年度の被虐待者数は2,356人であり、令和4年度から1,004人(74.3%)増加。

障害者福祉施設従事者等				平成						令和		
牌舌有恼怔尬故处争有寺	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談•通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



令和5年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



●その他

都道府県

65

件

市区町村に

連絡した事

例 65件

明らかに虐待でな

いと判断した事例

24件

9.883件

* 令和4年度に通報・届出があった事案171件を含む

市区町村

事実確認調査の状況(10,143件)

事実確認調査を行った事例 8.351件

うち、法第11条に基づく 立入調査 199件

事実確認調査を行って いない事例 1,792件

- 明らかに虐待ではな く調査不要 1,365件
- ·調査を予定、又は検 討中 191件

虐待の事実

が認められ

2.283件

被虐待者数

2.285人

虐待者数

(死亡事例:

2.451人

1人)

た事例

① 養護者への助言・指導 ② 定期的な見守りの実施

② 定期的な見守りの実施41.6%③ サービス等利用計画見直し14.6%

対応検討・調整中を除く被虐待者数

2.217人

④ 新たに障害福祉サービス利用 14.2%

⑤ 障害福祉サービス以外の サービス利用

5.4%

45.0%

45.9%

うち、虐待者と分離した人数 773人

① 障害福祉サービスの利用

法に基づくやむを得ない措置 6.3%

③ ①、②以外の一時保護 11.9%

④ 医療機関への一時入院12.8%5 その他23.9%

①~⑤のうち、面会制限を行った事例

26.8%

対応検討·調整中 68人

成年後見制度の審判請求 124人

うち、市町村長申立 65人

虐待者(2,451人)

(3.1%)

- 性別 男性(62.2%)、女性(37.7%)
- 年齢 60歳以上(39.8%)、50~59歳(27.7%) 40~49歳(15.6%)
- 続柄 母(24.8%)、父(23.7%)、夫(16.1%) 兄弟(11.2%)、その他(9.8%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
67.5%	2.3%	32.0%	11.2%	16.5%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	43.0%
虐待者が虐待と認識していない	41.3%
虐待者の知識や情報の不足	23.7%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	23.3%
虐待者の介護疲れ	23.3%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	17.5%
虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	16.2%

被虐待者(2,285人)

- 性別 男性(36.1%)、女性(63.9%) ※性別不明:1名
- 年齢 50~59歳(24.2%)、20~29歳(22.5%) 40~49歳(19.3%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
16.8%	45.7%	44.4%	3.5%	2.1%

- 障害支援区分のある者 (50.0%)
- 行動障害がある者 (27.0%)
- 虐待者と同居 (84.5%)
- 世帯構成 両親(13.5%)、その他(13.2%)、配偶者(12.6%)、 両親・兄弟姉妹(11.9%)、単身(9.1%)、母(9.3%)

令和5年度 障害者虐待対応状況調査く障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>

相談 涌報

5,259件

5,618件

主な通報 届出者内訳

●当該施設·事業 所職員

(20.9%)

- 設置者・管理者 (14.4%)
- ●本人による届出 (14.3%)
- ●家族•親族
- (10.4%)●相談支援専門員 (8.4%)

530(市区町村に連絡した件数) 市区町村

* 令和4年度に通報・届出があった事案221件を含む

事実確認調査の状況(6.010件)

事実確認調査を行った事例 4.880件

うち、虐待の事実が認められた事例 **1.449件**

うち、更に都道府県による事実確認調査が 必要とされた事例

事実確認調査中の事例 414件

事実確認調査を行っていない事例 716件

- ・うち、明らかに虐待ではなく調査不要 518件
- ・うち、調査を予定、又は検討中 83件
- うち、都道府県へ事実確認調査を依頼した 事例 8件

都道府県

1.171件※4

事例 (56件)

られた事例 4件

事実確認調査を行った

市区町村から報告を受け、

更に都道府県が事実確認を

実施して虐待の事実が認め

都道府県が直接把握して虐

待の事実が認められた事例

明らかに虐待ではなく調査不要 27件

調査中、調査を予定又は検討中 4件

- * 令和4年度に通報・届出があった事案2件
- * 監査・実地指導等により判明した事案43件を含む

虐待の事実 が認められ た事例

1,194件

被虐待者 2.356人※1 虐待者 1.345人※2

(死亡事例:

1人)

19件

市区町村による指導等

- 施設等に対する指導 809件
- 改善計画提出依頼 755件
- ・ 従事者への注意・指導 352件

障害者総合支援法等 による権限の行使等

- 報告徴収・出頭要請・質問・ 立入検査 358件
- 改善勧告 79件
- 改善命令 7件
- ・ 指定の全部・一部停止 32件
- 指定取消※3
- 13件 · 都道府県·政令市·中核市等 による指導 402件

359件

虐待者(1345人) ※2

- 性別
 - 男性(68.3%)、女性(31.7%)
- 年齢
 - 60歳以上(18.8%)、50~59歳(17.4%)、 30~39歳(16.1%)
- 職種
 - 生活支援員(41.8%)、管理者(10.9%)、 世話人(10.1%)、
 - サービス管理責任者(6.8%)、 その他従事者(6.1%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

	教育・知識・介護技術等に関する問題	65.4%
Ī	職員のストレスや感情コントロールの問題	55.6%
Ī	倫理観や理念の欠如	54.6%
Ī	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	26.9%
	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	27.3%

虐待行為の類型(複数回答)

19件

10件※4

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.9%	11.0%	48.0%	6.9%	8.1%

障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	244	20.4%
居宅介護	27	2.3%
重度訪問介護	9	0.8%
同行援護	2	0.2%
行動援護	2	0.2%
療養介護	18	1.5%
生活介護	152	12.7%
短期入所	31	2.6%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	9	0.8%
就労継続支援A型	46	3.9%
就労継続支援B型	124	10.4%
共同生活援助	338	28.3%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	6	0.5%
移動支援	5	0.4%
地域活動支援センター	3	0.3%
児童発達支援	24	2.0%
放課後等デイサービス	146	12.2%
保育所等訪問支援	1	0.1%
合計	1,194	100.0%

被虐待者(2356人) ※1

- 性別
 - 男性(66.6%)、女性(33.4%)
- 年齢
 - 20~29歳(20.4%)、50~59歳(17.9%)、 30~39歳(16.8%)、40~49歳(16.8%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
18.8%	74.3%	18.9%	3.4%	0.8%

- 障害支援区分のある者 (79.3%)
- 行動障害がある者 (48.0%)
- ※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった 等の27件を除く1,167件が対象。
- ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった47件を除く1.147件が対象。
- ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等 を理由として行ったもの。
- ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

(17) 成年後見制度の利用促進について

b

成年後見制度の利用促進について

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画(期間はR4~R8年度の5年間)を踏まえ、成年後見制度の利用も含めた権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。
- 第二期計画を踏まえ、法務省において、令和6年2月、法制審議会民法部会を設置、同年4月より成年後見 制度の見直しに向けた調査審議を開始。
- 現在、成年後見制度利用促進専門家会議において、第二期計画の中間検証を行っているところであり、 本年度中に中間検証結果をとりまとめ、その内容については、都道府県宛てに通知する予定。

(市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進)

- 第二期計画においては、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、 市町村は、成年後見制度利用支援事業の対象として、
 - 広く低所得者を含めることや、
 - ・ 市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬や、後見監督人等が選任される場合の報酬も含める

など、同事業の実施内容を早期に検討することが期待されるとともに、適切な実施のための必要な見直し等を検討することとされている。

○ 各市町村におかれては、令和5年5月の事務連絡で示した留意事項を踏まえ、市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進についてお願いするとともに、<u>都道府県におかれては、管内市町村における成年後見制度利用支援事業の取組状況の把握・分析、適切な実施に向けた広域的な支援をお願いする。</u>

(市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する実態把握について)

○ 成年後見制度の見直しにあわせて、市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業について早期に検討を行う必要があり、要綱の記載内容や運用の実態等に関する課題について、より詳細な状況を把握すべく調査研究を実施しているところである。(令和6年度老人保健健康増進等事業)

各市町村におかれては、より実態を踏まえた見直しを行うための大変重要な調査であるため、調査やヒアリング等へのご協力をお願いする。

成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

令和7年度当初予算案 10.2_{億円} (11.4_{億円}) ※()內は前年度当初予算額

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度(民法)の見直しの検討に対応して、**同制度以外の権利擁護支援策の検討を進 め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性**が示されている。
- この動きも踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による<u>「権利擁護支援の地域連携ネットワーク (※) づく</u> <u>り」を後押し</u>するとともに、<u>身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組</u>も含めた<u>「新たな権利擁護支援策の構</u> 築」に向けた検討を進める。 ※ 地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み

地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標 成年後見制度(民法)の見直しに向けた検討+総合的な権利擁護支援策の充実



1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

(1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

○ 全市町村における中核機関の整備や全都道府県における協議会の設置など第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込まれたKPIを着実に達成するため、 権利擁護支援の<u>地域連携ネットワークづくり</u>や中核機関のコーディネート機能の強化 を強力に推進する。

主なKPIの進捗状況(※R6.4時点)

- ・市町村による中核機関の整備
- 1,187市町村(68.3%)/ 1,741市町村
- ・都道府県による協議会の設置
- 37都道府県(78.7%)/ 47都道府県

(2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

○ 福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体の支援機能を高 めるため、全都道府県による<u>意思決定支援研修</u>の実施や本人の状況に応じた効果 的な支援を進める観点から、<u>成年後見制度と</u>日常生活自立支援事業、生活保護 制度など関連諸制度との連携強化に取り組む。

2. 新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進

(1) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応していくため、市町村が関与した新たな生活支援・意思決定支援に関する取組等について、実践事例を通じた分析・検討を深め、各種取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。
- また、<u>身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するための取組を試行的に</u> 実施し、本取組の拡大に向けて解消すべき課題の把握・検証等を行う。

(2) 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

○ (1)のモデル事業の実践を踏まえ、それぞれの取組の具体的な業務や実施に 当たっての留意点等を整理し、新たな支援策構築に向けた調査等事業に取り組む。

障害者に対する成年後見制度関係予算事業について

令和7年度当初予算案 地域生活支援事業費等補助金502億円の内数

- 1 成年後見制度利用支援事業 【地域生活支援事業】市町村 成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費 (登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。
- 2 成年後見制度法人後見支援・養成研修事業 【地域生活支援事業】①都道府県及び市町村 ②~④市町村
 - ① 法人後見養成のための研修
 - ② 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - ③ 法人後見の適正な活動のための支援
 - ④ その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に 関する事業
- 3 成年後見制度普及啓発事業 【地域生活支援促進事業】都道府県、市町村 成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

(18) 強度行動障害支援を有する者の支援体制強化等について

強度行動障害支援を有する者の支援体制強化等について

地域における強度行動障害支援を有する者の支援体制強化について

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、強度行動障害を有する者への支援に関し、高度な専門性により地域を支援する人材(広域的支援人材)が、事業所等を集中的に訪問等し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進めていく、いわゆる「集中的支援」加え、強度行動障害を有する者のうち行動関連項目の合計点が非常に高い者を受け入れて、各事業所において強度行動障害を有する児者に対するチーム支援の実施をマネジメントする中心的な役割を果たす人材(中核的人材)を配置して適切な支援を実施した場合の評価を新設した。
- 令和6年度より発達障害者支援体制整備事業(地域生活支援促進事業)に集中的支援のための体制整備を補助対象 として位置づけていることに加え、令和7年度からは、強度行動障害を有する者に対して中核的人材を含む支援者 の連携した支援の実施のため、支援者同士での意見交換や情報共有等の取組を進めるためのネットワーク構築につ いても補助対象とする予定。
- また、中核的人材の養成に関しては、令和6年度に引き続き国立重度知的障害者総合施設のぞみの園にて実施し、 都道府県に加え指定都市にも受講枠を拡大し実施予定。(受講要件等は後日お示しする予定。)各都道府県、指定 都市においては積極的に受講生の推薦をお願いしたい。
- 各都道府県、指定都市においては、強度行動障害を有する者の支援体制強化に引き続き取り組んでいただくようお願いする。

世界自閉症啓発デー(4月2日)、発達障害啓発週間(4月2日~8日)

- ・ 平成19年12月、国連総会においてカタール国の提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議が コンセンサス(無投票)採択され、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」として祝うこと等を決議。
- 令和7年度においても、引き続き、発達障害の普及啓発等に係る取組みへのご協力をお願いする。

強度行動障害を有する者の地域支援体制(イメージ)※強度行動障害を有する児を含む

玉

広域での支援人材に係るネットワーク構築、人材育成 支援体制構築に関するノウハウ支援 地域生活支援促進事業等を通じた財政的支援 強度行動障害支援に関する情報収集・調査研究

都道府県

都道府県/政令市 支援人材に係るネットワーク構築、強度行動障害に係る 研修受講者の把握、人材育成 集中的支援の実施体制整備 近隣市町村が連携した支援体制構築や(自立支援)協議

会や発達障害者支援地域協議会等を活用した広域での支

市町村

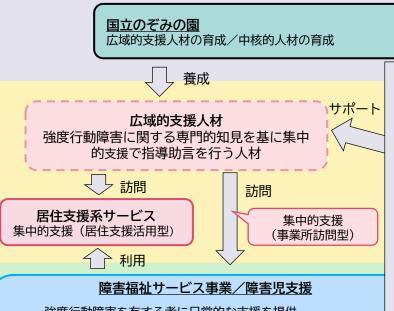
強度行動障害を有する者やその家族の支援ニーズの把握 関係機関が連携した支援体制の構築

(自立支援)協議会や要保護児童対策地域協議会等を活用しながら支援体制整備

必要なサービスの支給決定

援体制整備

国、都道府県、市町村がそれぞれの役割に応じ連携しながら支援体制を構築



強度行動障害を有する者に日常的な支援を提供 個々の障害特性と行動の機能をアセスメントし、環境要因を 調整する支援の実施(標準的な支援) 予防的支援の実施

強度行動障害支援者養成研修修了者

チームで支援

中核的人材

養成

の整備

事業所内で指導助言を実施

相談支援事業所/ 基幹相談支援センター

関係機関の連絡調整 集中的支援前後のコーディネート アセスメント情報を関係機関で周知 地域の関係機関が連携して強度行動障害を有する者と その家族を支える支援体制を構築

医療機関

精神科医療/一般 医療の提供 地域生活支援拠点等 緊急対応/移行支援

教育機関

個々の障害特性を 踏まえた教育

発達障害者支援センター

広域的支援人材のサポート

テーションを実施する体制

体制整備の支援

スーパバイズ・コンサル

支援者間でネッ ウ クを構築し、 地域の支援力向上を図る

地域における強度行動障害を有する者の支援体制の強化

(発達障害者支援体制整備事業 (地域生活支援促進事業))

令和7年度当初予算案 4.3 億円 (4.3 億円) * () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

発達障害者支援の地域の中核である発達障害者支援センターについて、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置等を行い、市町村・ 事業所・医療機関との連携や困難事例への対応を行っている。

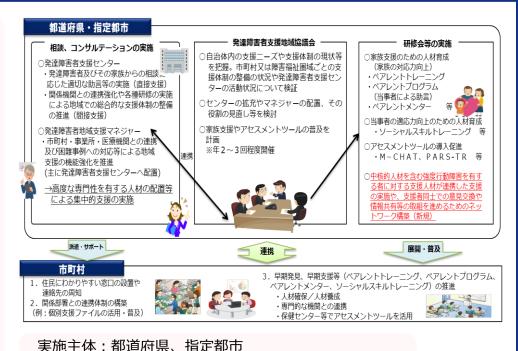
令和6年度報酬改定により、強度行動障害等の専門的な支援が必要な人材に対し高い専門性を有する「広域的支援人材」を一部の発達 障害者支援センター等に配置し、地域支援体制の強化を行うとともに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、強度行動障害を有 する者に対する適切なアセスメントや有効な支援方法の整理を行う「集中的支援加算」を新設した。

これら強度行動障害を有する者に対する集中的支援の実施には、広域的支援人材を事業者に派遣できる体制の構築が早急に必要である ことから、都道府県及び指定都市に、1名以上の広域的支援人材の配置を目指し、必要な施策を実施していく。

補助率:1/2

2 事業の概要・実施主体等

- (1)発達障害者地域支援マネジャーの配置 市町村や事業所における困難事例への助言や医療機関等との連携等を 行う発達障害者地域支援マネジャーを配置する。
- (2)住民の理解促進 発達障害に関する住民の理解促進のため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。
- (3) アセスメントツール導入促進 市町村などの関係機関を対象に、アセスメントツールの導入促進を図 るための研修を実施する。
- (4) 個別支援ファイルの活用促進 市町村等に対する個別支援ファイル(当事者の発達の状況や特性、支援の経過等を記録)の活用促進に関する取組を行う。
- (5)集中的支援の実施のための体制整備 障害福祉サービス事業所等における集中的支援の実施のため、広域的 支援人材の配置等の体制整備を行う。
- (6)支援人材に係るネットワーク構築(新規) 中核的人材を含む強度行動障害を有する者に対する支援人材が連携した支援の実施や、支援者同士での意見交換や情報共有等の取組を進めるためのネットワーク構築をする。



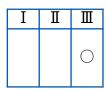
129

施策名:強度行動障害者支援のための中核的人材養成研修事業

① 施策の目的

強度行動障害を有する児者に対してチームで支援を実施する上で適切なマネジメントを行う中核的人材の養成研修等を計画的に実施することで、障害者の地域移行へ向けた切れ目ない支援を実施する。

② 対策の柱との関係

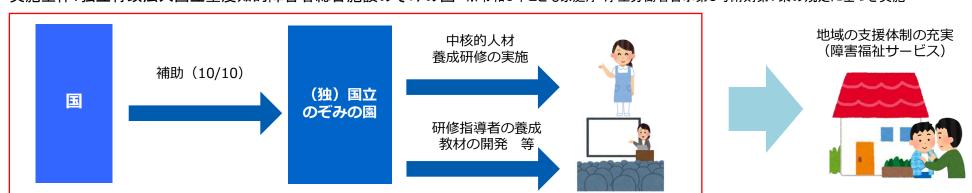


③ 施策の概要

強度行動障害者支援について専門性の高い中核的人材を養成するとともに、令和9年度から全国の都道府県で中核的人材養成が開始できるよう、 研修指導者の養成及び研修指導者が活用する教材の開発等を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体:独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ※令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号附則第7条の規定に基づき実施



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

強度行動障害者支援について専門性の高い人材を育成し、地域の支援体制の充実を図ることで、全国各地域で強度行動障害を有する者が安心して 生活できる環境を整備するとともに、各都道府県における人材養成の体制整備に資する。

世界自閉症啓発デー(4月2日)、発達障害啓発週間(4月2日~8日)

【国連における採択】

- 〇平成19年12月、国連総会においてカタール国の提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス(無投票)採択。 〈決議事項〉
 - ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
 - ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
 - ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
 - ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。
- 〇平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

く啓発ポスター>

<オフィシャルHP>



オフィシャルHPへの アクセスはこちら



(19) 障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援について

障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援について

障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援について

(障害者の結婚・出産・子育てについて)

- 結婚、出産、子育てを含めた希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進については、令和6年6月5日に「障害者の希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援の推進について」(厚生労働省・こども家庭庁連名通知)を発出し、自治体に対して、障害福祉部局と母子保健・子育て部局が連携した支援体制の構築を求めるとともに、結婚・出産・子育て支援取組事例集の周知を進めているところ。
- また、本年度中に<u>通知の内容に関する自治体や支援者向けの解説動画や、障害当事者の方にも伝わりやすい</u> リーフレットを作成し、周知を図る等の取組を進めていく予定である。
- <u>都道府県におかれては、市区町村における連携体制や支援基盤の整備等を支援することを通して、障害者の</u> 希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援の推進についてお願いする。





障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援の推進①

○ 障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援に関して、事例集を周知するとともに、支援の推進に関する 留意事項について、各都道府県・市区町村宛てに通知(令和6年6月5日付け厚生労働省・こども家庭庁連名通知)

1. 本人の希望の実現に向けた意思決定支援・支援体制構築

- ・市区町村の障害保健福祉部局では、資源の開発・連携の強化を含めた、地域の支援体制を構築すること。特に、障害者の妊娠・出産や子育てに係る支援に当たっては、関係部局・機関、事業所等が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制の構築が重要。
- ・都道府県は、市区町村の連携体制・支援基盤の整備等を支援するとともに、研修等により事業者の意思決定支援の取組を推進すること。

2. 障害保健福祉施策と母子保健・児童福祉施策等の連携

・市区町村は、必要に応じ妊産婦・児童の福祉や母子保健の相談窓口に障害者がつながり、必要な支援が確実に行われるよう、障害福祉部局は、母子保健部局・児童福祉部局と連携し、事業者に相談窓口・支援施策を周知するとともに、日頃からの連携体制を構築すること。

3. 活用できる施策等

- ・こども家庭センター等で、サポートプランを作成する際、障害福祉の事業者等とも連携する等、活用できる施策を最大限活用すること。
- ・障害保健福祉分野の施策では、基幹相談支援センター、各種相談支援、自立生活援助、居宅介護等の活用が考えられる。
- ・こども家庭センター等では、各種子育て支援施策の活用が可能であり、児童福祉部局では、これらの施策について、障害福祉事業者や 障害者・その家族への周知・理解促進に取り組むことが重要。

4. 共同生活援助(グループホーム)における留意事項

- ・グループホーム事業者は、相談支援事業者や関係機関と連携の下、障害者の希望を踏まえて結婚・出産・子育ての支援を実施すること。
- ・グループホームは、障害者ではない家族が同居しての支援は基本的に想定していないが、利用する障害者が出産した場合で、直ちに新たな住居等を確保することが困難な場合は、それまでの間、こどもと同居を認めても差し支えない(※)。
 - (※) 事業者は、新たな住居の確保等の支援や、関係機関による適切な支援体制の確保に努めるとともに、他の障害者の支援に支障が生じないよう十分留意。



通知全文はこちら↓



障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援の推進②

○**総理発言**(令和6年7月29日 第1回障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部)(抄)

この際、関係大臣に対し、4点指示いたします。

第1に、結婚、出産、子育てを含め、障害者がどのような暮らしを送るかは本人が決めることを前提として、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、希望する生活の実現に向けた支援を行うことが必要です。

このためには、<u>障害者の地域生活の支援と併せて、障害福祉や母子保健・児童福祉の関係機関・事業所が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制を構築していくことが不可欠であり、本年6月に示されている事例集の周知徹底を図るなど、取組を推進してください</u>。

(略)



本年度中に、自治体や事業者、支援者等向けに解説動画を作成するとともに、当事者の方にも事例集の内容が伝わりやすいリーフレットを作成予定。

○基となった調査研究

令和5年度障害者総合福祉推進事業

「障害者が希望する地域生活を送るための 意思決定支援等の取組に関する調査研究」 (PwCコンサルティング合同会社)

報告書・意思決定支援 取組事例集・ 障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集

https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/welfare-promotion-business2024.html



障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集

―全国の障害者福祉や母子保健・児童福祉に関わる皆さまへ

令和5年度障害者総合福祉推進事業 課題番号18 障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究

自治体における連携体制の構築事例 (取組事例集 事例 7 を元に一部加工)

自治体の母子保健・児童福祉部署が、障害者等の要支援家庭における子育てに係るケースについて検討する 定例ミーティングを開催し、関係する機関・部署等が参加し情報共有、支援体制の構築、役割分担等を検討

機関・部署

障害者の子育て支援における役割や支援場面

基幹相談支援 センター

- 特に対応困難ケースや多岐にわたる特別な支援が必要なケースに対応
- 市内の特定相談支援事業所や市の障害福祉部署との連絡調整会議を実施
- 市内の保育所や幼稚園、小学校を巡回し、先生の困り感への対応や、 状況に応じて相談支援事業所へのつなぎや行政への橋渡しを実施
- 障害のある両親とこどものいる家庭への支援に当たり、こども家庭センターによる面談に同席するとともに、障害特性を踏まえた面談への配慮や家庭支援等に関する提案を実施

市町村障害福祉部署

- 基幹相談支援センターのフォロー
- 母子保健・児童福祉部署から聞く支援方針と基幹相談支援センターから聞く支援方針が異なる場合に、その調整をしつつ、具体な支援方法 を検討

こども家庭 センター

- すべてのこどもやその家庭、妊産婦を対象として、専門的な相談対応 や訪問等による一貫した支援を実施
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関としても機能

児童家庭支援 センター

- 地域で生活するこども及び家庭への相談支援を実施
- 妊娠期からこどもが18歳程度(支援の狭間が起きないよう)まで切れ 目なく支援
- 公認心理師等の専門職も配置し、心理療法も可能

子育て支援連携ミーティング

(月1回程度実施)

- 庁内参加者
 - ···母子保健・児童福祉部署、 障害福祉部署、教育部署 等
- 外部機関参加者
 - …基幹相談支援センター、 児童家庭支援センター、 地域交流センター 等
- 概要
 - …障害者に限らず全ての要支 援家庭について情報共有する ほか、個々のケースについて、 こどもの状況に応じた支援計 画の作成や、内外部の各機関 による支援体制の構築・役割 分担などについて検討



3 精神保健医療福祉施策等の推進について

(1) 改正精神保健福祉法の施行について

令和6年4月施行の改正精神保健福祉法(医療保護入院の手続き等①)

県

= 都道府県及び指定都市の関係事務

市

= 市町村の関係事務

医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き(法第33条)

- 医療保護入院の入院期間は、医療保護入院から6ヶ月を経過するまでは3ヶ月以内とし、6ヶ月を 経過した後は6ヶ月以内とする。
- 入院期間については、以下の要件を満たす場合は、入院の期間を更新できる。
 - ・ 指定医診察の結果、医療保護入院が必要であって、任意入院が行われる状態にないと判定されること
 - ・ 退院支援委員会において対象患者の退院措置について審議されること
 - ・ 家族等に必要な事項を通知した上で、家族等の同意があること(家族等がよい場合等は、市町村長による同意) ※ 家族等と定期的に連絡が取れている場合など一定の要件を満たした場合には、「みなし同意」を行うことも可能。
- 入院期間を更新した場合は、更新届を都道府県等に提出(医療保護入院の定期病状報告は廃止)



参考

- 令和 5 年11月27日、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する 法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」(令和 5 年厚生労働省令第144号) を公布。
- また、同日、「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の公布等について」(令和5年11月27日 障発1127第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を含む、令和6年4月施行に向けた必要な通知の改正通知等を発出。通知等は以下のサイトに掲載。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi kaigo/shougaishahukushi/gyakutaibous hi/tsuuchi 00007.html

令和4年精神保健福祉法改正に関する通知・事務連絡

令和6年4月1日以降に医療保護入院した者の入院期間について

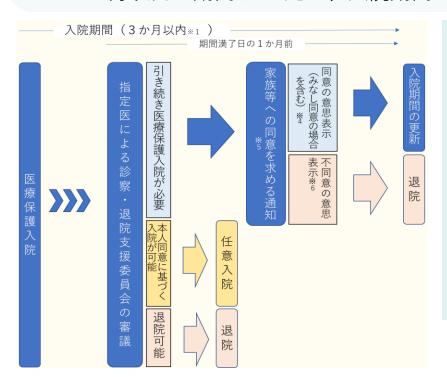
- ・医療保護入院時、3か月以内※1の入院期間を定める必要があります。
- ・入院期間満了日の1か月前から、指定医による診察及び退院支援委員会の審議が可能です。
- ・診察の結果、本人の同意に基づく入院が可能な場合は、任意入院になります。
- ・任意入院が行われる状態になく、引き続き医療保護入院が必要との結論に至った場合、医療保護入院に同意した家族等(2回目以降の更新の場合、直前の更新の同意をした家族等)※2に対し、入院期間の更新の同意を求める通知※3をします。

(患者の家族等がない場合等は、市町村長に対し、入院期間の更新の同意を求めます。)

- ・通知した家族等から、
 - ▶同意の意思表示があった場合
 - ➤一定の要件を満たす場合※4であって、通知後2週間の間に家族等から不同意の意思表示がなかった場合(みなし同意の場合)

(市町村に依頼した場合は、市町村から同意があった場合)

は3か月以内の期間※1を定め、入院期間を更新することができます。



- ※1 入院期間の更新により、通算の入院期間が6か月以上である場合は、6か月 以内
- ※2 当該家族等が死亡した場合などは、それ以外の家族等に同意を求めることができます。
- ※3 電話やメール等で家族等の意思を確認することは可能ですが、後日書面を送付してください。
- ※4 次のいずれの要件も満たした場合
 - ・医療保護入院に同意した家族等(2回目以降の更新の場合、直前の更新の同意をした家族等)に対し更新の同意を求める場合
 - ・入院期間中に病院と(通知先の)家族等が2回以上連絡を取れていること
 - ・通知を受けた家族等の回答期限を、通知から2週間以上確保できること (注)上記の要件を満たしていたとしても、病院が通知を発出した後に、(通知 先の)家族等が規則(*)第15条の10第2項各号のいずれかに該当することを 把握したときには、みなし同意は不可
- ※5 患者の家族等がない場合等は、市町村長への同意の依頼
- ※6 不同意の意思表示があった場合、医療機関の判断で、それ以外の家族等に同意を求め、同意があれば入院期間を更新することができます。
- (*) 「精神保健及び障害者福祉に関する法律施行規則」(昭和25年厚生省令第31号)

詳細は、国の通知やQ&A等でご確認ください。

令和6年4月施行の改正精神保健福祉法(医療保護入院の手続き等②)

家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取扱い

市

入院時又は入院期間の更新における家族等の同意について、家族等の全員が同意・不同意の意思表示を行わない場合(家族等がその旨を明示していることが必要)についても、市町村長同意の依頼をすることができる(法第33条第2項)。

参考

○ 具体的な運用については、「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」(令和5年11月 27日障精発1127第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)において示してい るので参照されたい。

地域生活への移行を促進するための措置

- 措置入院者についても、退院後生活環境相談員を選任することを義務化(法第29条の6)
- 地域援助事業者(※)の紹介(現行努力義務)を義務化するとともに、措置入院者にも適用 (法第29条の7(法第33条の4で準用する場合を含む))
- ※ 医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が地域 生活に移行できるよう、特定相談支援事業等の事業者や、事業の利用に向けた相談援助を行う者(共同生活援助、訪問介護事 業者等)。市町村は、精神障害者や医療機関から紹介の問い合わせがあれば、必要に応じて調整等を行うこと。

市

参考

- 具体的な運用については、「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」(令和5年 11月27日障発1127第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において示しているので、参照されたい。
- また、精神保健福祉部局と障害福祉サービスの担当部局等が適切に連携し、医療機関に必要な情報提供ができるよう、「「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」の発出について(周知依頼)」(令和5年12月18日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課、障害福祉課事務連絡)を示しているので、あわせて参照されたい。

都道府県・指定都市における虐待対応ついて

都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業について

精神科病院に対する指導監督権限を有する都道府県・指定都市において、虐待の防止や障害者の保護等の対応ができる体制を整備するための財政的支援として、令和5年度より、「都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業」を「地域生活支援促進事業」の一事業として新設しております。

各都道府県・指定都市においては、精神科病院における虐待を防止するための研修や普及啓発等を支援するとともに、虐待通報窓口を設置し、虐待事案に対し適切な対応するため、当該事業を積極的にご活用いただくようお願いいたします。

精神科病院における業務従事者による障害者虐待についての公表等について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条の7において、都道府県・指定都市は毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置等を分表することとされているところですので、適切にご対応をお願いいたします。

また、当省においては、令和6年3月7日付障精発0307第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知「精神科病院における業務従事者による障害者虐待に関する公表事項について」においてお知らせしているとおり、上記内容の情報提供のご協力を予定しているところであり、追って報告様式に関する事務連絡を発出させていただきますので、ご承知おきください。

142

都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業

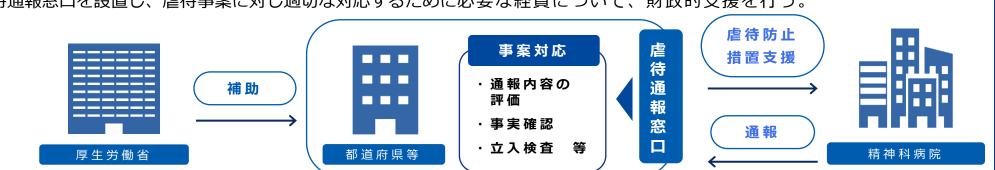
令和7年度予算案 **41**百万円 (41百万円) ※()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和4年の精神保健福祉法改正により、令和6年4月以降においては、精神科病院の業務従事者による虐待を受けた と思われる患者を発見した者は速やかに都道府県・指定都市に通報することが義務付けられたため、精神科病院に対す る指導監督権限を有する都道府県・指定都市において、精神科病院における虐待防止措置を支援するとともに、虐待 通報窓口を設置し、虐待事案に対し適切な対応をするために必要な経費について財政的支援を行うことにより、虐待の 防止や障害者の保護等の対応ができる体制を整備する。

2 事業の概要・スキーム

都道府県・指定都市において、精神科病院における虐待を防止するための研修や普及啓発等を支援するとともに、虐 待通報窓口を設置し、虐待事案に対し適切な対応するために必要な経費について、財政的支援を行う。



3 実施主体等

実施主体:都道府県・指定都市

: 1/2 143

補肋率

入院者訪問支援事業(令和6年度以降)

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、 入院者のうち、家族等がいない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由によ り、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした 訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市(以下「都道府県等」という。)

精神科病院



【支援対象者】

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者で あって、本事業による支援を希望する者
- (2) 地域の実態等を踏まえ、(1) と同等 に支援が必要として都道府県知事が認め、 本事業による支援を希望する者

第三者である訪問支援員が、医療機関外 から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整

相談、情報提供 等



※2人一組で精神科 病院を訪問

都道府県等による選任・派遣



【訪問支援員】

- 都道府県知事が認めた研修を修了した者のうち、都道 府県知事が選任した者
- 支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院 を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く(傾 聴)ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が 困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためには どうすれば良いのかを対象者に情報提供する。

【精神科病院に入院する方々の状況】



自尊心 の低下

誰かに相談し たい、話を聞 いてほしい



医療機関外の者との面会交流が特に途絶 えやすく、

- ・孤独感や自尊心の低下
- ・日常的な困りごとを誰かに相談するこ とが難しい、支援を受けたいが誰に相 談してよいかわからないといった悩み を抱えることがある。

第三者による支援が必要

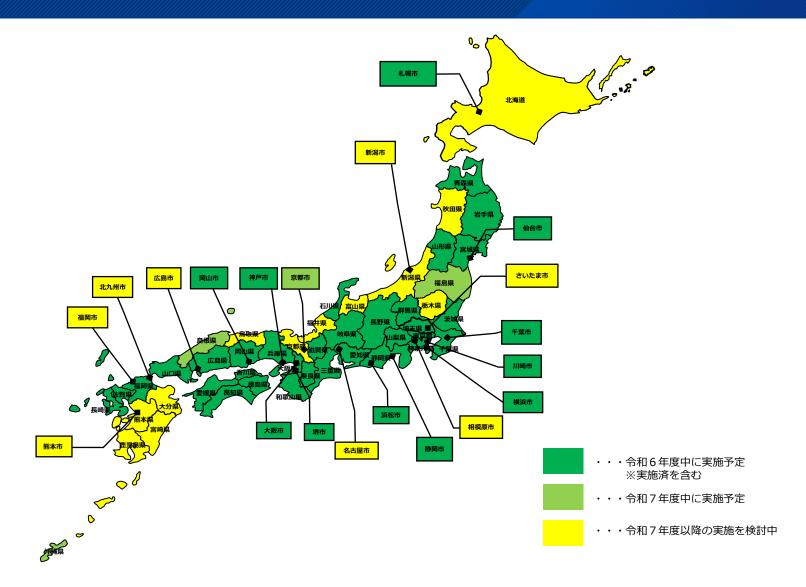
【入院者訪問支援事業のねらい】

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者 の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自ら の力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

(留意点)

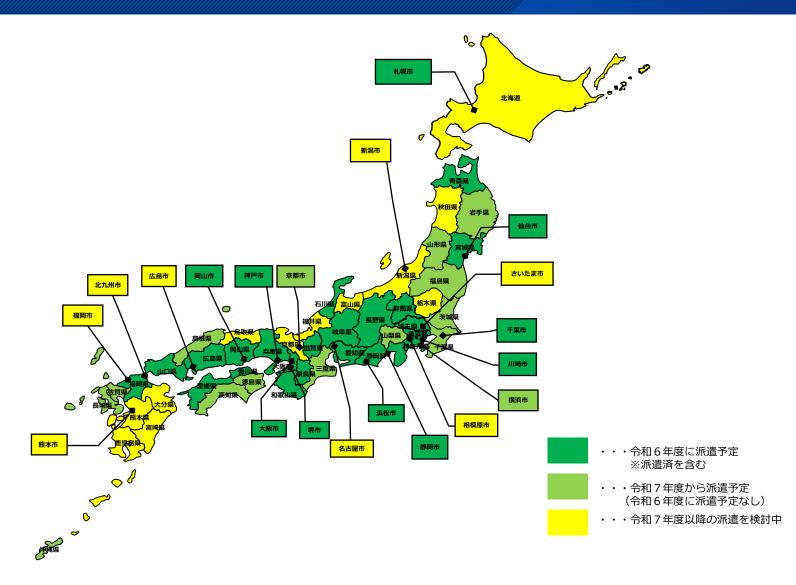
- ・令和6年度より法定事業として位置づけ。(守秘義務等)
- ・訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、 訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービ スを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

入院者訪問支援員養成研修実施状況(都道府県、指定都市)



指定都 市
11
1
8

入院者訪問支援員派遣予定状況(都道府県、指定都市)

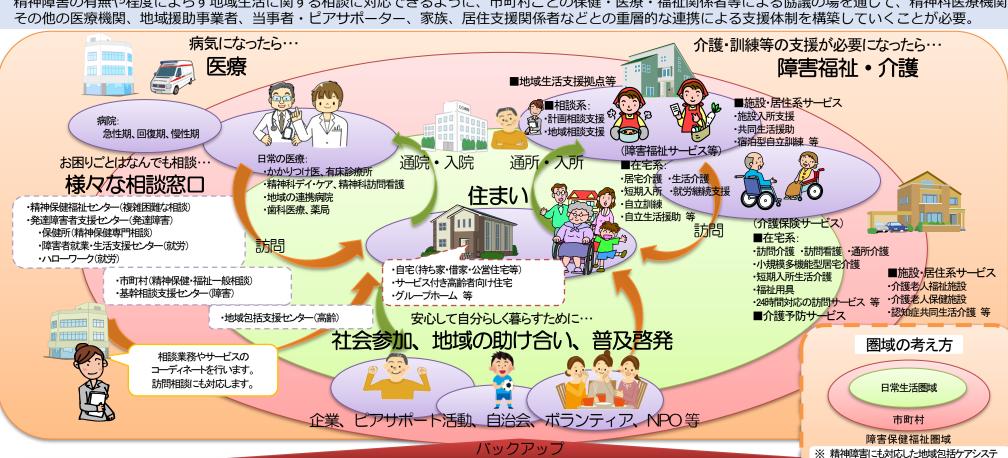


都道府県	指定都 市
22	10
13	2
12	8

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステム の構築について

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(イメージ)

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の 助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の 実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、 精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、



バックアップ

市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場、市町村

バックアップ

障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場、保健所 バックアップ

※ 市町村の規模や資源によって支援にばらつ きが生じることがないよう、精神保健福祉セン ター及び保健所は市町村と協働する

ムは、精神障害を有する方等の日常生活圏域

を基本として、市町村などの基礎自治体を基

盤として進める

都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場、都道府県本庁・精神保健福祉センター・発達障害者支援センター

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」と令和4年改正について

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい 暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保されることを 目指すこと理念としたもの。
- この理念の実現に向けては、精神保健福祉法のみならず、医療法、社会福祉法、障害者総合支援法、介護保険法、母子保健法、児童福祉 法等の多くの法律が関連し、これらの法律に基づくサービスや支援等が精神障害者等に適切に提供される必要がある。
- これらのサービス・支援等を、精神障害者等の置かれた状態を踏まえ適切につなげるためには、自治体や保健所等による相談支援が包括 的に実施されることが重要である。
- 令和4年の精神保健福祉法の一部改正では、こうした理念の実現に向け、精神保健福祉法に基づき自治体が実施する相談及び援助は、精神障害の有無やその程度にかかわらず、地域の実情に応じ、精神障害者及び精神保健に関する課題を抱えるものの心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として行われなければならないことが規定された。

第六章 保健及び福祉

第二節 相談及び援助

(精神障害者等に対する包括的支援の確保)

第46条 この節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等(精神障害者及び日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるもの(精神障害者を除く。)として厚生労働省令で定める者をいう。以下同じ。)の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行われなければならない。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

令和 7 年度当初予算案 ①構築推進事業:5.8億円(5.8億円) ②構築支援事業:44百万円(44百万円) ※() 内は前年度当初予算額

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

※構築推進事業と構築支援事業はそれぞれ単独で実施することが可能

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

○ 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等 の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日 常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等の ニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

- 国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー(広域・都道府県等密着)から構成される組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等 と連携し、障害保健福祉圏域(障害保健福祉圏域・保健所設置市)及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- 関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

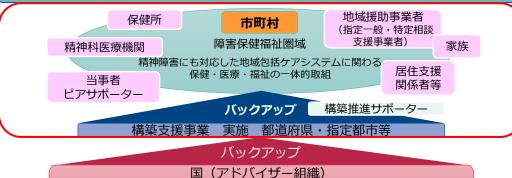
①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【事業内容】 (1のうち協議の場の設置は必須)

- 1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
- 普及啓発に係る事業(心のサポーター養成等)
- 3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
- 4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用 に係る事業
- 5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
- 6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
- 7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
- 8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
- 9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業



②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業



広域アドバイザー

都道府県等密着アドバイザー

◆ 個別相談・支援(オンライン、電話、メール)、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

国(構築支援事業事務局)

全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー(広域・密着AD)等の合同研 修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシス テム構築状況の評価、市町村における相談支援業務に係る指導員育成のための研修開催 等 50

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(地域生活支援促進事業)

※ 地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、 国として促進すべき事業について、「地域生活 支援促進事業」として特別枠に位置付け、<u>5割等の補助率を確保し、</u>質の高い事業実施を図るもの。

○ 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住 支援関係者等の様々な立場の者が協働し、市町村、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を 構築する。

また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

〈実施主体〉都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

【事業内容】(1のうち協議の場の設置は必須とする)

- 1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
- 2. 普及啓発に係る事業
- 3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
- 4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
- 5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
- 6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
- 7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
- 8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
- 9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

【これまでの実績】



- ■都道府県
- □指定都市
- ■特別区
- □ 保健所設置市
- (※1)特別区及び保健所設置市は平成30年度より実施主体に追加
- (※2) 当該事業を活用していない都 道府県等においては、別の補助金 や都道府県等の独自の財源によ り、精神障害にも対応した地域 包括ケアシステムの構築を推進 している自治体もある。

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に際しては、精神障害者や精神保健(メンタルヘルス)上の課題を抱えた者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要がある。また、精神保健福祉センター及び保健所は市町村との協働により精神障害者等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築することが重要である。
- 地域の障害福祉サービスの拡充が図られる中で、医療機関と福祉サービスとの連携を十分に確保しながら「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築し、精神保健医療福祉上のニーズを有する方が、居住・就労等に関する支援を含め、その病状の変化に応じた多様なサービスを身近な地域で切れ目なく受けられるようにする体制の整備が求められている。

【令和5年度】

精神保健医療福祉体制の整備に係る事業 (R4年度 1・8・13) 普及啓発に係る事業 (R4年度 2) 住まいの確保と居住支援に係る事業 (R4年度 4) 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの 活用に係る事業 (R4年度 3・5) 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業 (R4年度 9·10) 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業 (R4年度 6·12) 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業 (R4年度 7・11) その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

【令和6年度以降】

1	精神保健医療福祉体制の整備に係る事業	・部会の設置等による協議の場(必須)の充実 ・構築推進サポーターの活用による地域包括ケアシステムの支援体制構築 ・構築状況の実態把握及び事業評価
2	普及啓発に係る事業	・精神疾患や精神障害、メンタルヘルスに関する地域住民の理解を深める ・心のサポーターの養成 ・国が行う普及啓発事業(世界メンタルヘルスデー等)の周知
3	住まいの確保と居住支援に係る事業	・居住支援関係者等との連携 ・居住支援に係る制度の活用推進 ・賃貸住宅等の入居者や居住支援関係者等の安心の確保につながる支援体制の構築
4	当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの 活用に係る事業	・自らの経験を生かした交流活動(自助グループ)や、相談・同行等の活動支援 ・当事者や家族等が集う場や地域住民との交流の場の設置 ・ピア サ ポートの活用や活躍支援
5	精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業	・24時間精神医療相談窓口の整備 ・専門職配置及び迅速かつ適切に対応できる相談体制の整備 ・精神医療相談窓口の効果的な周知 ・精神科医療機関と他科とのネットワークの構築等
6	精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業	・長期在院者の地域移行に向けた支援 ・地域生活を支援するための保健・医療・福祉等の連携による重層的な支援体制の 構築 ・アウトリーチ支援の実施等、地域生活支援に係る取組の整備
7	地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業	・地域で安心して暮らすための支援体制構築に向けた地域生活支援に関わる支援者 等に対する研修の実施 ・措置入院者等の退院後支援を担う者に対する研修の実施
8	市町村等における相談支援体制の構築に係る事業	・都道府県等の精神保健医療福祉に精通した保健師等の市町村への派遣及び地域の 実情に応じた情報提供や助言 ・都道府県等において市町村の専門職以外も含む相談支援担当者を対象にした相談 支援研修の開催
9	その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業	マ接帆修の開催 (1から8までの事業には該当しないが、地域包括ケアシステムの構築に資すると 考えられる事業) 152

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

- 国において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に実践経験のあるアドバイザー(広域・都道府県等密着)から構成される組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進 サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域(障害保健福祉圏域・保健所設置市)及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケア システムの構築を推進する。
- 関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

1.アドバイザーの主な役割

<広域アドバイザー>

○ 保健・医療・福祉それぞれの分野における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に係る取組の実践経験を活かし、同システムの構築に係る取組が推進されるよう、都道府県等の担当者及び都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等に対し相談・助言・支援を行う。

<都道府県等密着アドバイザー・構築推進サポーター等>

○ 都道府県等の担当者及び広域アドバイザーと協力しながら障害保健福祉圏域及び市町村における課題解決に向けた具体的な相談・助言・支援を行う。

2.都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市の主な役割

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に資する取組の実践
- 障害保健福祉圏域(障害保健福祉圏域・保健所設置市)や市町村の取組状況の把握、事業メニュー活用の検討
- 都道府県等密着 A Dの選定・国への推薦または構築推進サポーターの活用促進
- 全国会議への参加
- 事例集の作成等、当事業への協力

【これまでの実績】



平成29年度からの累計参加自治体数

指定都市 保健所設置市 特別区	12
	12
指定都市	
	11
都道府県	25

153

保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領の改正概要

第1部 保健所

【第1 地域精神保健福祉における保健所の役割】

- 精神保健に関する相談支援の対象として、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象であることを明記。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの理念を踏まえた相談支援体制の構築と、市町村が地域で生活する精神障害者等がより 身近な地域で支援を受けることができる体制を構築していくために、専門性や広域性が必要な事項について、積極的に支援していくこ とが必要とした。

【第2 実施体制】

○ 「職員の配置」に、検討チーム報告書で示された、精神保健に係る相談支援体制を整備していくために組織的、戦略的、計画的な人 材配置が必要であること、多職種で連携し相互の協力体制の確保に務めることとした。

【第3 業務】 ※項目の順序を変更

ומניא כנאו	ハ·スロッ/原/) こ文文
主な修正箇所	主な改正事項
市町村に対する支援	○ 市町村が相談支援等の取組を円滑に実施できるよう、訪問支援への同行等による連携を図ること。○ 市町村が継続して相談支援業務を実施できるよう、伴走し、重層的な支援を行う体制整備が必要。○ 必要に応じて医療機関等と市町村のネットワーク構築を支援。
相談支援	○ 実際に保健所で対応している相談支援の内容に基づき記載を充実。○ 自ら相談窓口で精神保健の相談をすることに心理的なハードルを感じる者や地域に潜在化している精神保健に関する課題を抱える者に対しては、多職種によるアウトリーチ支援を適切に実施すること。○ 聴覚等のコミュニケーション手段に障害がある者からの精神保健に関する相談支援に対応する場合には、適切に意思疎通を図ることができるよう、合理的な配慮をすること。
人材育成	○ 精神保健福祉相談員の講習会改正カリキュラムに基づく講習会を活用し相談支援を行う者の育成を推進すること。
精神保健福祉に 関する普及啓発	○ 「心の健康づくり」から「精神保健福祉」に関する普及啓発に改正。○ メンタルヘルス、精神疾患及び精神障害に関する知識の普及啓発を行い、精神障害者に対する差別や偏見をなくし、精神障害者の地域生活支援及びその自立と社会経済活動への参加に対する住民の関心と理解を深めること。○ 普及啓発の実施では「心のサポーター」養成等の態度や行動の変容を意識すること。
入院等関係	(令和4年精神保健福祉法改正に基づく内容の更新)
	154

保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領の改正概要

第2部 市町村

【第1 地域精神保健福祉における市町村の役割】

○ 精神保健に関する相談支援について、精神障害者のみならず精神保健に課題を抱える者も対象とされ、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨として行わなければならないことが規定されたことに伴い、関係機関等と協働し、相談支援体制の整備を推進していくことを明文化。

【第2 実施体制】

○ 「職員の配置」について、専門職としての業務遂行能力の向上を図るため、キャリアラダー等を元に能力を獲得していくための人材 育成計画を策定が求められていることから、「専門職の計画的な育成と配置、技術の継承を念頭に置いた後進の育成等を意識することしを追記。

【第3 業務】 ※項目の順序を変更

主な修正箇所	主な改正事項
相談支援	 ○ 「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム報告書」で示された横断的連携体制の類型の考え方等も参照し、専門職の配置、社会資源等を踏まえた相談体制を整備すること。 ○ 精神保健上の課題は、各分野において、ライフステージを通じ、広く身近な課題として顕在化している状況にあることから、精神保健福祉部局のみならず、関係部局との緊密な連携のもとに相談支援体制を検討すること。 ○ 聴覚等のコミュニケーション手段に障害がある者からの精神保健に関する相談支援に対応する場合には、適切に意思疎通を図ることができるよう、合理的な配慮をすること。 ○ 相談支援のその方法として、地域に潜在化している者等に対するアウトリーチ支援を実施すること。市町村単独実施が困難な場合であっても保健所や精神保健福祉センターと連携し、潜在的に精神保健上のニーズを抱える者への支援を実施すること。
人材育成	○ 専門職か否かに関わらず、相談支援に関わる職員については、心のサポーター養成研修等の既存の研修等に参加させることが望ましい。
医療保護入院に係る 市町村長同意及び同 意後の業務	○ 市町村長同意後に市町村が行う本人との面会時に、入院者訪問支援事業の紹介や、本人が当事業の利用を希望 した際には、訪問が速やかに実施されるように都道府県と連携を行うこと。
当事者団体等の育成 及び活用	〇 ピアサポーター等の活用を促す内容の記載を追加。 155

精神保健福祉センター運営要領の改正概要

精神保健福祉センター

【1 目的】

○ 法改正に伴い、都道府県及び市町村が実施する精神保健福祉に関する相談支援について、精神障害者のみならず、精神保健に課題を抱える者も対象とされ、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨として行われなければならないことが規定されたことから、ていくことが求められており、センターは市町村及び市町村を支援する保健所と協働し、精神障害者等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築を推進する。

【2 実施体制】

○ 保健所及び市町村への支援強化の必要性が増していることから、センターの職員に関して、専門職の十分な確保や人材育成及び資質 向上の観点に留意し十分に実施できる職員が配置すること。

【3 業務】

【3 未物】	
主な修正箇所	主な改正事項
企画立案	○ 地域における精神保健医療福祉の包括的支援を推進するため、各計画(※)について、専門的な立場から、都道府県等の本庁と協働し、企画立案を行い、関係機関に対しては意見を述べる等を行うこと。 ※ 医療計画、健康増進計画、アルコール健康障害対策推進計画、再犯防止推進計画、ギャンブル等依存症対策推進基本計画、障害者基本計画、障害福祉計画、自殺対策計画等
技術支援	○ 法改正に伴う保健所及び市町村への支援体制の強化と実際に技術支援を行う際、地域の事情に応じた方法で協議の場への参画、研修、事例検討、個別スーパービジョン、同席での相談や同行訪問に加えて、意見提案、情報提供、対象機関の事業実施への支援、講師派遣等により、積極的な技術支援を行うこと。
人材育成	○ 精神保健福祉相談員について、講習会を開催する場合は、保健所や管内市町村の参加を積極的に促すこと。○ 精神保健福祉の相談支援に係る専門的研修等について、保健所、市町村、福祉事務所、児童相談所、障害福祉サービス事業所、その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員を対象とする。
調査研究	○ 統計やデータベースを活用し、地域課題等を把握した上で障害保健福祉圏域等の単位で重層的な連携による支援体制の整備を推進していくこと。
精神保健福祉に関す る相談支援	○ 自ら相談窓口で精神保健の相談をすることに心理的なハードルを感じる者や地域に潜在化している精神保健に関する課題を抱える者に対しては、多職種によるアウトリーチ支援を適切に実施すること。 (センターで対応している支援内容に基づき記載を充実させるとともに、支援の実施方法について追記)
災害等における心の 支援	〇 項目を新設。災害・事故・事件 等に 関連 して生じた、住民の精神保健上の課題に対する相談支援について 、 医療機関、保健所、市町村等の関係機関と連携し、中核的役割を担うこと。 156

精神保健福祉相談員

概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第48条に基づき、都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等その他の関係者を訪問して必要な指導を行うための職員(精神保健福祉相談員)を置くことができる。

資格要件

精神保健福祉相談員は、以下の者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

- ① 精神保健福祉士
- ② 学校教育法に基づく大学において社会福祉に関する科目又は心理学の課程を修めて卒業した者であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するもの
- ③ 医師
- ④ 厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した保健師であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する経験を有するもの
- ⑤ 前三号に準ずる者であって、精神保健福祉相談員として必要な知識及び経験を有するもの

主な改正点

- 保健師のほか、自治体の判断で相談支援を行う保健師以外の職員も受講対象とすることが可能。
- 講習科目は、受講生が参加しやすいよう、演習を含む11科目、その時間数は合計22時間以上と大幅に短縮。
- 自治体等の負担軽減、質の標準化を図るため、講義は動画視聴も可能とし、オンラインを活用しての実施も差し支えない旨を明記。
- 質の標準化を図るため、各講習科目の到達目標を新たに明記することにより、本講習会の受講者のゴールを明確化。
- ※「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条第三号に規定する講習会の指定基準等について」(令和5年11月27日障発1127第10号)

(参考) 研修資料については以下のHPに掲載 https://www.ncnp.go.jp/nimh/chiiki/seminar/12 3.html

心のサポーター養成事業(令和6年度~)

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患しうることが報告されている。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタル ヘルス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。
 - ※ メンタルヘルス・ファーストエイド(MHFA)とは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をかかえる人に対し、住民による支援や専 門家への相談につなげる取り組み。

※心のサポーターの養成体制

◎心のサポーター指導者

- ・精神保健に携わる者 または心の応急処置に関する 研修をすでに受講している者
- ・2時間の指導者養成研修を受講

◎心のサポーター

2時間の実施者養成研修を受講

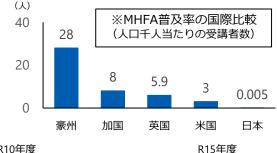
心のサポーター養成の仕組み 心のサポーター指導者 指導者養成研修 心のサポーター 受講

- 医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、 公認心理師等の国家資格を有しており、 精神保健に携わる者
- メンタルヘルス・ファーストエイド等の 心の応急処置に関する研修を既に受講し ている者 等

心のサポーターとは

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を 抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」(小学生からお年寄りまでが対象)

- ⇒メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づいた、
 - 2時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用(座学+実習)





:福島県、埼玉県、神奈川県、京都府、和歌山県、福岡県、名古屋市、川口市

ウィステング 厚生労働省 ひとくらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

(3) 依存症対策について

依存症対策の推進

- 令和7年度当初予算案 $8.4_{\text{@P}}$ ($8.4_{\text{@P}}$) *() 内以前年度当初予算額
- ※令和6年度補正予算2.2億円

事業の目的

○ 依存症は、その疾病の特性から誤解や偏見があり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。 このため、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発 などを総合的に行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



補助

①依存症対策全国拠点機関設置運営事業

補助率:定額

実施主体:独立行政法人国立病院機構久里浜医 療センター(国立研究開発法人国立

精神・神経医療研究センターと連携)

事業概要:治療・相談及び生活支援に係る地域

の指導者を養成、情報収集・分析・ 発信、普及啓発

②依存症に関する調査研究事業

補助率: 定額

実施主体:独立行政法人国立病院機構久里浜医

療センター/国立研究開発法人国立

精神・神経医療研究センター 事業概要:依存症に関する調査研究

③依存症民間団体支援事業

補助率:定額 実施主体:公募

事業概要:全国規模で活動を行う民間団体が実

施する相談支援や普及啓発等

事業実績:14団体(R5年度)/13団体(R4年度)

④依存症に関する普及啓発事業

補助率: 定額 実施主体:公募

委 託

研

修

&

情

報

発

信

事業概要:依存症に関する正しい知識と理解の

普及啓発事業

事業実績:入札により落札した1者が事業を実施

都道府県・指定都市等

⑤依存症対策地域支援事業

補助率: 1/2又は10/10

実施主体:都道府県、指定都市等

事業概要:人材育成や医療体制及び相談体制の整備を推進す

るとともに、地域の関係機関が参画する包括的な 連携協力体制の構築、専門医療機関や治療拠点機

関等との連携体制の構築など、地域の医療・相談 支援体制の整備

各地域における相談から治療・回復支援に至るま

での切れ目ない支援体制の構築・体制に向けたモ

デル事業の実施

事業実績:76自治体(R5年度)/73自治体(R4年度)

選定

専門医療機関・治療拠点機関

○治療プログラムの実施

○地域の医療機関等への研修等

相談拠点

○相談員の配置 ○家族支援 等

設置

⑥各地域でアルコール・薬物・

ギャンブル等依存症の問題に取 り組む民間団体支援事業

補助 🖊

※地域生活支援促進事業の一部

地域の医療機関、行政、福祉、司法等による地域支援ネットワークの構築

相談支援・普及啓発等

玉

民

相談支援 専門医療®

%・家族支援等%の提供

正しい

理解の

普及啓発

160

- ・相談拠点は67自治体、専門医療機関は63自治体(治療拠点機関53自治体)で設置(R6.9月末時点)
- ・令和6年度内に、相談拠点67自治体、専門医療機関63自治体(治療拠点機関54自治体)の予定

都道府県	相談拠 点	医療機 関	拠点
北海道	○保	0	0
青森県	\circ	\circ	
岩手県	0	0	
宮城県	○保	\circ	\bigcirc
秋田県	〇保	0	0
山形県	0	\circ	
福島県	0	0	
茨城県	0	0	\circ
栃木県	0	0	0
群馬県	0	\circ	\circ
埼玉県	0	0	\circ
千葉県	0	0	\circ
東京都	0	0	
神奈川県	0	\circ	\circ
新潟県	0	0	
富山県	0	0	\circ
石川県	0	0	0
福井県	0	0	
山梨県	0	0	\circ
長野県	0	0	\circ
岐阜県	○医	0	\circ
静岡県	0	0	\circ
愛知県	○保	0	
三重県	○保	\circ	\bigcirc
滋賀県	○保	0	0

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
京都府	0	0	
大阪府	○保	0	\circ
兵庫県	0	0	\circ
奈良県	保	0	R6
和歌山県	0	0	\circ
鳥取県	○保医	0	\circ
島根県	保	0	\circ
岡山県	0	0	\circ
広島県	保	0	\circ
山口県	0	0	\circ
徳島県	0	0	\circ
香川県	0	0	\bigcirc
愛媛県	0	0	\circ
高知県	0	0	
福岡県	0	0	\circ
佐賀県	○医	0	\bigcirc
長崎県	0	0	\circ
熊本県	0	0	\circ
大分県	0	0	\circ
宮崎県	0	0	\bigcirc
鹿児島県	0	0	\circ
沖縄県	0	0	0
設置都道府県数	47	47	39
R6内	± 0	± 0	+1

政令市	相談拠点	医療機関	拠点
札幌市	0	0	0
仙台市	\bigcirc \boxtimes	0	0
さいたま市	0	0	0
千葉市	0		
横浜市	0	0	0
川崎市	0		
相模原市	0	0	\circ
新潟市	0	0	\circ
静岡市	0		
浜松市	0		
名古屋市	0	0	0
京都市	\circ	\circ	
大阪市	0	0	0
堺市	\circ	0	\circ
神戸市	0	0	0
岡山市	0	0	0
広島市	0		
北九州市	区	0	
福岡市	0	\circ	\circ
熊本市	0	0	0
設置政令市数	20	15	13
R 6内	± 0	± 0	± 0

	相談拠点	医療機関	拠点
計	67	62	52
(R6内)	(67)	(62)	(53)

※R6は令和6年度内予定

[※]相談拠点の○は精神保健福祉センター、保は保健所、医は医療機関、区は区役所

- ・相談拠点は67自治体、専門医療機関は54自治体(治療拠点機関43自治体)で設置(R 6.9月末時点)
- ・令和6年度内に、相談拠点67自治体、専門医療機関54自治体(治療拠点機関43自治体)の予定

北海道	○保	0	\circ	京都府	\circ	0		札幌市	0	\circ	\bigcirc
青森県	\circ	0		大阪府	○保	0	\circ	仙台市	\circ	\circ	\circ
岩手県	\circ			兵庫県	0	0	\circ	さいたま市	\circ	\circ	\circ
宮城県	\circ	\circ	\bigcirc	奈良県	保			千葉市	\circ		
秋田県	\circ	\circ	\bigcirc	和歌山県	0			横浜市	\circ	\circ	\bigcirc
山形県	\circ	\circ		鳥取県	○保医	0	0	川崎市	0		
福島県	\circ			島根県	0	0		相模原市	0	0	0
茨城県	\circ	\circ	\circ	岡山県	0	0	\circ	新潟市	0	0	
栃木県	\circ	\circ	\bigcirc	広島県	0	0	0	静岡市	0		
群馬県	\circ	0	\circ	山口県	0	0	0	浜松市	0		
埼玉県	\circ	\circ	\bigcirc	徳島県	0	0	0	名古屋市	0	0	0
千葉県	\circ			香川県	0	0	0	京都市	0	0	
東京都	\circ	0	\bigcirc	愛媛県	0	0	O	大阪市	0	0	0
神奈川県	\circ	0	\circ			O		堺市	0	0	0
新潟県	\circ	0	\bigcirc	高知県	0			神戸市	0	0	0
富山県	\circ	0	\circ	福岡県	0	0	0	岡山市	0	0	0
石川県	\circ	0	\circ	佐賀県	○医	0	0	広島市	0		
福井県	\circ			長崎県	0	0		北九州市	0		
山梨県	\circ	\circ		熊本県	0	0	0	福岡市	0	0	
長野県	0	\circ	0	大分県	0			熊本市	0	0	0
岐阜県	○医	\circ	\circ	宮崎県	0	0	0				
静岡県	0	0	\circ	鹿児島県	0	0	\circ	R 6内	± 0	± 0	± 0
愛知県	\circ	\circ	\circ	沖縄県	\circ	\circ					
三重県	○保	\circ	0					=⊥	C 7	FO	42
滋賀県	○保	0	\circ	R 6内	± 0	± 0	± 0	計 (R6内)	67 (67)	53 (53)	42 (42)

[※]相談拠点の○は精神保健福祉センター、保は保健所、医は医療機関 ※R6は令和6年度内予定

・相談拠点は67自治体、専門医療機関は59自治体(治療拠点機関45自治体)で設置(R6.9月末時点)

医療機関

0

0

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

0

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

43

 ± 0

拠点

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

0

0

0

0

 \bigcirc

0

 \bigcirc

0

33

+2

・令和6年度内に、相談拠点67自治体、専門医療機関59自治体(治療拠点機関48自治体)の予定

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点	都道府県	相談拠点
北海道	○保	0		京都府	0
青森県	0	0		大阪府	○保
岩手県	0	0		兵庫県	0
宮城県	0	0	\circ	奈良県	0
秋田県	〇保	0	0	和歌山県	0
山形県	0	0		鳥取県	○保医
福島県	0	0		島根県	0
茨城県	0	0	\circ	岡山県	0
栃木県	0	0	R6	広島県	\bigcirc
群馬県	0			山口県	0
埼玉県	0	0	0	徳島県	0
千葉県	0	0	0	香川県	0
東京都	0	0	0	愛媛県	0
神奈川県	0	0	0	高知県	0
新潟県	0	0	0	福岡県	0
富山県	0	0	0	佐賀県	○ 医
石川県	0	0	0	長崎県	
福井県	0			_ , _ , , ,	_
山梨県	0	0		熊本県	0
長野県	0	0	0	大分県	0
岐阜県	○医	0	0	宮崎県	0
静岡県	0	0	0	鹿児島県	0
愛知県	0	0	R6	沖縄県	0
三重県	○保	0	0	設置都道府県数	47
滋賀県	○保	0	\circ	R 6内	± 0

政令市	相談拠点	医療機関	拠点
札幌市	0	0	0
仙台市	0	0	\circ
さいたま市	0	0	0
千葉市	0		
横浜市	0	0	0
川崎市	0		
相模原市	0	0	0
新潟市	0	\circ	
静岡市	0		
浜松市	0		
名古屋市	0	0	0
京都市	0	0	
大阪市	0	0	0
堺市	0	0	\circ
神戸市	0	0	0
岡山市	0	0	\circ
広島市	0		
北九州市	0	0	
福岡市	0	0	
熊本市	0	0	0
設置政令市数	20	15	11
R 6内	±0	±0	± 0

	相談拠点	医療機関	拠点
合計	67	58	44
(R6内)	(67)	(58)	(46)

[※]相談拠点の○は精神保健福祉センター、保は保健所、医は医療機関

[※]R6は令和6年度内予定

アルコールウォッチ







(4) 地域医療構想について

地域医療構想について

- 地域医療構想は、**中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化**を見据え、**医療機関の機能分化・連携**を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を目的とするもの。
 - ① 都道府県において、各構想区域における**2025年の医療需要と「病床数の必要量」**について、**医療機能(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)** ごとに推計し、地域医療構想として策定。
 - ② 各医療機関から都道府県に対し、現在の病床機能と今後の方向性等を 「病床機能報告」により報告。
 - ③ 各構想区域に設置された**「地域医療構想調整会議」において、病床の機能分化・連携に向けた協議**を実施。
 - ④ 都道府県は**「地域医療介護総合確保基金」を活用**し、医療機関の機能分化・連携を支援。さらに、自主的な取組だけでは進まない場合、「医療法に定められている権限の行使を含めた役割」を適切に発揮することで、地域医療構想の実現を図る。

新たな地域医療構想において精神医療を位置付ける場合の課題等に関する 検討プロジェクトチーム 取りまとめ概要

※令和6年12月3日「新たな地域医療構想において精神医療を位置付ける場合の課題等に関する検討プロジェクトチーム」報告書より作成

新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

- 以下の観点から、新たな地域医療構想に精神医療を位置付けることが適当。
 - 新たな地域医療構想においては、2040年頃を見据え、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等を含む、医療提供体制全体の地域医療構想とする方向で検討を進めている。
 - → 地域の医療提供体制全体の中には、精神医療も含めて考えることが適当
 - □ 新たな地域医療構想において精神医療を位置付けることにより、以下の意義が考えられる。
 - · 2040年頃の**精神病床数の必要量を推計 → 中長期的な精神医療の需要に基づく精神医療体制**の推進
 - 病床機能報告の対象に精神病床を追加 → データに基づく協議・検討が可能
 - · 精神医療に関する協議の場の開催や一般医療に関する協議の場への精神医療関係者の参画
 - → 身体疾患に対する医療と精神疾患に対する医療の双方を必要とする患者への対応等における**精神医療と** 一般医療との連携等の推進
 - ・ 地域医療構想の実現に向けた財政支援、都道府県の権限行使 → 精神病床等の適正化・機能分化の推進
- 新たな地域医療構想に精神医療を位置付けた場合の具体的な内容※は、法律改正後に施行に向けて、 必要な関係者で議論する必要があり、**精神医療に係る施行には十分な期間を設ける**ことが必要。
 - ※ 病床数の必要量の推計方法、精神病床の機能区分、病床機能報告の報告事項、精神医療の構想区域・協議の場の範囲・参加者、精神科医療機関の医療機関機能等

新たな地域医療構想に関するとりまとめの概要

※令和6年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会とりまとめより作成

医療提供体制の現状と目指すべき方向性

85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築

- 「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築
- 外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする

新たな地域医療構想

(1) 基本的な考え方

- ・2040年に向け、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めた あるべき医療提供体制の実現に資するよう策定・推進 (将来のビジョン等、病床だけでなく医療機関機能に着目した機能分化・連携等)
- 新たな構想は27年度から順次開始 (25年度に国でガイドライン作成、26年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等、28年度までに医療機関機能に着目した協議等)
- 新たな構想を医療計画の上位概念に位置付け、医療計画は新たな 構想に即して具体的な取組を進める

(2) 病床機能・医療機関機能

- ① 病床機能
- ・これまでの「回復期機能」について、その内容に「高齢者等の急性 期患者への医療提供機能」を追加し、「包括期機能」として位置づけ
- ② 医療機関機能報告(医療機関から都道府県への報告)
- 構想区域ごと(高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能)、広域な観点(医育及び広域診療機能)で確保すべき機能 や今後の方向性等を報告
- ③ 構想区域・協議の場
- ・必要に応じて広域な観点での区域や在宅医療等のより狭い区域で 協議 (議題に応じ関係者が参画し効率的・実効的に協議)

(3)地域医療介護総合確保基金

• 医療機関機能に着目した取組の支援を追加

(4) 都道府県知事の権限

- ① 医療機関機能の確保(実態に合わない報告見直しの求め)
- ② 基準病床数と必要病床数の整合性の確保等
- ・必要病床数を超えた増床等の場合は調整会議で認められた場合 に許可
- 既存病床数が基準病床数を上回る場合等には、地域の実情に応じて、必要な医療機関に調整会議の出席を求める

(5)国・都道府県・市町村の役割

- ① 国(厚労大臣)の責務・支援を明確化(目指す方向性・データ等提供)
- ② 都道府県の取組の見える化、調整会議で調った事項の実施に努める
- ③ 市町村の調整会議への参画、地域医療介護総合確保基金の活用

(6) 新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

精神医療を新たな地域医療構想に位置付けることとする。

(5) 自立支援医療等における利用者負担区分の見 直しについて

自立支援医療等における利用者負担区分の見直し

- 自立支援医療等*1においては、所得に応じて1か月当たりの利用者負担の上限額を設定しており、そのうち市町村民税非課税世帯においては、**年収80万円以下***2を区分(低所得1)として設定している。
- この年収80万円の基準は、制度設計時の障害基礎年金2級の支給額(平成16年当時の支給額約795,000円/年)相当として設定された。
- 令和6年の障害基礎年金2級の支給額が約809,000円/年*3となり、制度設計以降初めて年間支給額が80万円を超えたことから、低所得1の所得区分の基準である年収80万円以下を見直し、障害基礎年金2級を受給する低所得1の者の自己負担額が変わらないよう措置することとし、所得区分認定において令和6年の年収を用いる令和7年7月から施行する。(令和7年7-12月に自立支援医療等があった場合、年収約809,000円以下を基準として用いる*4)

(参考) 市町村民税非課税世帯における所得区分と自己負担上限額

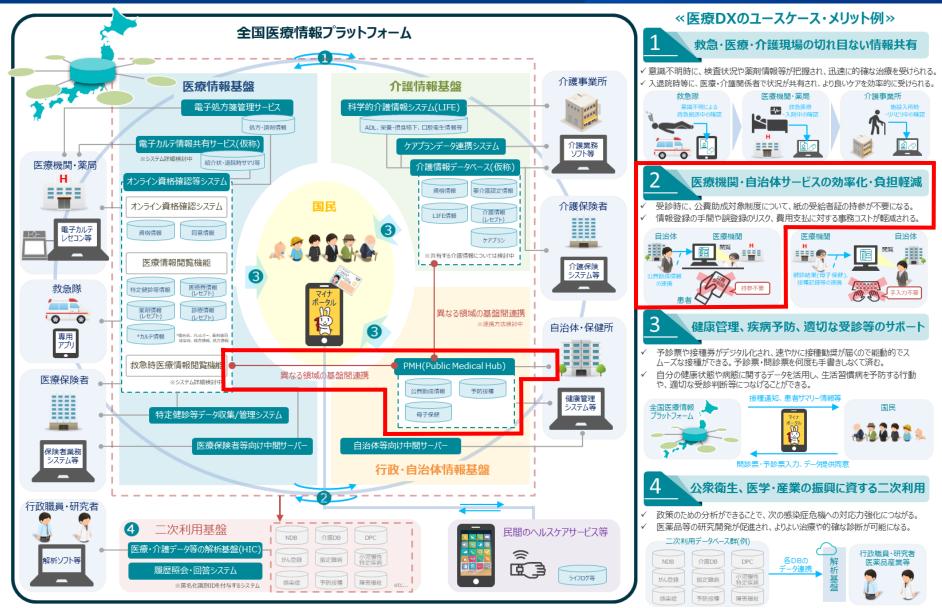
	所得区分(医療保険の世帯単位)	自立支援医療の 自己負担上限月額	療養介護医療等 ^{※5の} 自己負担上限月額
低所得2	市町村民税非課税 (低所得1を除く)	5,000円	24,600円
低所得1	市町村民税非課税 (本人又は障害児の保護者の <u>年収80万円以下</u>)	2,500円	15,000円

- ※1 障害者総合支援法で定める自立支援医療及び療養介護医療並びに児童福祉法に定める肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療
- ※2 自立支援医療等のあった月が1-6月の場合は前々年、7-12月の場合は前年の公的年金等の収入金額、合計所得金額等の合計額が80万円以下
- ※3 令和6年1-4月は令和5年度の年金額、5-12月は令和6年度の年金額で支給された額を合計した額
- ※4 令和8年以降は前年(自立支援医療等のあった月が1-6月の場合は前々年)に支給された年金額を※3と同様に計算した額を基準として用いる
 - 5 療養介護医療、肢体不自由児通所医療、障害児入所医療

4 障害保健福祉施策に関するDXの推進について

(1) 公費負担医療におけるオンライン資格確認の 導入について

全国医療情報プラットフォームの全体像(イメージ)



マイナンバーカードの活用による医療費助成の効率化の全国展開(案)

- ✓ マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化については、オンライン資格確認に必要なシステムが設計・開発されるとともに、 令和5・6年度に183自治体(22都道府県、161市町村)が先行実施事業に参加。
- 「医療DXの推進に関する工程表(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)」「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和6年6 月21日閣議決定)」**に基づき、**順次、参加自治体を拡大しつつ、**令和8年度(2026年度)以降、全国展開の体制を構築**し、公費負 担医療・地方単独医療費助成におけるオンライン資格確認(マイナ保険証による資格確認)を推進。
- ※ 公費負担医療や地方単独医療費助成(こども医療費助成など)には様々な制度があり、自治体ごとに多様なシステム等が構築されていること、自治体システム標準化 の取組状況等も踏まえる必要があることから、令和8年度以降、全国展開の体制を構築した上で、順次、自治体や医療機関・薬局におけるシステム対応*を推進。

公費負担医療·地方単独医療費助

成の資格情報を回答

- * 自治体システムの改修:自治体の各業務システムからPMHシステムに医療費助成に係る資格情報を定期的に登録するための自治体の各業務システムの改修
- * 医療機関・薬局のシステムの改修:オンライン資格確認端末から出力された医療費助成に係る資格情報をレヤプトコンピュータに取り込むためのレヤプトコンピュータの改修

マイナ保険証を提示

公費負担医療※におけるオンライン資格確認(マイナ保険証による資格確認)を制度化

※ 障害者総合支援法に基づく精神通院医療・更生医療・療養介護医療、難病法に基づく特定医療費、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾 病医療費・肢体不自由児通所医療・障害児入所医療など



オンライン資格確認等 システム

(支払基金・国保中央会)

情報連携

支払基金・国保連に おいて、システムの 管理・運用等の業務 を全国規模で実施

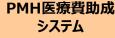
患者

紙の受給者証は不要

医療機関等でマイナ保険証を提示すると、診 公費負担医療・地方単独医療費助成の資格情報 の取得に係る確認画面が出てくる。

療・薬剤情報提供の確認画面と同じような形で、

: 法令による規定が想定される事項



資格情報を 登録



※ 福祉事務所が実施主体であ る牛活保護のオンライン資 格確認の費用負担等を勘案 し、公費負担医療・地方単 独医療費助成の実施主体で ある自治体(都道府県、市 区町村) 等に、上記業務に 要する費用の負担をお願い したい。

- * 令和6年度補正予算において、自治体及び医療機関のシステム改修を支援する経費を計上(30.5億円)。
- ・自治体システムの改修への支援 基準額500万円、補助率1/2
- ・医療機関・薬局のシステムの改修への支援 ①病院:28.3万円を上限に補助(事業額56.6万円の1/2を補助) 7.3万円の3/4を補助) ③大型チェーン薬局: 3.6万円を上限に補助(事業費7.3万円の1/2を補助)

②診療所(医科・歯科)・薬局(大型チェーン薬局以外): 5.4万円を上限に補助(事業額 74

先行実施事業(令和5・6年度)の実施状況

◎都道府県の実施状況(22都道府県が参加)

		地方単独医療費助成			
種類	難病	小児慢性	結核患者の医療	精神通院医療 (自立支援医療)	その他*
実施都道府県数	19	18	4	13	2

※こども医療費助成、障害者 医療費助成、ひとり親家庭 等医療費助成以外の地方単 独医療費助成

(注1) 精神通院医療の実施都道府県は、青森県、宮城県、栃木県、千葉県、東京都、富山県、滋賀県、大阪府、島根県、岡山県、佐賀県、長崎県、 熊本県

◎市町村の実施状況(161市町村が参加)

	公費負担医療						地方単独医療費助成				
種類	维校 事		結核患者	未熟児	自立支援医療						
12700	難病	小児慢性	の医療	養育医療	精神通院 医療	更生医療	育成医療	こども	障がい	ひとり親	その他
実施 市町村数	1	9	3	15	1	33	33	149	131	141	48

- (注1)精神通院医療、更生医療及び育成医療の実施市町村(1)は、熊本市(熊本県)
- (注2) 更生医療及び育成医療の実施市町村(29) は、帯広市(北海道)、三沢市(青森県)、つがる市(青森県)、深浦町(青森県)、由利本荘市 (秋田県)、米沢市(山形県)、我孫子市(千葉県)、一宮市(愛知県)、豊田市(愛知県)、小牧市(愛知県)、舞鶴市(京都府)、宇治市(京都府)、宮津市(京都府)、亀岡市(京都府)、八幡市(京都府)、木津川市(京都府)、精華町(京都府)、豊中市(大阪府)、羽 曳野市(大阪府)、神河町(兵庫県)、松江市(島根県)、出雲市(島根県)、赤磐市(岡山県)、福山市(広島県)、阿南市(徳島県)、上坂町(徳島県)、つるぎ町(徳島県)、別府市(大分県)、都城市(宮崎県)
- (注3) 更生医療のみの実施市町村(3) は、藤沢市(神奈川県)、和歌山市(和歌山県)、吉備中央町(岡山県)
- (注4) 育成医療のみの実施市町村(3) は、平塚市(神奈川県)、浜松市(静岡県)、西宮市(兵庫県)

オンライン資格確認を制度化する公費負担医療(案)

法律名	給付名	実施主体		
	精神通院医療	都道府県、指定都市		
陪宝老纷合士控计	更生医療	市区町村		
障害者総合支援法 	育成医療	市区町村		
	療養介護医療	市区町村		
難病法	特定医療費	都道府県、指定都市		
	小児慢性特定疾病医療費	都道府県、指定都市、中核市、児相設置市		
(障害児入所医療、肢体不自由児通	障害児入所医療	都道府県、指定都市、児相設置市		
所医療はこども家庭庁所管)	肢体不自由児通所医療	市区町村		
母子保健法(こども家庭庁所管)	養育医療	市区町村		
	結核患者の医療	都道府県、保健所設置市、特別区		
感染症法	新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の医療	都道府県、保健所設置市、特別区		
	新感染症外出自粛対象者の医療	都道府県、保健所設置市、特別区		
被爆者援護法	認定疾病医療	国		
7汉原白]友曀/丛	一般疾病医療費	国		
特定B型肝炎感染者特別措置法	定期検査費	支払基金		
内にし主川交応末日刊が旧直広	特定無症候性持続感染者に対する母子感染防止医療費	支払基金		
石綿健康被害救済法(環境省所管)	医療費	(独)環境再生保全機構		
水俣病特措法(環境省所管)	療養費	熊本県、鹿児島県、新潟県		

- ※ 上記のほか、以下の予算事業に基づく公費負担医療においても、オンライン資格確認を制度化。
 - ・肝炎治療特別促進事業・先天性血液凝固因子障害等治療研究事業・特定疾患治療研究事業
 - ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業・第二種健康診断特例区域治療支援事業・水俣病総合対策医療事業(環境省所管)
- ※ 地方単独医療費助成については、自治体の判断に基づき、オンライン資格確認を導入するかどうかを決定。地方単独医療費助成における オンライン資格確認の導入によって、事務手続き・負担の効率化など、患者(住民)、自治体及び医療機関・薬局にメリットが発生する ことが想定されるため、各自治体においては、地方単独医療費助成におけるオンライン資格確認の導入をご検討いただきたい。

自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤(PublicMedicalHub(PMH))により実現するマイナンバーカードを活用した医療分野のデジタル化の取組

- ○自治体が実施する、こどもなどの医療費助成、予防接種、母子保健分野における情報を医療機関・薬局に連携して、マイナンバーカードによりそれらの情報を活用する取組について、**令和5年度から、希望する自治体・医療機関・薬局** において先行的に着手。
- ○全国的な運用に向けて、今後、具体的な仕組みを検討。

(先行実施の進捗状況)

- ・令和5年度は、16自治体87医療機関・薬局を選定し、医療費助成の分野は、本年3月から事業を開始し、予防接種・母子保健分野は、 同年夏頃を目途として順次開始予定。
- ・令和6年度は、医療費助成分野で更に180自治体を選定し、累計で183自治体で先行実施。補助金により医療機関・薬局も拡大していく予定。予防接種・母子保健分野では、予防接種B類の追加、里帰り出産への対応等のPMHの機能拡充を予定。

【PMHのユースケース】

(医療費助成)

✓ マイナ保険証を医療費助成の受給者証として 利用し、医療機関で受診できるようにする

(予防接種・母子保健・自治体検診)

- ✓ 事前に予診票や問診票をスマホ等で入力し、 マイナンバーカードを接種券・受診券として 利用できるようにする
- ✓ マイナポータルから、接種勧奨・受診勧奨を 行い、接種・健診忘れを防ぐとともに、接種 履歴や健診結果がリアルタイムでマイナポー タル上で確認できるようにする











マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化のメリット

マイナ保険証1枚で公費負担医療・地方単独医療費助成(こども医療費助成など)のオンライン資格確認も行えるようになり、公費 負担医療・地方単独医療費助成に係る紙の受給者証の持参や医療機関等への提示が不要になることで、患者(住民)、自治体、医療機 関・薬局に以下のメリットの発生が想定。



患者 (住民)

- ✓ 紙の受給者証を持参する手間が軽減するとともに、紙の受給者証の紛失リスクがなくなり、持参忘れによる再来院も防止される。
- ✓ マイナ保険証の利便性の向上によって、マイナ保険証の利用が促進されることにより、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくより良い医療の提供が図られる。
 - ※ 年齢階級別マイナ保険証利用率(令和6年9月)を見ると、マイナ保険証に加えて子ども医療費の受給者証を提示することが一般的である子ども(0歳~19歳)は5%台~7%台となっており、20歳以上の12%台~19%台に比べて利用率が低い。このため、マイナ保険証と公費負担医療・地方単独医療費助成の受給者証の一体化によって、マイナ保険証の利用が促進されると想定される。



自治体

- ✓ 正確な資格情報に基づき医療機関・薬局から請求が行われることになるため(資格過誤請求が減少)、医療費の支払に係る事務負担を軽減できる。
- ✓ 医療機関・薬局で正確な資格確認が行えるようになるので、資格確認に関する自治体への照会が減る。また、患者の受給者証忘れによって自治体が償還払いを行うことが防げる。これらによって、自治体の事務負担を軽減できる。
- ✓ マイナ保険証での対応を希望する受給者に対して受給者証を発行しないこととした場合、受給者証を定期的に印刷・発行するための事務負担やコストが削減できる。
- ✓ 住民の利便性向上に資するとともに、マイナ保険証の利用促進を通じて、住民に対して薬剤や診療のデータに基づくより良い医療の提供が図られる。



医療機関 薬局

- ✓ 医療保険の資格情報及び受給者証情報の手動入力の負荷をセットで削減できるとともに、医療費助成の資格を有しているかどうかの確認に係る事務負担を軽減できる。
- ✓ 正確な資格情報に基づき請求を行えるようになるため(資格過誤請求が減少)、医療費の請求に係る事務負担を軽減できる。
- ✓ マイナ保険証の利用促進を通じて、患者本人の薬剤や診療のデータを把握して医療を提供することができる。

自立支援医療の自己負担上限額管理について

概要

- 患者の自己負担上限月額は、医療保険の世帯(支給認定世帯)を 範囲とし、その市町村民税所得割の合算額に応じて、1月当たり の負担上限額を設定している。
- 自己負担上限月額は、指定自立支援医療機関の受診ごとの自己負担額の合算に適用されるため、受給者証と合わせて交付される 「自己負担上限額管理票」により管理されている。

運用

- ① 各指定医療機関では、受診の都度、自己負担上限月額の範囲内で、総医療費の1割又は高額療養費 (医療保険)の自己負担限度額を徴収。
- ② 患者は、受診の都度、指定自立支援医療機関に上限額管理票を 提出し、徴収額(入院時食事の標準負担額を含まない額)を記 入してもらう。
- ③ 自己負担累積額(月額)が自己負担上限月額に達した場合は、 指定自立支援医療機関が確認し、その月に自己負担上限月額を 超える費用徴収は行わない。

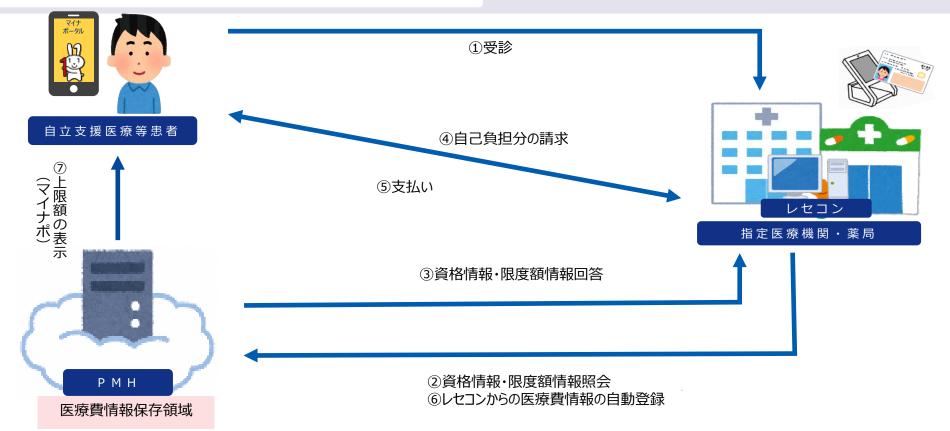
(参考) 自己負担上限額管理票

別紙様式第	5 9	年 月分自己的	負担上限額管理	票
受診者			受給者番号	
下紹のとお	ทอง	領自己負担上限額に違しました。	月胡自己負担上限額	p 19
B (4			医摩根障名	
月	В			
日付		医療機関名	自己負担額	月間自己負担額 累積額
月	8			
月	₿			
月	В			
月	В			
月	В			
月	В			
月	В			
月	В			
月	В			
月	В			
月	8			
月	В			
月	8			
月	В			

現在検討中の自己負担上限額管理の電子化について

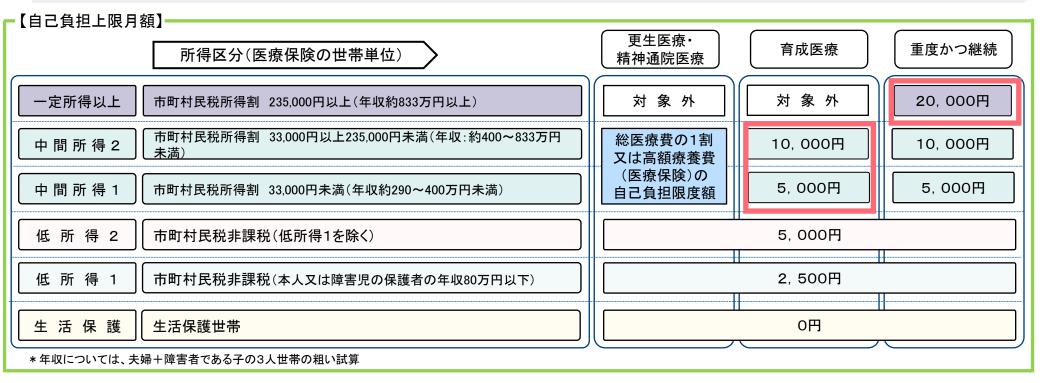
- 公費負担医療制度等の資格確認オンライン化に関する先行実施で自治体と医療機関・薬局を 拡大する中で、自立支援医療等の受給者証の電子化に当たって、自己負担上限額管理票も合 わせて電子化の要望もあがっている。
- PMHを活用した上限額管理の電子化について、デジタル庁と連携し検討を進めていく。

PMHを活用した上限額管理の電子化のイメージ



参考: 自立支援医療の患者負担の基本的な枠組み

- ① 患者の負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担上限額を設定。(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)
- ② 費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない(重度かつ継続)者、育成医療の中間所得層については、更に軽減措置を実施。



【月額医療費の負担イメージ】 * 医療保険加入者(生活保護世帯を除く)

医療保険(7割)	自立支援医療費 (月額医療費-医療保険-患者負担)	患者負担 (1割又は負担上限額)	
	(月般区原复一区原体陕一忠日县担/	(一刮入1は貝担上収録/	

「重度かつ継続」の範囲

- 〇疾病、症状等から対象となる者
 - [更生・育成] 腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者
 - 精神通院] ①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の者
 - ②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- 〇疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - [更生・育成・精神通院] 医療保険の多数回該当の者

負担上限月額の経過的特例措置 ※上記の太枠部分

育成医療の中間所得1,2及び「重度かつ継続」の一定所得以上の負担上限月額については、令和9年3月31日までの経過的特例措置

(2) 障害福祉サービスデータベースの第三者提供 について

障害福祉DBの構築及び第三者提供に関する検討の経緯

- 医療・介護分野では、匿名医療保険等関連情報データベース(以下、「NDB」という。)や匿名介護保険等関連情報データベース(以下、「介護DB」という。)が構築されており、データに基づいた効果的・効率的な制度改正や報酬改定及び研究者等の第三者への提供が実施されているが、障害福祉分野では、このようなデータベースは構築されていなかった。
- このような状況を受けて、平成30年度~令和元年度に「障害福祉関係データベースの構築に向けた調査研究」が実施され、障害福祉DBの構築へ向けた検討が開始された。
- 検討の中では、障害福祉DBの利用は行政だけにとどめておくだけではなく、研究者等の第三者にも広く使えるようにし、 その研究成果を行政に活用していくことが有用であると考えられた。そのため、障害福祉DBの情報を第三者提供するための仕組み作りが進められた。
- 社会保障審議会障害者部会(以下、「障害者部会」という。)においても、障害福祉分野におけるデータベースを整備するとともに、整備したデータベースをより有効利用するため、第三者への提供を可能とすることを推進するべきとされた。
- 障害者部会での議論等を受けて、令和4年12月には、障害福祉DBを整備し、あわせて障害福祉DBの第三者提供を可能とするための法改正※を行った。
 - ※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)
- 障害福祉DBの整備については、令和5年4月1日から運用を開始したところであり、一方、第三者提供に関する規定の施行日は公布日(令和4年12月16日)から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日(令和7年12月1日の予定)とされている。
- 障害福祉DBの整備により、給付費等明細書データ等と障害支援区分認定データとのさらに細分化したクロス集計に ついても、可能となった。
- 第三者提供を行うためには、第三者へのデータ提供にあたってのルール(ガイドライン)を定める必要があり、NDB及び介護DB等の整備が先行している公的データベースについては、現に、定められたガイドラインに基づき、第三者提供が行われている。

183

障害福祉DBにおける第三者提供・連結解析のスケジュール(案)について

○ 今後の専門委員会において、ガイドライン等の内容を更に検討いただき、提供申出に関する模擬審査等を 経て、ガイドライン(案)を取りまとめ。

その上で、障害者部会及び障害児支援部会で議論していただき、ガイドラインを策定する予定。

(参考) 第三者提供・連結解析に関するスケジュール (案)



※ 改正法において、第三者提供に関する規定の施行日は公布日(令和4年12月16日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

経済財政運営と改革の基本方針2024(抄)

- 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現
 - 3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応

(医療・介護・こどもDX)

医療・介護の担い手を確保し、より質の高い効率的な医療・介護を提供する体制を構築するとともに、医療データを活 用し、医療のイノベーションを促進するため、必要な支援を行いつつ、政府を挙げて医療・介護DXを確実かつ着実に 推進する。このため、マイナ保険証の利用の促進を図るとともに現行の健康保険証について2024年12月2日からの発 行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する。「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、「全国医療 情報プラットフォーム」を構築するほか、電子カルテの導入や電子カルテ情報の標準化、診療報酬改定DX、PHRの 整備・普及を強力に進める。調剤録等の薬局情報のDX・標準化の検討を進める。また、次の感染症危機に備え、予防 接種事務のデジタル化による効率化を図るとともに、ワクチン副反応疑い報告の電子報告を促し、予防接種データベー スを整備する等、更なるデジタル化を進める。**当該プラットフォームで共有される情報を新しい医療技術の開発や創薬** 等のために二次利用する環境整備、医療介護の公的データベースのデータ利活用を促進するとともに、研究者、企業等 **が質の高いデータを安全かつ効率的に利活用できる基盤を構築する**。医療 D X に関連するシステム開発、運用主体とし て、社会保険診療報酬支払基金について、国が責任を持ってガバナンスを発揮できる仕組みを確保するとともに、情報 通信技術の進歩に応じて、迅速かつ柔軟な意思決定が可能となる組織へと抜本的に改組し、必要な体制整備や医療費適 正化の取組強化を図るほか、医療・介護DXを推進し、医療の効果的・効率的な提供を進めるための必要な法整備を行 う。また、AIホスピタルの社会実装を推進するとともに、医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策を着実に実 施する。電子処方箋について、更なる全国的な普及拡大を図る。あわせて、子育て支援分野においても、保育業務や保 活、母子保健等におけるこども政策DXを推進する。また、これらのDXの推進については、施策の実態に関するデー 夕を把握し、その効果測定を推進する。

医療・介護DXの更なる推進

活力ある健康活躍社会を築く上で、デジタル化とデータサイエンスを前提とする医療・介護DXの推進は、国民一人ひとりの健康・生命を守り、今後の医療等の進歩のための基盤となるもの。より質の高い医療やケアを効率的に提供する体制を構築するとともに、医療分野のイノベーションを促進し、その成果を国民に還元していく環境整備を進めていく。

▶ 本年12月にマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行を控える中で、医療DXの基盤であるマイナ保険証の利用促進を図りつつ、「医療DXの推進に関する工程表」に基づき、各取組をより実効的かつ一体的に進める。また、速やかに関係法令の整備を行う。

全国医療情報プラットフォームの構築等

- ◆電子カルテ情報共有サービスの構築・普及(大病院における電子カルテ情報の標準化の加速化、診療所への標準型電子カルテの導入 促進、必要な支援策の検討)、電子処方箋の普及促進
- ◆次の感染症危機に備え、電子カルテ情報と発生届との連携や臨床研究における電子カルテ情報との連携促進、JIHS(国立健康危機管理所機構)への情報集約
- ◆診療報酬改定DX、介護情報基盤の構築、PMH(公費負担医療等の情報連携基盤)の推進

医療等情報の二次利用の推進

- ◆医療・介護等の公的DBの利用促進(仮名化情報の利用・提供、電子カルテ情報共有サービスで収集するカルテ情報の二次利用等)
- ◆公的DB等を一元的かつ安全に利活用できるクラウド環境の情報連携基盤の構築、利用手続のワンストップ化
- ◆検査や薬剤等に関するコードの標準化・質の高い医療データを整備、維持・管理するための取組推進

医療DXの実施主体

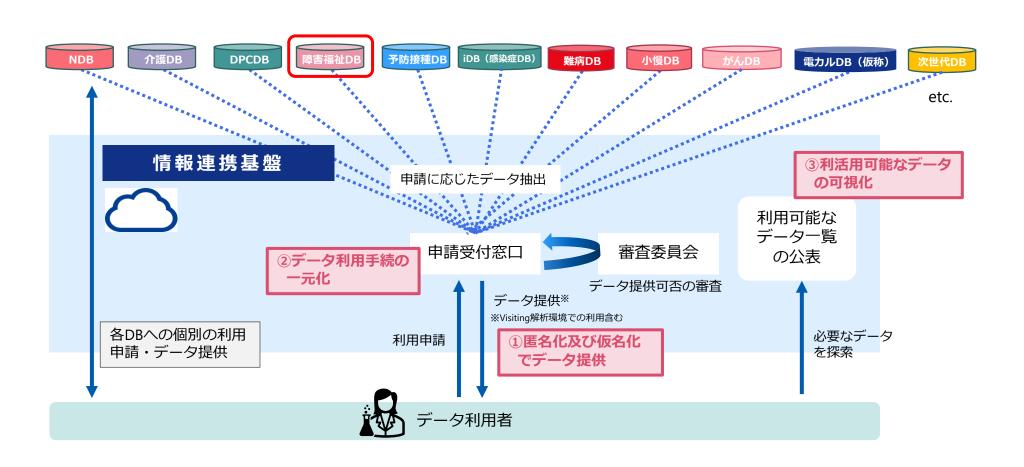
- ◆ 社会保険診療報酬支払基金を、医療DXに関するシステムの開発・運用主体の母体(「医療DX推進機構(仮称)」)として、抜本的に改組
- ◆国が医療DXの総合的な方針を示し、支払基金が中期的な計画を策定。保険者に加え、国・地方が参画し、運営する組織。情報技術の 進歩に応じた迅速・柔軟な意思決定、DXに精通した専門家が意思決定に参画する体制に改組

マイナ保険証の利用促進、生成AI等の医療分野への活用

- ◆ 国が先頭に立って、あらゆる手段を通じてマイナ保険証の利用を促進
- ◆ 生成AI等の医療分野への活用

医療・介護関係のDB等の利活用促進の方向性(イメージ)

厚生労働大臣が保有する医療・介護関係のデータベース等について、仮名化情報の提供を可能とするとともに、利用申請の一元的な受付、二次利用可能な各種DBを可視化した上で研究者や企業等がリモートアクセスして、各種DBのデータを安全かつ効率的に利用・解析できるクラウドの情報連携基盤を整備する方向で検討中。



障害福祉等関連情報の仮名化情報に関する考え方(イメージ)

仮名化情報では、匿名化情報と同様に、氏名など単体で特定の個人を識別できる情報の削除は必要であるが、匿名化情報とは異なり、特異な値や記述の削除及び改変が基本的に不要となる。



○ 各利用者の申請に応じて提供するデータの内容については、個別審査により、<mark>障害者・児の差別や偏見を回避する等の観点</mark>から 判断を行う。

188

仮名化情報の利用・提供を行うメリットについて

1. 同一対象群に関する追加データの取得・解析が可能

第3回健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報の二次利用に関するワーキンググループ(2024年2月15日) 資料2-1<一部抜粋>

- 匿名化情報は、元データに復元できない形で匿名化することが必要であり、同一対象群に関する追加データの取得・解析を行うことができない。他方、仮名化情報は、匿名化情報と異なり、同一対象群に関する追加データの取得・解析が可能。
- 仮名化情報の利用・提供を創設することにより、仮名化情報に相応しい保護を図りながら、同一対象群に関する追加データの利用・分析が可能となる。

2. 特異な値や記述の削除・改変が不要

- 仮名化情報は、匿名化情報と異なり、特異な値や記述の削除・改変が不要である(仮名化情報であっても、氏名など単体で特定の 個人を識別できる情報は削除が必要。)。
- 仮名化情報の利用・提供を創設することにより、保健医療データの利用・提供に当たって、例えば、
 - ・身長・体重(2m以上・150kg以上など)、年齢(100歳以上など)、検査値(血圧200以上など)など特異な値の改変が不要
 - ・受診日や生年月日等の改変、地理的情報の削除・改変が不要となり、データの有用性が高まる。

3. 他の仮名化情報との連結解析が可能

- 次世代医療基盤法の改正により、仮名加工医療情報の第三者提供の枠組みが創設されたところであり、また、今般、公的データベースも次々と整備が進んでおり、仮名化情報の利用・提供を求める声が大きい。
- 公的データベースに関して仮名化情報の利用・提供を創設することで、例えば次世代医療基盤法の仮名加工医療情報と臨床情報等を含む仮名化情報を連結して利用することが可能となり、医療分野における研究利用の有用性が高まる。

(3) 自治体システム標準化について

障害者福祉システムの標準化に向けた標準仕様書改訂事業

令和6年度補正予算額 88,875千円

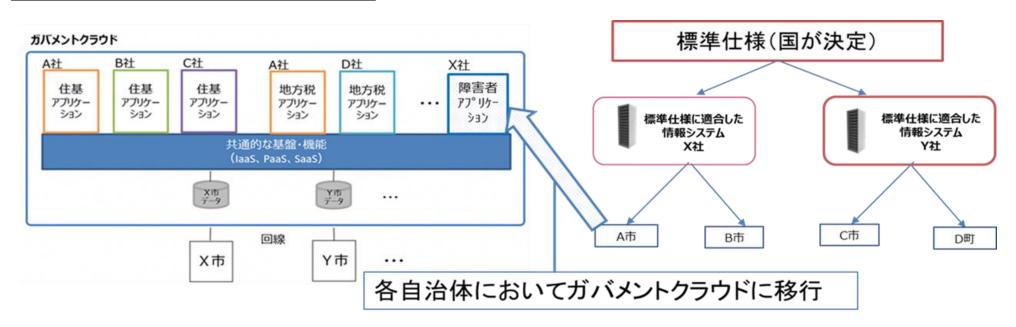
① 施策の目的

令和3年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、国は、各自治体が令和7年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、環境を整備することとしている。

② 施策の概要

各自治体における障害福祉関係の業務プロセスやシステム標準化を行うため、課題や留意点等を踏まえつつ、各自治体やシステムベンダーの 意見照会等を実施し、各種意見を反映の上、標準的な仕様書を作成する。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

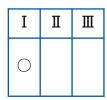


(4) 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化について

① 施策の目的

現在、各自治体において整備されている障害福祉サービス等の事業所台帳管理システムと、その他の 自治体・事業者間の手続きに関するシステムの共通化に向け、実態調査や要件定義等を行う。

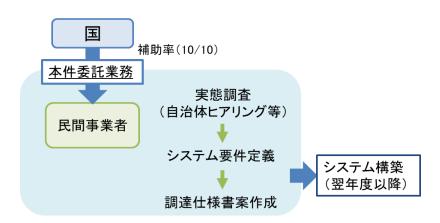
② 対策の柱との関係



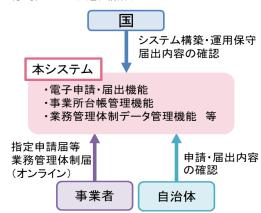
③ 施策の概要

令和6年9月24日の「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会(第1回)」において、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム(事業所台帳管理システムを含む)」が共通化の対象候補案とされたことから、事業者・自治体間の障害福祉関係手続の共通化について、地方自治体等への実態調査やシステムの要件定義等を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



〈参考〉システム共通化構築イメージ



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

共通化されたシステムが構築されることで、業務ごとにシステムを管理するよりも利便性が向上し、トータルコストを最小化できる可能性がある。本システムの構築に向け、実態調査等を踏まえシステム構築の対象範囲を決めて要件定義を行い、調達のための仕様書を作成する。

(参考)

●令和6年11月12日 第8回デジタル行財政改革会議 資料3(抄)

令和6年度共通化の対象候補について

- ・ 第2回 国地方デジタル共通基盤推進連絡協議会(10/29)において、基本方針に基づき、令和6年度共通化の対象候補を以下のとおり決定。
- ・ 令和 6 年度の共通化の対象候補となった業務システムの所管府省庁は、令和 7 年 3 月までに、共通化推進方針案を作成し、国・地方デジタル 共通基盤推進連絡協議会に協議をすることを原則としている(※令和 6 年度中にサービスインを求めるものではないため留意が必要)。

※DPI(機能拡充を含む)及び既に提供している共通SaaS(共通機能)(自治体窓口SaaS、給付支援サービス等)の利用拡大にも取り組む <デジタル庁>

I. デジタル化に伴う事業活動等の変容に即した行政手法の改革

- 入札参加資格審査システム <総務省> 【提案募集】
- ② 環境法令に係る申請・届出システムく環境省、デジタル庁> 【分権提案】
- ③ 建築確認電子申請システム等 <国土交通省> 【分権提案】
- ④ 預貯金照会のオンライン化の拡大 <デジタル庁(警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省)> 【分権提案】

Ⅱ. デジタルの活用により可能となる国・地方自治体関係の合理化

(1) クラウドの活用による情報集約手法のフラット化

- ⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム <総務省> 【分権提案】
- ⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省> 【分権提案】
- ⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大 <デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁> 【経由事務】
- ⑧ 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等く内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省> 【経由調査】

(2) システム共用化による国の制度改正への対応の即時化・省力化

- ⑨ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム <デジタル庁及び東京都(指導検査業務等の制度所管省庁)> 【提案募集】
- ⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム(事業所台帳管理システムを含む) <厚生労働省>【提案募集】

Ⅲ. データの可視化・活用による政策実施等の的確化

- ⑪ 重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォーム<厚生労働省> 【TYPES】
- ② 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム <総務省> 【提案募集】
- +【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討 <デジタル庁> 【密接関連】

(参考)

●令和6年10月29日 国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会(第2回) 資料(抄)

10. 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム(事業所台帳管理システムを含む。)

(1) 制度所管府省庁 厚生労働省

テムから出力して提供している。

(2) 選定の理由

障害のある方々に障害福祉サービス等を提供する事業者は、障害者総合支援 法に基づき、都道府県等から指定を受けるための申請を含む各種申請・届出等 の手続を行う必要がある。現在、その手続は、事業者が紙の書類を対面で都道 府県等に申請し、都道府県等は紙の書類に基づき、事業所情報をそれぞれ独自 の事業所台帳管理システムに入力し、事業所の管理を行っていることが多い。 障害福祉サービス指定事業者等は、各都道府県の国民健康保険団体連合会 (国保連)に対し、サービス提供の報酬を請求するが、その際、都道府県等は 当該国保連に対し、報酬算定となる事業者の基礎資料を、事業所台帳管理シス

事業者から都道府県等への指定申請等を電子的に行うことができるシステムの整備については、既に「規制改革実施計画」(令和5年6月16日閣議決定)に盛り込まれており、これに向け、厚生労働省では、令和5年度に標準様式等の作成、令和6年度に調達様式・要件定義の作成やシステムに必要な機能の検討を進めており、令和7年度概算要求で独立行政法人福祉医療機構においてシステムを構築するために必要な経費を計上している。これに加えて、業務管理体制に係る指導監査に必要な事業者情報を登録する業務管理体制データ管理

システムについても、事業者等がオンラインで届出を行うためのシステム改修 に必要な費用を令和7年度概算要求に計上している。

こうした中、地方自治体からの提案募集の中で、3年に一度行われる報酬改定や、その他の改正制度の都度、求められる基礎資料が変わることから、事業所台帳管理システムの改修が必要となり、都道府県等の負担となっていることについての指摘があり、システム共通化の提案が行われたところ。

事業者・自治体間で行われる障害福祉関係の手続については、都道府県等にとって共通のものであり、事業所台帳管理システムに加え、電子申請・届出システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方がトータルコストを最小化できる可能性があるため、共通化の対象候補とする。なお、既にこれらの整備に向けた調整が進んでいることから、関係者との調整、他の地方自治体の意向、共通化のフィージビリティ等の検討を進める必要がある。

<参考>提案募集(#228、229)

(3) 依頼事項

厚生労働省は、令和7年3月末までに、共通化することが適当かを検討し、 共通化する場合は、その方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定 されたい。

その際、報酬改定等の制度改正による地方自治体への影響を最小限にすることを含め、障害福祉サービス等事業者等の指定申請から報酬請求までの全体の業務のフローのデジタル化を進め、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

(5) 自立支援医療、身体障害者手帳及び精神障害者保健 福祉手帳に係る申請手続のオンライン化について

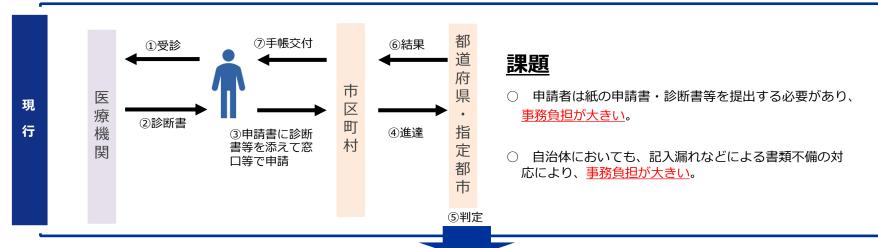
自立支援医療、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳申請のオンライン化

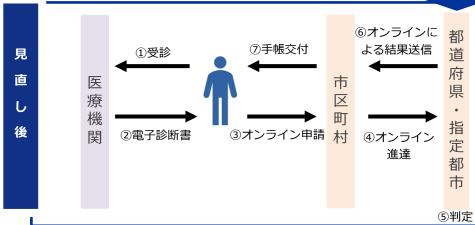
- ◎令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)(抄)
- 4 義務付け・枠付けの見直し等 【厚生労働省】
- (22) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

精神障害者保健福祉手帳の交付申請(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条1項)及び自立支援医療費の支給認定申請(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律53条1項)に係る手続については、医師の診断書のオンラインによる提出も含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

自立支援医療、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳申請のオンライン化

○申請のオンライン化にあたっては、診断書の電子的提出などの課題があるが、<u>今後、オンライン化に</u>向けて、現行業務に係る課題整理や課題ごとの実現可能性を含めたオンライン化実現方式の検討を行うための調査研究等を行う予定。





見直しに向けた検討の内容

○ 診断書の電子的提出及びオンライン申請を可能とする ことについて検討。

効果

- オンライン申請の導入により、<u>申請者の負担が軽減</u>される。
- 自治体においても、記入漏れなどによる書類不備の減少に伴い、事務負担が軽減される。

(6)障害福祉サービス事業者等の経営情報の見え る化について

障害福祉サービス事業者等の経営情報の見える化について

障害福祉サービス等情報公表制度について

- 障害福祉サービス等情報公表制度については、利用者が個々の二ーズに応じて良質なサービスの選択に資すること等を目的として、毎年、障害福祉サービス等事業者の情報の公表にご協力いただいているところ。
- 令和6年度報酬改定では、利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、未公表の事業所に対する減算措置を導入したところ。引き続き、当該制度について事業所への周知をお願いしたい。

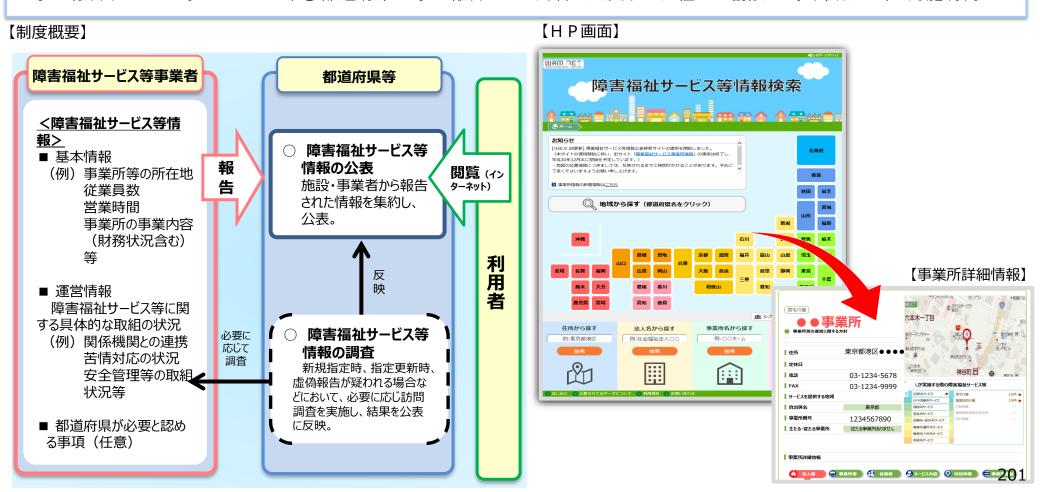
経営情報の見える化について

- 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)について」(令和5年12月22日閣議決定)において、障害 福祉サービス等事業者についても医療・介護分野と同様に、経営情報に関するデータベースの構築を求められている。 このため、令和7年度より現行の情報公表システムの仕組みを活用しつつ、経営情報データベースの整備を行う予定 であり、現在検討を進めているところ。
- 詳細については今後説明会等を実施する予定であり、円滑な施行に向けてご協力をお願いしたい。

障害福祉サービス等情報公表制度の概要

1. 趣旨•目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、利用者による個々の ニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的として、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知 事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設した。(平成30年4月施行)。



情報公表未報告の事業所への対応(令和6年度報酬改定)

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、 情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・100分の10に相当する単位数を減算
- (療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、 障害児入所施設)
- ・100分の5に相当する単位数を減算

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、 医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービス を除く))

算定要件

○ 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

○ 都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長)は、指定障害福祉サービス事業 者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基 づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

202

◎全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)について (令和5年12月22日閣議決定)抄

- Ⅱ. 今後の取組
- 2. 医療・介護制度等の改革
- <② 「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組>

(生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上)

- ◆ 医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化
 - 医療法人の経営情報に関するデータベースについて、医療法人の会計年度が原則4月から 翌年3月までとされており、2024年3月に決算を迎える医療法人からの報告状況等を踏ま え、必要な対応について検討を行う。
 - また、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースについて、2024年4月からの施行に向けて取り組むとともに、職種別の給与総額等について継続的に把握できるような対応について検討を行う。
 - ・ <u>障害福祉サービス等事業者や、幼稚園・保育所・認定こども</u>園等<u>の経営情報に関するデータベースについても、速やかに検討を進め、必要な措置を講じる。</u>

財務状況の見える化システム(障害福祉サービス等情報公表システム)

令和7年度当初予算案 2.3億円

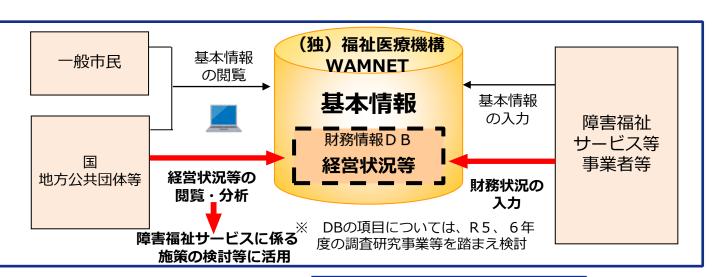
令和6年度補正予算 2.6億円(障害者支援施設等の災害時情報共有システムの改修等の内数)

1 事業の目的

○ 障害福祉サービス等事業者は、法令上、財務状況の公表が義務化されているにも関わらず、障害福祉サービス等情報公表制度における財務状況の公表率は、全事業所等の4割程度にとどまっており、また、情報公表システム上では、財務諸表等は事業所ごとにPDFで掲載されており、横串を刺して比較・分析できるような仕組みになっていない。また、障害福祉サービスは、サービス提供に係る費用の大部分が公費によって賄われていることから、経営の透明性を確保する必要があり、財務状況のデータベースを整備することにより、費用の使途の透明性向上を図るもの。

2 事業の概要・スキーム

障害福祉サービス等事業者から詳細な財務の状況の提供を求め、(独)福祉医療機構(WAM)において、当該経営情報を公表するために必要な経費を要求するものである。



3 DB化のメリット

- データを横串で分析可能となり、経年比較の分析も可能となる。
- 統計調査で実施している経営状況等調査との比較も可能となり、より精緻に 経営状況の分析が可能となる(ひいては報酬改定の基礎データともなり得る)
- 今後、従事者の平均賃金等の情報も追加可能となれば、職員の処遇改善につ なげることも可能となり、障害福祉職員の人材確保にもつなげることが可能。

4 交付先(実施主体)等

交付先:独立行政法人福祉医療機構

補助率:定額